

- 五「センチリットル」以下
 - 一「センチリットル」以下
 - 二「センチリットル」以下
 - 三「センチリットル」以下
 - 四「センチリットル」以下
 - 五「センチリットル」以下
- 六「センチリットル」以下
- 七「センチリットル」以下
- 八「センチリットル」以下
- 九「センチリットル」以下
- 十「センチリットル」以下
- 十一「センチリットル」以下
- 十二「センチリットル」以下
- 十三「センチリットル」以下
- 十四「センチリットル」以下
- 十五「センチリットル」以下
- 十六「センチリットル」以下
- 十七「センチリットル」以下
- 十八「センチリットル」以下
- 十九「センチリットル」以下
- 二十「センチリットル」以下
- 二十一「センチリットル」以下
- 二十二「センチリットル」以下
- 二十三「センチリットル」以下
- 二十四「センチリットル」以下
- 二十五「センチリットル」以下
- 二十六「センチリットル」以下
- 二十七「センチリットル」以下
- 二十八「センチリットル」以下
- 二十九「センチリットル」以下
- 三十「センチリットル」以下
- 三十一「センチリットル」以下
- 三十二「センチリットル」以下
- 三十三「センチリットル」以下
- 三十四「センチリットル」以下
- 三十五「センチリットル」以下
- 三十六「センチリットル」以下
- 三十七「センチリットル」以下
- 三十八「センチリットル」以下
- 三十九「センチリットル」以下
- 四十「センチリットル」以下
- 四十一「センチリットル」以下
- 四十二「センチリットル」以下
- 四十三「センチリットル」以下
- 四十四「センチリットル」以下
- 四十五「センチリットル」以下
- 四十六「センチリットル」以下
- 四十七「センチリットル」以下
- 四十八「センチリットル」以下
- 四十九「センチリットル」以下
- 五十「センチリットル」以下

- 五「センチリットル」以下
- 六「センチリットル」以下
- 七「センチリットル」以下
- 八「センチリットル」以下
- 九「センチリットル」以下
- 十「センチリットル」以下
- 十一「センチリットル」以下
- 十二「センチリットル」以下
- 十三「センチリットル」以下
- 十四「センチリットル」以下
- 十五「センチリットル」以下
- 十六「センチリットル」以下
- 十七「センチリットル」以下
- 十八「センチリットル」以下
- 十九「センチリットル」以下
- 二十「センチリットル」以下
- 二十一「センチリットル」以下
- 二十二「センチリットル」以下
- 二十三「センチリットル」以下
- 二十四「センチリットル」以下
- 二十五「センチリットル」以下
- 二十六「センチリットル」以下
- 二十七「センチリットル」以下
- 二十八「センチリットル」以下
- 二十九「センチリットル」以下
- 三十「センチリットル」以下
- 三十一「センチリットル」以下
- 三十二「センチリットル」以下
- 三十三「センチリットル」以下
- 三十四「センチリットル」以下
- 三十五「センチリットル」以下
- 三十六「センチリットル」以下
- 三十七「センチリットル」以下
- 三十八「センチリットル」以下
- 三十九「センチリットル」以下
- 四十「センチリットル」以下
- 四十一「センチリットル」以下
- 四十二「センチリットル」以下
- 四十三「センチリットル」以下
- 四十四「センチリットル」以下
- 四十五「センチリットル」以下
- 四十六「センチリットル」以下
- 四十七「センチリットル」以下
- 四十八「センチリットル」以下
- 四十九「センチリットル」以下
- 五十「センチリットル」以下

衡器

- 一 秤ノ桿及之ニ附屬スル横杆ニハ強硬ナル金屬ヲ用ウヘシ但シ度量衡法第三條又ハ第四條ノ名稱ニ依ル桿秤ニ在リテハ黒檀、紫檀、櫻、骨又ハ象牙度量衡法施行令第一條ノ名稱ニ依ル桿秤ニ在リテハ骨又ハ象牙ヲ用ウルコトヲ得
- 二 秤ノ桿及之ニ附屬スル横杆上ニ於ケル支點ヲ爲ス刃、刃受、承軸及關節又ハ刃蓋ニハ之ニ負フ重量ノ大小及秤ノ秤量ノ大小ニ應シテ適當ナル硬度ヲ有スル鋼鐵又ハ石ヲ用ウヘシ
- 三 緒紐ノ材料ニハ金屬、革又ハ強靱ナル絹絲、麻絲若ハ綿絲ヲ用ウヘシ
- 四 分銅、錘又ハ増錘ノ物質ハ白金、金、銀、アルミニウム、「ニッケル」、白銅、真鍮、青銅、銅、鐵又ハ玻璃ヲ用ウヘシ但シ重量五十匁未満、二百「グラム」未満又ハ八「オンス」未満ノモノニハ鐵ヲ用ウルコトヲ得ス
- 五 分銅ノ形狀ハ之ヲ臺形又ハ圓球形ト爲スヘシ但シ重量二分以下、五「デシグラム」以下「デレイン」分銅ニシテ重量二十「デレイン」以下「オンス」分銅ニシテ重量〇、〇五「オンス」以下ノモノ及玻璃製ノモノニ在リテハ之ヲ板狀ト爲スコトヲ得
- 六 桿、横桿又ハ臺ニ嵌入スル刃及承軸ハ容易ニ離脱又ハ移動セサル構造ト爲スヘシ
- 七 刃ハ凹凸ナク刃受ノ面ハ平滑ナルコトヲ要ス
- 八 刃受ヲ圓形トナス場合ニ在リテハ繼目ナキ構造ト爲スヘシ

- 九 目盛アル秤ニハ直點又ハ標點一箇以上ヲ其ノ桿上又ハ見易キ位置ニ表示スヘシ但シ秤量二百貫以上、千三百斤以上、五百「キログラム」以上又ハ千五百「ポンド」以上ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十 秤ニハ桿ノ位置又ハ感量ヲ規定スル爲度表若ハ睨ミヲ設クヘシ但シ桿休メアルモノ又ハ桿秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十一 秤ニハ調子玉ヲ附スヘシ但シ木製又ハ金屬製桿秤、自動秤、上皿天秤及刃受ヲ懸垂シテ使用スル構造ノ天秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十二 調子玉ハ目盛又ハ度表ノ最小目盛ノ二度目以上度表又ハ目盛ナキ秤ニ在リテハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ秤量ノ公差ノ二倍以上ヲ加減シ得ル構造ト爲スヘシ
- 十三 調子玉ハ遊動セサル構造ト爲スヘシ
- 十四 調子玉ナキ秤ハ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ其ノ睨ミカ一致シ若ハ其ノ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指ス構造ト爲スヘシ但シ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ秤量ノ公差ノ四分ノ一以內掛量アルモノニ在リテハ其ノ公差ノ四分ノ一以內ノ重量ヲ加減シテ其睨ミカ一致シ若ハ桿カ水平トナリ又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指スモ妨ナシ
- 十五 調子玉アル秤ノ支點ハ之ヲ一箇ト爲スヘシ
- 十六 天秤、臺秤及上皿桿秤ニハ水平ヲ定ムル裝置ヲ爲スヘシ但シ刃受ヲ懸垂シテ使用スル構造ノ天秤又ハ土地若ハ建物等ニ取附ケ使用シ又ハ其ノ臺ヲ傾斜スルモ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ノ臺秤ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 十七 十分秤ハ其ノ兩臂ノ比ヲ十分ノ一又ハ百分ノ一ト爲スヘシ
- 十八 桿秤ノ支點ハ之ヲ二箇以下ト爲シ其ノ二箇ノ場合ニ在リテハ桿ノ表裏ニ之ヲ設ケ其ノ刃受ハ支點

毎ニ之ヲ附スヘシ

- 十九 桿秤ノ刃及刃受ハ其ノ桿ヲ上下各四十五度ニ搾ルモ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差以上ノ器差ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 二十 秤ノ最小目盛間ノ距離ハ臺秤ニ在リテハ之ヲ五厘以上上皿桿秤及秤量二百匁、一斤、五百「グラム」又ハ一、五「ポンド」ヲ超エタル金屬製桿秤ニ在リテハ之ヲ三厘以上骨製若ハ象牙製桿秤及秤量二百匁以下、一斤以下、五百「グラム」以下又ハ一、五「ポンド」以下ノ金屬製桿秤ニ在リテハ之ヲ二厘以上ト爲スヘシ
- 二十一 木製桿秤ノ桿ノ長ハ其ノ秤量ニ從ヒ左ノ定限以上ト爲シ之ニ附屬スル錘ノ重量ハ紫檀製又ハ黒檀製ノ秤ニ在リテハ其ノ秤量ノ三十分ノ一以上其ノ他ノ秤ニシテ秤量四十貫未滿又ハ二百五十斤未滿ノモノニ在リテハ其ノ秤量ノ二十分ノ一以上秤量四十貫以上又ハ二百五十斤以上及皿附ノモノニシテ秤量二貫以下一貫六百匁以上又ハ十二斤以下十斤以上ノモノニ在リテハ其ノ秤量二十五分ノ一以上ト爲スヘシ但シ定量錘ノ重量ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

榨製桿秤

- 三十六貫以上又ハ二百二十斤以上
- 二十五貫以上又ハ百五十斤以上
- 二十貫以上又ハ百二十斤以上
- 十六貫以上又ハ百斤以上
- 八貫以上又ハ五十斤以上
- 五貫以上又ハ三十斤以上

桿長

- 五尺
- 四尺五寸
- 四尺
- 三尺五寸
- 三尺
- 二尺五寸

- 四貫以上又ハ二十五斤以上 二尺
- 一貫六百匁以上又ハ十斤以上 一尺八寸
- 一貫以上又ハ六斤以上 一尺六寸
- 六百匁以上又ハ三斤二分ノ一以上 一尺四寸
- 二百匁以上又ハ一斤以上 一尺二寸

紫檀製又ハ黒檀製桿秤 桿長

- 一貫六百匁以上又ハ十斤以上 一尺三寸
- 一貫六百匁未滿又ハ十斤未滿 一尺二寸
- 一貫二百匁未滿又ハ七斤二分ノ一未滿 一尺

二十二 分銅、錘、増錘及増錘臺ニハ其ノ重量ヲ齊整スル爲容易ニ脱出セサル方法ニ依リ金屬ヲ填充スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ填充物ノ重量ハ増錘臺ヲ除クノ外重量ノ二十分ノ一ヲ超エサルコトヲ要ス

二十三 前號ニ依ル填充物ノ穿口ハ容易ニ離脱シ又ハ振戻シ得サル方法ニ依リ之ヲ緊塞スヘシ

二十四 分銅、錘、増錘又ハ増錘臺ニ證印ヲ附シ若ハ填充物ノ穿口ヲ緊塞スル爲メ爲シタル象眼ノ面ハ其ノ周圍ノ面ヨリ隆起セシメサルコトヲ要ス

二十五 定量錘附木製桿秤ノ秤量ハ其ノ定量錘ノ重量ニ從ヒ左ノ定限ニ依ルヘシ

- 一貫六百匁 秤 量 三十二貫又ハ二百斤

- 一貫三百匁 二十六貫又ハ百六十斤
- 一貫 二十貫又ハ百二十斤
- 八百匁 十六貫又ハ百斤
- 六百匁 十二貫又ハ七十五斤
- 四百匁 八貫又ハ五十斤
- 三百五十匁 六貫又ハ三十五斤
- 二百五十匁 四貫又ハ二十五斤
- 百匁 二貫又ハ十二斤
- 六十匁 一貫六百匁又ハ十斤
- 一貫又ハ六斤

榨製皿附桿秤 秤 量

- 八十匁 一貫六百匁又ハ十斤
- 六十匁 一貫二百匁又ハ七斤二分ノ一
- 五十匁 六百匁又ハ三斤二分ノ一
- 二十五匁 四百匁又ハ二斤二分ノ一

紫檀製又ハ黒檀製桿秤 秤 量

- 六十匁 一貫六百匁又ハ十斤

二十六 秤ハ度量衡法施行令第三表又ハ第四表ノ公差ニ相當スル重量ヲ感シ臺秤及上皿桿秤ニ在リテハ

桿ノ末端ニ於テ上下各一分以上桿秤ニ在リテハ其ノ勾配三十分ノ一以上度表アルモノ又ハ自動秤ニ在リテハ其ノ指針カ標點ノ左右又ハ上下ニ於テ最小目盛ノ各二分ノ一以上度表ナクシテ睨ミノ設ケアル天秤、上皿天秤又ハ十分秤ニ在リテハ其ノ睨ミカ五厘以上ノ移動ヲ其ノ靜止體ニ於テ認メ得ル構造ト爲スヘシ

二十七 秤ニハ製作、輸入又ハ移入ノ番號其ノ修復シタルモノニ付テハ製作輸入又ハ移入シタル番號ノ明瞭ナラサル場合ニ限リ修復ノ番號ヲ其ノ桿ニ附スヘシ但シ天秤、上皿天秤、十分秤及自動秤ニハ支柱又ハ臺ニ之ヲ附スルコトヲ得

二十八 天秤及上皿天秤ニハ其ノ秤量及感量ヲ臺ノ上面若ハ側面又ハ支柱ニ表記スヘシ

二十九 臺秤ニハ其ノ秤量ヲ臺ノ上面ノ縁ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ定量増錘附ノモノニシテ其ノ増錘ノ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小ノ文字ヲ附記スヘシ

三十 上皿桿秤ニハ秤量ヲ其ノ桿ニ盛止量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ桿秤ニハ盛出量、秤量及掛量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛ニ自動秤ニハ秤量ヲ其ノ量ヲ表示スル目盛又ハ其ノ臺ニ之ヲ附記スヘシ但シ桿秤ノ秤量ハ之ヲ盛出量ト併記スルコトヲ得

三十一 十分秤ニハ兩臂ノ比、秤量及感量ヲ支柱又ハ臺ニ表記スヘシ

三十二 木製桿秤ニシテ定量錘附ニ非サルモノニハ其ノ文字ヲ其ノ桿ニ表記スヘシ

三十三 分銅ニハ其ノ重量ヲ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ文字ヲ重量五毛以下ノモノニ在リテハ一、二、五其ノ五「ミリグラム」以下ノモノニ在リテハ1、2、5ト省略スルコトヲ得但シ左ノ重量及形狀ニ依ルモノニ在リテハ重量ノ表記ヲ要セス
五「ミリグラム」
六角形

二「ミリグラム」

三角形

一「ミリグラム」

四角形

三十四 増錘ニハ掛量ヲ其ノ上面ニ表記スヘシ但シ定量増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十五 桿ヨリ分離シ得ヘキ錘、増錘、増錘臺及皿ニハ桿ト同一ノ番號ヲ表記スヘシ但シ定量錘及定量増錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十六 前號ノ錘ニハ其ノ附屬スル秤ノ秤量及木製桿秤ニ附屬スルモノニ在リテハ其ノ文字ヲ其ノ側面ニ表記スヘシ但シ定量錘ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三十七 定量増錘ニハ其ノ掛量及錘ノ重量ト掛量トノ比カ二百分ノ一ノモノニ在リテハ大其ノ百分ノ一ノモノニ在リテハ中其ノ五十分ノ一ノモノニ在リテハ小ノ文字定量錘ニハ其ノ錘ノ附屬スル秤ノ秤量ヲ其ノ上面又ハ側面ニ表記スヘシ此ノ場合ニ於テ尙檜製皿附ノ桿秤ニシテ秤量一貫六百匁又ハ十斤ノモノニ附屬スルモノニ在リテハ其ノ文字紫檀製又ハ黒檀製ノ桿秤ニ附屬スルモノニ在リテハ其ノ文字ヲ附記スヘシ

第四章 檢定

第三十二條 度量衡器ノ檢定ヲ受ケムトスル者ハ本則ニ定ムル書式ニ依リ檢定請求書ヲ作り之ニ度量衡器ヲ添ヘ甲種檢定ニ在リテハ中央度量衡器檢定所ニ乙種檢定ニシテ其ノ請求者カ製作者、修復者又ハ販賣者ナル場合ニ在リテハ其ノ營業所ノ所在地其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ定ムル檢定所ニ之ヲ差出スヘシ

第三十三條 度量衡器カ土地又ハ建物等ニ取附ケタルモノナル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ニ於テ度量衡器ノ所在地ニ於テ檢定ヲ受ケムトスル者ハ其ノ甲種檢定ニ在リテハ農商務大臣乙種檢定ニ在リテハ度量衡器ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ詳記シタル願

書ニ檢定請求書ヲ添附シテ差出スヘシ

前項ニ依リ農商務大臣ニ差出スヘキ書類ハ之ヲ中央度量衡器檢定所ニ提出スヘシ

第一項ノ出願ヲ許可セラレタル者ハ當該官吏ノ旅費其ノ他檢定ニ要スル費用ヲ負擔スヘシ

第三十四條 行政官廳ハ檢定ノ請求アリタル度量衡器ニ付必要アリト認ムルトキハ前條ノ手續ヲ爲スコトヲ其ノ請求者ニ命スルコトヲ得

第三十五條 度量衡法施行令第九條但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ度量衡器ノ種類、物質、箇數、許可ヲ受ケムトスル事由及其ノ輸出若ハ移出セムトスルモノニ在リテハ注文者又ハ荷受人ノ住所氏名、輸出若クハ移出ノ時期ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ出願ニ付其ノ度量衡器ノ標本、製作材料其ノ他必要ナル物件又ハ書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

出願人第一項ニ依ル出願ニ對スル許可ノ條件ニ違背シタルトキハ農商務大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三十六條 製作者、修復者及販賣者外ノ者ト雖度量衡器ヲ所有又ハ所持スル者ハ其ノ檢定ヲ請求スルコトヲ得

第三十七條 檢定證印ハ度量衡器ノ左ノ部分ニ之ヲ附ス

一度器 目盛ノ各段ノ一端(帶狀麻製ノモノハ麻ノ部分)及分離シ得ル構造ノモノニ在リテハ其ノ各部分ノ中央部

二 枱及化學用量器 全量ヲ表記シタル磅及金屬製枱若ハ木製枱ニシテ注口ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ注口

三 斗概 大、中又ハ小ノ文字ヲ表記シタル磅

四 天秤、上皿天秤及十分秤 桿ノ中央部又ハ其ノ附近 桿ノ末端、秤量ヲ表記シタル磅、休ミノ把手ノ中央部、比例螺旋ノ緊著部及增錘臺ノ上面

五 臺秤 桿ノ末端及增錘臺ノ上面

六 上皿桿秤 金屬製ノモノニ在リテハ直點ノ磅又ハ桿ノ末端、象牙、骨、黑檀又ハ紫檀製ノモノニ在リテハ頭金具、樫製ノモノニ在リテハ桿ノ兩端(樫製ノモノニシテ鐵製ノ頭金具ヲ附シタルモノニ在リテハ其磅及他ノ一端)

七 桿秤 目盛盤又ハ其ノ線及桿カ外部ニ現ハレタルモノニ在リテハ其ノ桿上面、側面又ハ底面

八 自動秤 上面又ハ側面

九 分銅 上面又ハ側面

十 錘又ハ增錘 上面又ハ側面

第三十八條 甲種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル檢定證印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印及押印 摺附印 大一分二厘平方 中二分平方 中四分平方 小一分平方

第三十九條 乙種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル檢定證印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印及押印 烙印及摺附印 大一分二厘平方 大四分平方 小六厘平方 小二分平方

第四十條 檢定消印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印及烙印

大長徑二分短徑一分三厘
小長徑六厘短徑四厘

第四十一條 修覆シ又ハ第三十六條ニ依リ請求アリタル衡器ノ檢定ノ場合ニ於テ檢定證印アル板狀分銅、
鍾、增鍾又ハ增鍾臺ニハ更ニ檢定證印ヲ附セス

第五章 使用ノ制限

第四十二條 鯨尺ハ布帛ヲ度ル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十三條 木製枱ハ穀類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非サレハ之ヲ穀類ノ計量ニ液類用ノモノ
ニ付爲シタル表記アルモノニ非サレハ之ヲ液類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第四十四條 五斗以上又ハ百「リットル」以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニハ全量一斗未満又ハ二十「リット
ル」未満ノ枱ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十五條 枱ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ圓筒狀斗概ヲ使用スルコトヲ要ス但シ其ノ二合五勺以
下又ハ五「デシリットル」以下ノ枱ニハ小ノ表記アルモノニ升以下又ハ五「リットル」以下ノ枱ニハ中
ノ表記アルモノ一斗以下又ハ二十「リットル」以下ノ枱ニハ大ノ表記アルモノヲ使用スルコトヲ要ス

第四十六條 桿ト分離シ得ヘキ鍾、增鍾、增鍾臺又ハ皿ニ附シタル表記ト桿ニ附シタル表記ト異ル秤ハ之
ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十七條 水平ヲ定ムル裝置アル秤ハ其ノ臺ヲ水平ト爲スニ非レハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第六章 取締

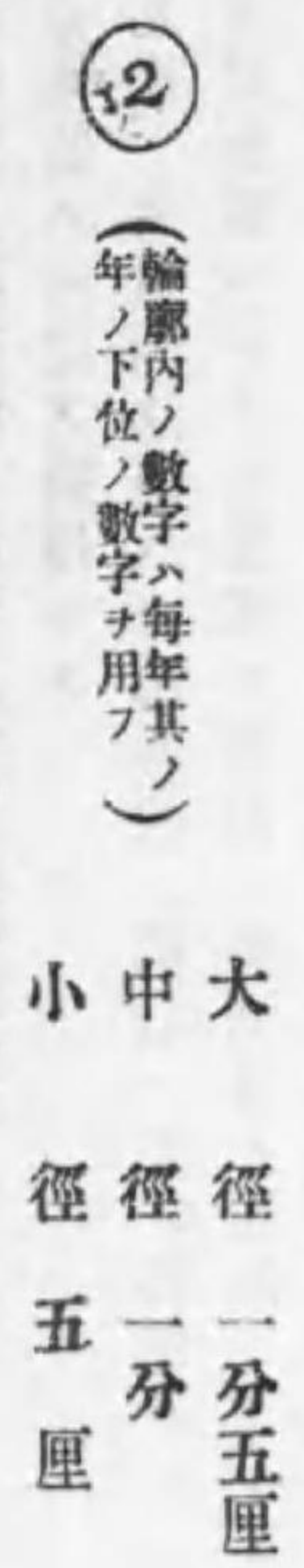
第四十八條 地方長官官吏ヲシテ第一種取締ヲ執行セシムル場合ニ於テハ其ノ取締ヲ執行スル區域内ニ於
ケル度量衡器ノ使用者ニ對シ日時及場所ヲ指定シテ檢査ヲ受クヘキ度量衡器ヲ提出セシムヘシ此ノ場合

ニ於テハ地方長官ハ豫メ取締ヲ執行セシムル區域、度量衡器ヲ提出セシムヘキ日時及場所ヲ告示スヘシ
前項ノ規定ハ公務所ニ於ケル度量衡器並水量「メートル」、瓦斯「メートル」及特ニ地方長官ノ指定シタ
ル度量衡器ニハ之ヲ適用セス

第四十九條 度量衡法第八條第五號ノ構造ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサルモノナルコトヲ要ス

- 一 度量衡器ニシテ其要部力毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ
- 二 度量衡器ニシテ檢定證印、記號其ノ他表記ノ文字又ハ目盛ノ識別シ難キニ至リタルモノ
- 三 度器ニシテ枉機又ハ縲レアルモノ
- 四 端目盛ノ度器ニシテ其ノ端ニ於ケル角力最小目盛ノ一度目以上磨滅シタルモノ其ノ端目盛ニ非サル
モノニ在リテハ最端ノ目盛ヲ超ユルニ至ル迄磨滅シタルモノ
- 五 材料ヲ剝合セ又ハ繼合セテ作りタル度器及連接部ヲ分離シ得サル構造ノ疊尺ニシテ其ノ目盛アル部
分ニ於ケル材料ノ繼目ニ間隙ヲ生シ且材料又ハ連接部カ分離シ易キニ至リタルモノ
- 六 麻製度器ニシテ目盛アル部分カ切斷シ易キニ至リタルモノ
- 七 度器ニシテ其ノ目盛アル部分カ缺損シ又ハ甚シク割レタルモノ
- 八 曲リ尺又ハ徑ヲ度ルニ用ウル直尺ニシテ其ノ角度ノ著シク差ヲ生スルニ至リタルモノ又ハ副枝ノ緩
ミタルモノ
- 九 枱ニシテ甚シク變形シ又ハ其ノ口縁ニ緊著シタル材料又ハ鐵帶ニ緩ミヲ生シ又ハ其ノ口縁ノ缺損
(全量ノ目盛アルモノニシテ其ノ口縁ノ缺損カ全量ノ目盛ニ達セサルモノヲ除ク)シタルモノ若ハ金
屬製枱ノ繼目ノ離レタルモノ
- 十 枱ニシテ其ノ口縁又ハ内面カ著シク磨滅シ若ハ反リヲ生シ又ハ其ノ内面ニ於ケル塗料ノ剝落シタル
モノ

- 十一 液類ノ計量ニ使用スル樽ニシテ漏水スルニ至リタルモノ又ハ材料ヲ二重トシタル金屬製樽ニシテ其ノ内面漏水スルニ至リタルモノ
- 十二 斗概ニシテ反リ又ハ著シク凹凸ヲ生シタルモノ
- 十三 化學用量器ニシテ重要ナル缺損アルモノ
- 十四 秤ニシテ桿カ枉撓シタルモノ
- 十五 秤ニシテ其ノ刃、刃受、承軸、刃蓋又ハ桿ニ於ケル金具カ離脱シ又ハ刃及桿ニ於ケル金具カ移動シ易キニ至リタルモノ
- 十六 秤ニシテ調子玉ノ遊動シ易キニ至リタルモノ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ
- 十七 調子玉ナキ秤ニシテ其ノ空懸ケ又ハ錘ヲ直點ニ懸ケタル場合ニ於テ之ニ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル秤量ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減スルモノ其ノ睨ミミカ一致セス若ハ其ノ桿カ水平トナラス又ハ其ノ指針カ直點若ハ標點ヲ指ササルニ至リタルモノ
- 十八 水平ヲ定ムル裝置アル秤ニシテ其ノ裝置カ水平ヲ定ムルノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ
- 十九 秤ニシテ度量衡法施行令第十六條ニ規定スル公差ニ相當スル重量ヲ感セサルニ至リタルモノ
- 第二十條 第一種取締ニ於テ合格シタル度量衡器ニ附スヘキ検査濟印ノ雛形及ヒ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ



検査濟印ハ度量衡器ノ見易キ部分ニ之ヲ附ス

第五十一條 臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第

十二條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條 度量衡器ノ取締ヲ執行スル官吏ノ携帯スヘキ證票ノ様式ヲ定ムルコト左ノ如シ

用紙厚質白紙竪四寸横二寸五分

第 號	官 氏 名
度量衡器取締官吏章	農商務省 (道廳) 印
農商務省 (道廳) 府縣	

- 第七章 罰則
- 第五十三條 第十條第一項、第十六條又ハ第二十條ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ二十五圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 - 一 第十一條第二項、第十四條第一項、第十八條又ハ第十九條ニ違反シタル者
 - 二 業務上取引又ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル場合ニ於テ第四十三條又ハ第四十四條ニ違反シタル者
 - 第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
 - 一 第十條第二項、第十二條、第十三條、第十四條第二項、第十五條、第二十一條又ハ第二十三條ニ違反シタル者
 - 二 業務上取引又ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル場合ニ於テ第四十二條、第四十五條乃至第四十七條ニ違反シタル者但シ第四十五條但書ノ場合ヲ除ク
 - 三 第四十八條第一項ニ依リ指定シタル日時及場所ニ度量衡器ノ提出ヲ怠リタル者

附則

第五十六條 本則ハ度量衡法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第五十七條 第三十一條度量器ノ第四號、第七號但書、量器ノ枱及斗概ノ第二號、第八號、第十八號、第十九號、第二十七號乃至第二十九號及第三十三號、衡器ノ第十號乃至第十二號、第十五號、第十六號、第十八號、第二十號、第二十一號、第二十四號、第二十五號、第二十九號、第三十二號、第三十五號乃至第三十七號ノ規定及第二十七號中十分秤及自動秤以外ノ秤ニ關スル規定ハ「ヤード、ポンド」法度量衡器ヲ除クノ外明治四十二年十二月三十一日迄ニ度量衡器ノ檢定ヲ請求スル者ノ申請アリタル場合ニ限リ其ノ檢定ニ之ヲ適用セス此ノ場合ニ於テ明治三十六年農商務省令第十號第十三條、第十七條、第十八號、第一項、第二項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十六條第二項、第二十八條ノ規定及第十五條第一項中圓錐形枱ニ關スル規定ヲ適用ス
 第五十八條 木製枱ノ檢定ニ付テハ明治四十二年十二月三十一日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ左ノ各號ニ依ルコトヲ得

- 一 第三十一條中量器ノ枱及斗概ノ第一號ニ規定シタル材料ノ外液用枱ノ材料ニハ榎、姫子松又ハ銀杏、其ノ他ノ材料ニハ銀杏ヲ用ウルコトヲ得
 - 二 木製枱ハ全量一升ノモノノ外全量二升以上一斗以下ノモノニ在リテモ左ノ寸法ニ依リ之ヲ方形ト爲スコトヲ得但シ其ノ寸法ハ五厘以下ノ増減アルヲ妨ケス
- | | |
|-------|--------|
| 種類 | 方ノ寸法 |
| 二升ノモノ | 六寸一分七厘 |
| 五升ノモノ | 八寸三分四厘 |
| 一斗ノモノ | 一尺五分 |

前項第二號ノ枱ニシテ穀類用ノモノニハ鐵帶ヲ四隅ニ於ケル外側ヲ通シテ底部ニ折曲ケ之ヲ緊著スヘシ
 前二項ノ規定ハ明治四十二年十二月三十一日以前ニ檢定ヲ請求シテ合格シタル木製枱ニシテ檢定證印アルモノノ檢定ニ付明治四十七年六月三十日迄之ヲ適用ス

第五十九條 度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依ル檢査ハ業務上取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器ニ付之ヲ行フヘシ
 前項ニ依リ檢査ヲ行ヒタル度量衡器ニシテ度量衡法施行令第二表ノ種類ニ屬シ其ノ器差同令第十六條ノ公差ヲ超エス且第四十九條ノ規定ニ適合スルモノニ限り之ヲ合格トシ之ニ附スヘキ證印ハ第三十九條ノ雛形及種類ニ依ルヘシ

第六十條 第四十八條第一項ノ規定ハ前條ノ檢査ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス
 第六十一條 度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依リ檢査ヲ受クヘキ「ヤード、ポンド」法度量衡器ニシテ土地又ハ建物等ニ取附ケラレタルモノナル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ニ於テ度量衡器ノ所在地ニ於テ檢査ヲ受ケムトスル者ハ明治四十四年四月三十日迄ニ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ其ノ度量衡器ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ差出スヘシ
 第三十三條第三項ノ規定ハ前項ノ出願ノ許可アリタル場合ニ之ヲ準用ス
 第六十二條 第三十四條ノ規定ハ度量衡法施行令第二十三條第二項ニ依ル檢査ニ之ヲ準用ス
 (第一號書式)

收入 度器檢定請求書
 印紙 貼附シタル收入印紙ノ額金何圓

種類	全長	物質	目	盛	目盛ノ數	段數	製作	修覆	輸入	何何	計	手數料	手數料
----	----	----	---	---	------	----	----	----	----	----	---	-----	-----

一目盛ノ欄ニ在リテハ五分ノ一又ハ五分ノ一「センチリツトル」以下ノ目盛アル玻璃製柵ニ限リ
 其ノ目盛及其ノ目盛ノ容量化學用量器ニ在リテハ「ビベット」及「ビユレット」ニ限リ全量以下ノ
 目盛ノ數ヲ記載スヘシ
 一用途ノ欄ニハ木製柵ニ限リ其ノ用途ヲ記載スヘシ

(第三號書式)

衡器檢定請求書

貼附シタル收入印紙ノ額金何圓

收入
印紙

種類	番	號	秤	量	感量	檢定請求事由別箇數	手數料
天秤又ハ上皿	自第何號至第何號又ハ第何號	何貫、何斤、何キ	何貫、何斤、何キ	又ハ何	何分	箇	何錢
天秤	第何號	「ポンド」	「ポンド」	又ハ何	ノ一	箇	何圓
合	計						何圓
種類	番	號	秤	量	目盛ノ數	檢定請求事由別箇數	手數料
臺秤、上皿秤又ハ何々秤	自第何號至第何號又ハ第何號	何貫、何斤、何キ	何貫、何斤、何キ	又ハ何	何段	箇	何錢
合	計				増量錘又ハ定量錘ヲ附ス(若ハ附セス)	箇	何圓
分	銅						何圓

形	狀	物	質	重	量	檢定請求事由別箇數	手數料
圓筒形、何形又ハ板狀	何形又	真鍮、鐵又ハ何々	何々、何「グラム」	又ハ何「グラム」		箇	何錢
合	計						何圓
種類	物	質	掛	量	重量	檢定請求事由別箇數	手數料
定量錘	鐵、真鍮	又ハ何何		何	何	箇	何錢
増量錘	鐵、真鍮	又ハ何何	何貫、何「キログラム」	又ハ何「ボ	掛量トノ比何分ノ	箇	何錢
合	計						何圓

右檢定及請求候也

營業所(住所)

製作者、修覆者又ハ販賣者氏名又ハ名稱 印

年月日

農商務大臣(道廳長官)宛

注意

一定量錘附又ハ定量増錘附ノ秤ニ在リテハ種類毎ニ其ノ旨桿秤ニ在リテハ其ノ物質ヲ附記スヘシ

一二以上ノ支點アル桿秤ニシテ同一ノ名稱命位ニ依ル秤量及掛量ヲ表ハスモノニ在リテハ其ノ各段ノ目盛ハ之ヲ一段トシテ目盛ノ段數欄ニ記載スヘシ
一 錘附屬ノ有無ノ欄ニハ定量錘又ハ定量增錘附ノ秤ニ限リ其ノ附屬ノ有無ヲ記載スヘシ

○度量衡法施行手續

(明治四十二年六月二十九日商第
六千四百六號農商務大臣內訓)

第一條 地方長官度量衡ニ關スル命令ヲ發シタルトキハ遲滯ナク之ヲ農商務大臣ニ報告シ且ツ各地方長官ニ通知スヘシ其ノ之ヲ改廢シタルトキ亦同シ

第二條 度量衡檢定所ハ二以上ヲ設置スルコトヲ得ス但シ其ノ支所ハ此ノ限ニ在ラス

地方長官度量衡器檢定所ノ支所ヲ設置セムトスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ廢止又ハ度量衡器檢定所若ハ其ノ支所ノ位置ヲ變更爲サムトスルトキ亦同シ

第三條 製作者ノ工場所在地カ營業所所在地ノ地方長官ノ管轄ニ屬セサル場合ニ於テ工場所在地又ハ營業所所在地ヲ管轄スル地方長官製作者ノ業務上ノ行爲ニ付度量衡法第十二條ノ處分ヲ要スルモノアリト認メタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ農商務大臣ニ上申スヘシ

第四條 修覆者カ度量衡法及之ニ基キテ發スル命令ニ依リ出願ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ工場所在地カ營業所所在地ノ地方長官ノ管轄ニ屬セサルトキハ營業所所在地ヲ管轄スル地方長官ハ其ノ出願ニ付處分ヲナシタル後遲滯ナク之ヲ工場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ通知スヘシ

但シ度量衡法施行細則第三十三條ニ依ル出願ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
工場ノ廢止法定代理人ノ變更若ハ其改氏名又ハ免許狀返納ノ届出テアリタルトキ亦前項ニ同シ
第五條 修覆者ノ工場所在地カ營業所所在地ノ地方長官ノ管轄ニ屬セサル場合ニ於テ工場ヲ管轄スル地方

長官修覆者ノ工場ニ於ケル業務上ノ行爲ニ付度量衡法第十二條ノ處分ヲ要スルモノアリト認メタルトキ

ハ營業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ其旨ヲ通知スヘシ

第六條 修覆及販賣ノ免許狀ハ別記様式ニ依リ之ヲ作成スヘシ

第七條 地方長官修覆者又ハ販賣者ニ對シ度量衡法第十二條ノ處分ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

第八條 度量衡器ノ檢定所ノ檢定室ハ平坦ナル敲キ土間ト爲スヘシ

第九條 檢定原器ハ温度ノ激變及震動ヲ受ケサル場所ニ於テ堅牢ナル容器ニ納メ之ヲ保管スヘシ

第十條 檢定證印及檢査濟印ハ特ニ其ノ使用及保管ノ方法ヲ定メ嚴重ニ之ヲ監督スヘシ

第十一條 檢定用具及檢査用具ハ農商務大臣ノ交付スルモノヲ用ウヘシ但シ農商務大臣ノ認可ヲ得タルモノ檢定及檢査施行ニ必要ナル補助用具ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 地方長官ハ製作者及修覆者ニ對シ隨時官吏ヲシテ製作修覆ノ方法及材料ノ適否ニ付キ調査ヲナシシメ度量衡法施行令第十三條ノ處分ヲ要スルモノアリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ具シ農商務大臣ニ之ヲ上申スヘシ

第十三條 地方長官度量衡法施行令第九條但書ニ依ル出願ヲ進達スル場合ニアリテハ其ノ事實ヲ審査シ意見ヲ副申スヘシ

第十四條 第一種取締ハ全管内ヲ通シテ二年以内ニ少クトモ一回之ヲ執行スヘシ

第十五條 當該官吏取締ヲ行フ場合ニ於テ甲種檢査ヲ受ケタル度量衡器ニシテ度量衡法第八條第四號ニ該當スル疑アリト認メタルトキハ其ノ檢定ノ請求ヲ爲スヘキコトヲ命スヘシ

第十六條 地方長官ハ毎年三月三十一日現在ノ修覆者及販賣者ノ數前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル修覆及販賣ノ營業ニ關スル出願取扱件數及手數料收入額檢定及取締ノ成績ヲ毎年五月三十一日

迄前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル度量衡器ノ販賣數ヲ毎年七月三十一日迄ニ別記様式ニ依リ農商務大臣ニ之ヲ報告スヘシ
 第十七條 本令施行ノ際ニ以上ノ度量衡器檢定所ノ設置アル地方ニ於テハ其ノ地方廳ノ所在地外ニ設置シアルモノヲ本令ニ依ル度量衡檢定所トナスヘシ
 (別記様式)

用紙厚質白紙 竪九寸 横一尺二寸

輪廓	第 號 免 許 狀 (氏 名) 營業所(廳府縣郡市町村番地) 右度量衡法ニ依リ度量衡ノ修覆(販賣)ヲ免許ス 年 月 日 北海道廳長官(府縣知事)氏 名 印
----	---

明治何年 三月三十一日現在 度量衡器修覆者及販賣者人員報告

廳府縣

區分	度量衡器	度 器	度量器	度 衡 器	量 器	量 衡 器	衡 器	計
修覆者								
販賣者								

右及報告候也

年 月 日

農商務大臣宛

北海道廳長官(府縣知事)氏名 印

明治何年度度量衡ノ修覆及販賣營業ニ關スル出願取扱件數及手數料收入報告

廳 府 縣

區 分	免 許 願	免 許 狀 書 換 願	免 許 狀 更 正 願	免 許 狀 再 下 附 願	計
	件 數 手 數 料	件 數 手 數 料	件 數 手 數 料	件 數 手 數 料	
修 覆 營 業					
販 賣 營 業					
計					

右及報告候也

年 月 日

農商務大臣宛

明治何年度度量衡器乙種檢定成績報告

北海道廳長官(府縣知事)氏名圖

廳 府 縣

區分	成績	檢定	箇	數	檢定器物百中不合格數	平均	手數料	尺		「メートル」		鯨尺		計		照參		
								總數	不合	同	同	同	同	同	同	同	同	前年度分

區分	成績	檢定	箇	數	檢定器物百中不合格數	平均	手數料	木製		金屬製		其ノ他		計		斗		合計		照參		
								總數	不合	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	前年度分	同	

合計	鍾	分	秤										區分	成績	檢定箇數	檢定器物百中不合格數	手數料	
			計	桿秤		上皿秤		臺秤		天秤及上皿天秤		總數						格不合
				同	同	同	同	同	同	同	同							
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同					

参照	前年度分
同	同

右及報告候也

明治 年 月 日

農商務大臣宛

北海道廳長官（府縣知事）氏名

（注意）

- 一 本表ニ算入シタル度量衡器中「メートル」法名稱ニ依ル目盛其ノ他ノ表示アル度量衡器ハ之ヲ「メートル」法度量衡器トシ鯨尺及ヒ之ニ尺ノ目盛ヲ併セ盛リタルモノハ之ヲ鯨尺トシ各其ノ箇數ヲ備考トシテ記載スヘシ
- 二 檢定器物中不合格數ハ小數二位迄算出シ四捨五入シテ小數一位ニテ止メ記入スヘシ
- 三 前年度分ニ對スル増減ノ理由ハ之ヲ備考トシテ記載スヘシ

明治何年度度量衡器第一種取締成績報告

廳 府 縣

市町村總數	管內總戶數	取締ヲ執行シタル市町村ノ數	度量衡器ノ檢査シタル總數	檢査シタル度量衡器ノ總數	檢査器物百中不合格數

参照 前年度分

右及報告候也

年月日

農商務大臣宛

注意

一管内ノ總戸數ハ最近調査シタル統計ニ依リ記入スヘシ
 二検査器物中百中不合格數ハ小數二位マテ算出シ四捨五入シテ小數一位ニ止メ記入スヘシ
 明治何年度度量衡器第二種取締成績報告

北海道廳長官(府縣知事)氏

名印

區分	取締ヲ執 行シタル 市町村ノ 數		取締ヲ執 行シタル 戸數		檢閲シタル 度量衡 器ノ數		檢閲器物 百中不正 器物ノ數		告發件數		犯則者		區分 計
	犯則者數	犯則ニ係 ル器數	法律違犯 施行細則 違反	府縣令 違反	計	計	計						
當該官吏													
警察官吏													
市町村長													
合計													

右及報告候也

年月日

北海道廳長官(府縣知事)氏

名印

農商務大臣宛
注意

一同一市町村ニ於ケル同一人ニ付二回以上取締ヲ施行シタル場合ニ在リテハ取締ヲ施行シタル戸數ハ之ヲ一戸トシテ計算シ檢閲シタル度量衡器ノ數ハ其ノ平均ヲ掲クヘシ
 二検査器物中百中不正器物ノ數ハ小數二位迄算出シ四捨五入シテ小數一位ニ止メ記入スヘシ
 三製作者修覆者又ハ販賣者ニシテ出願又ハ届出ニ關スル規定ニ違犯シタル爲メ告發シタルモノニ付テハ本表ノ告發件數ヨリ之ヲ除キ別ニ其ノ違犯事項毎ニ營業者ヲ區別シタル犯人ノ數ヲ記載スヘシ

四度量衡法第十四條ニ該當スル犯則者ニ付テハ本表ノ告發件數ニ算入スルノ外尙別ニ其違犯事項毎ニ犯人ノ數及ヒ器數ヲ記載スヘシ

明治何年度度量衡器販賣高調査報告

廳 府 縣

區分	製作者ニ於テ販賣高		販賣者ニ於テ販賣高		合計		平均一箇ノ販賣價格
	箇數	價格	箇數	價格	箇數	價格	
度量器							
量器							
衡器							

合計	參照 前年度	分

右及報告候也

年月日

農商務大臣宛

(注意)

一販賣高ハ小賣シタルモノノミヲ掲クヘシ

北海道廳長官(府縣知事)氏

名聞

〇度量衡器乙種檢定ニ關スル件

明治四十四年八月三日工第
千百二十四號工務局長通牒

第一章 總則

第一條 度量衡器ノ乙種檢定ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ行フヘシ但シ特ニ指定シタルモノ及檢定上ノ便宜ニ基ク場合ハ此ノ限ニ在ラス

度量器

一 種類

二 構造

(イ) 記號其ノ他ノ表記

(ロ) 目盛ノ制限、目盛及標識

(ハ) 材料(材質、乾燥、厚サ、塗リ、彈性、伸縮)

(ニ) 材料ノ緊着及連接部

(ホ) 角度

三 長さ

量器

一 種類

二 構造

(イ) 記號其ノ他ノ表記

(ロ) 形状

(ハ) 目盛ノ制限、目盛及標識

(ニ) 材料(材質、乾燥、厚サ、塗リ、鍍着)

(ホ) 材料ノ緊着及組合セ部

(ヘ) 其ノ他ノ構造(口縁、側面、底部、注口、排出口、把手、趾、水平ヲ定ムル裝置、斗概ノ面等

(ト) 寸法

三 容量

衡器

一 種類

二 構造

(イ) 記號其ノ他ノ表記

(ロ) 形状

(ハ) 目盛ノ制限、目盛及標識

(ニ) 桿長、錘重

(ホ) 材料(材質、乾燥、強度、硬度、塗り、鍍金)

(ヘ) 材料ノ緊着及組合セ部

(ト) 其ノ他ノ構造(刃、刃受、承軸、關節、填充物、穿口、象眼、度表、睨ミ、水平ヲ定ムル装置調子玉等)

三 作用及重量

第二條 檢定ノ請求アリタル度量衡器ハ特殊ノ事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外其ノ調整引換又ハ假下渡ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 檢定上必要アリト認ムルトキハ度量衡器ヲ分解シ若ハ之ト同一ナル使用材料ヲ提供セシメ其ノ検査ヲ爲スヘシ

檢定證印押捺ノ爲差狂ヲ生シ易キ構造ノ度量衡器ニ付テハ附印後差狂ノ有無ヲ調査スヘシ

第四條 二段以上目盛アル度量衡器ニシテ其ノ目盛ノ一段カ合格セサルトキハ其ノ器物ヲ不合格ト爲スヘシ

二種以上ノ作用ヲ爲ス構造ノ度量衡器ニシテ其ノ一種カ合格セサルトキハ其ノ器物ヲ不合格ト爲スヘシ
定量錘又ハ定量増錘附秤ニシテ其ノ秤又ハ錘、増錘中合格セサルモノアルトキハ其ノ秤及錘増錘ノ全部ヲ不合格ト爲スヘシ

第二章 構造ニ關スル検査

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ構造ノ規定ニ適合セサルモノト爲スヘシ

一 記號其ノ他ノ表記

(イ) 錯誤アルモノ又ハ誤認ノ虞アルモノ

(ロ) 容易ニ明瞭ヲ缺クニ至ル虞アルモノ(水ニテ濕シ指頭ニテ摩擦シタルトキ消滅シ若ハ明瞭ヲ缺クニ至ルモノヲモ含ム)

二 目盛及其ノ標識

(イ) 錯誤若ハ脱落アルモノ又ハ誤認ノ虞アルモノ

(ロ) 容易ニ明瞭ヲ缺クニ至ル虞アルモノ(水ニテ濕シ指頭ニテ摩擦シタルトキ消滅シ若ハ明瞭ヲ缺クニ至ルモノヲモ含ムハ)

(ハ) 目盛線ノ太サ若ハ長サニ著シク不同アルモノ、目盛線ノ著シク平行セサルモノ又ハ二重線、枝線、折線等アリテ使用上ニ妨ケアルモノ

(ニ) 度器ニシテ目盛線カ線ニ違セサルカ爲使用上ニ妨ケアルモノ、曲リ尺及徑ヲ度ルニ用ウル直尺ニシテ基線アルモノニ在リテハ其ノ基線カ邊又ハ睨ミト一致セサルモノ、衡器ニシテ桿ノ表裏又ハ其ノ各段ノ直點カ一致セサルモノ、度表ノ目盛間ノ距離不揃ニシテ各目盛ニ五分ノ一以上ノ差アルモノ、木製桿秤ニシテ桿ヲ輕ク打チタル場合ニ目盛星ノ脱落スルモノ

度器

一 材料

(イ) 疵、腐蝕、蟲喰、巢、節、埋木、埋金等アリテ脆弱ト認ムルモノ若ハ目盛部面ニ之ヲ存シ使用上ニ妨ケアルモノ

(ロ) 反リ又ハ撓レアルモノニ在リテハ之ヲ平板上ニ置キタル場合ニ其ノ間隙カ全長(疊尺ニ在リテハ各片ノ長サ)ノ百分ノ一以上ニ達スルモノ、目盛アル線ト檢定用尺トノ間隙カ全長ノ二百分ノ一

以上ニ違スルモノ、竹製卷尺ヲ除クノ外乾燥不充分ト認ムルモノニ在リテハ之ヲ乾燥器ニ入レ攝氏約四十度ノ温度ニ於テ約二時間乾燥シタル後約一時間常温ニ放置シテ検査ヲ爲スコト

(ハ) 麻製卷尺ニシテ指頭ヲ以テ容易ニ横ニ切斷シ得ルモノ

(ニ) 卷尺ニシテ十八尺、五「メートル」又ハ鯨尺十八尺ノ長さ毎ニ(十八尺、五「メートル」又ハ鯨尺十八尺未滿ノモノハ全長(空間ニ於テ略ホ水平ニ張リタルトキ百度以上裏反ルモノ

(ホ) 目盛部面ニ於ケル塗料ノ剝落スル虞アルモノ(金屬製ノモノヲ除ク)

(ヘ) 金屬製曲リ尺ニシテ曲ケテ使用セサルモノヲ除クノ外鋼製ノモノニ在リテハ一尺二寸ヲ弦一尺一寸五分其ノ他ノモノニ在リテハ一尺二分ヲ弦一尺一分ノ弧形ニ彎曲シタル後原形ニ復セサルモノ

(ト) 麻製卷尺ニシテ材料又ハ塗リノ不完全ト認ムルモノニ在リテハ約一時間之ヲ濕氣アル場所ニ放置シ其ノ塗料ノ乾燥不充分ト認ムルモノニ在リテハ數日間之ヲ常温ニ於テ乾燥シタル後検査ヲ爲シ公差ヲ超ユル差アルモノ

(二) 材料ノ緊着及連接部

(イ) 緊着不充分ナルモノ、著シキ間隙アルモノ又ハ離脱ノ虞アルモノ

(ロ) 副枝ノ移動力圓滑ナラサルモノ、基點ニ於テ本枝ト副枝トカ接着セサルモノ若ハ副枝ノ嵌入部分ニ著シキ緩ミアルモノ等ニシテ使用上ニ妨ケアルモノ

(ハ) 曲リ尺ニシテ短枝ト長枝トノ緊着部ノ堅牢ナラサルモノ

(ニ) 疊尺ニシテ引出シ部分ニ著シキ緩ミアルモノ若ハ其ノ部分カ圓滑ニ移動セサルモノ連接部ノ取附力堅牢ナラサルモノ、連接部ヲ押シ又引キタル場合ニ(測量用箱尺ノ如ク引キテ使用セサル構造ノモノニ在リテハ引クコトヲ要セス)公差ヲ超ユルモノ

(ホ) 卷尺又ハ鏈尺ニシテ其ノ全長ノ一部ヲ爲ス手環ノ取附力堅牢ナラサルモノ

量器

一 材料

(イ) 節、疵、入皮、脂溜、蟲喰、腐蝕、埋木、埋金等アリテ脆弱ト認ムルモノ

(ロ) 漆塗り以外ノ液用枳ニシテ邊材ヲ用キタルモノ、脱脂ノ不充分ナルモノ又ハ四十五度以上傾ケル追衽ノ板ヲ用キタルモノ

(ハ) 液用枳ニシテ之ニ水ヲ充タシ漏水スルモノ又ハ排水シ常温ニ於テ之ヲ乾燥シタル後漏水スルモノ

(ニ) 塗料若ハ鍍着ノ剝落ノ虞アルモノ又ハ其ノ甚シク不均一ナルモノ

(ホ) 目盛ノ視定ニ妨ケアルモノ

(ヘ) 乾燥不充分ト認ムルモノニ在リテハ數日間之ヲ放置シ構造ニ異狀ヲ生スルモノ

二 材料ノ緊着及組合セ部

(イ) 釘尖ノ突出シタルモノ

(ロ) 鐵線ノ内邊ト木板ノ内側面トカ一致セサルモノ又ハ鐵線ノ取附部分若ハ木製液用枳ニ填充物アルモノ

(ハ) 鐵線、鐵帶ノ取附力不完全ナルモノ(鐵線及鐵帶ヲ輕ク打テ其ノ浮上ルモノヲモ含ム)又ハ鐵線ノ取附力不完全ナルモノ

(ニ) 金屬製以外ノ圓錐形枳ニシテ内面ニ容易ニ認め得ル喰違ヒアルモノ

(ホ) 間隙アリテ使用上ニ妨ケアルモノ若ハ脆弱ト認ムルモノ

三 其ノ他ノ構造

(イ) 目盛管、水平器、注口、把手、趾等ノ取附カ堅牢ナラサルモノ

(ロ) 木製圓錐形穀用枱ニシテ其ノ底板ノ内外面各別ニ五升以上又ハ十「リットル」以上ノモノニ在リテハ約三十貫、五升未満又ハ十「リットル」未満ノモノニ在リテハ約五貫ノ力ニテ押シタルトキ底板ノ移動スルモノ

(ハ) 方形枱(五斗枱及塗り枱ヲ除ク)ニシテ側板及底板ヲ約三貫ノ力ニテ引キ又ハ押シタルトキ組合セ部分又ハ底板ノ取附部分ニ緩ミヲ生スルモノ

(ニ) 金屬製枱(珞瑯塗り枱ヲモ含ム)ニシテ其ノ口縁、側板又ハ底板ヲ約二貫ノ力ニテ押シ其ノ撓ミカ原狀ニ復セサルモノ

(ホ) 口縁ヲ以テ全量ト爲ス枱ニシテ其ノ口縁ニ平板ヲ載セタル場合ニ二厘以上ノ間隙ヲ認メ得ルモノ

(ヘ) 目盛アル枱ニシテ坐リノ悪シキモノ

(ト) 斗概ニシテ其ノ圓錐狀ノモノニ在リテハ之ヲ平板上ニ轉轉シ其ノ板狀ノモノニ在リテハ之ヲ平板上ニ置キタル場合ニ容易ニ認メ得ヘキ間隙アルモノ

衡器

一 材料

(イ) 桿、又ハ槓杆ニ蟲喰、腐蝕、節、巢、庇、埋木、埋金等アリテ脆弱ト認ムルモノ又ハ埋木、埋金其ノ他填充物ノ脱落ノ虞アルモノ

(ロ) 桿、指針及釣棒等ノ曲リタルモノ

(ハ) 錘、増錘又ハ分銅ニシテ著シキ巢若ハ疵アルモノ、金屬以外ノ填充物アルモノ又ハ填充物ノ脱落ノ虞アルモノ

(ニ) 刃又ハ刃受ニ疵アリテ脆弱ト認ムルモノ

(ホ) 刃尖ノ直線ナラサルモノ、刃尖カ刃受ノ三分ノ一以上接觸セサルモノ又ハ天秤以外ノ秤ニ於ケル關節部分以外ノ刃ニシテ其ノ稜角ノ二等分線カ桿又ハ槓杆ノ平等ヲ得ルトキ鉛直線ヨリ甚シク傾クモノ

(ヘ) 天秤其ノ他秤量ノ小ナル秤ヲ除クノ外刃尖ノ側面、刃受及刃蓋ヲ鍍ニテ摩擦シタルトキ容易ニ磨滅スルモノ

(ト) 秤ノ臺、堅筒、笠板又ハ額板等ノ乾燥不充分ト認ムルモノニ在リテハ數日間之ヲ放置シ構造ニ異狀ヲ生スルモノ又ハ其ノ木質ノ堅カラサルモノ

(チ) 木製ノ桿ニシテ乾濕ノ影響ヲ受ケ易キモノト認ムルモノニ在リテハ數日間之ヲ放置シタル後検査ヲ爲シ公差ヲ超ユル差アルモノ

二 材料ノ緊著及組合セ部

(イ) 頭金具又ハ尻金具ノ取附カ不完全ナルモノ(秤量ノ二倍ヲ懸ケタル場合ニ間隙ヲ生スルモノ又ハ尻金具ヲ輕ク打チタル場合ニ歪ミヲ生スルモノヲ含ム)

(ロ) 刃ノ嵌入部ニ著シキ間隙アルモノ又ハ刃受ノ取附カ不完全ナルモノ

(ハ) 天秤ニシテ刃ノ下ニ二枚以上ノ金屬片ヲ挿入シタルモノ

(ニ) 臺秤ニシテ下駄ノ刃受ノ下ニ二枚以上ノ金屬片ヲ挿入シタルモノ又ハ桿ノ押金ノ離脱シ易キモノ若ハ之ニ厚サ三厘未満ノ金屬板ヲ用キタルモノ

(ホ) 天秤以外ノ秤ニ在リテハ種類及大小ニ應シ其ノ刃ヲ指頭ニテ押シ若ハ輕ク打チタル場合ニ離脱又ハ移動スルモノ

(ヘ) 臺秤ニシテ先箱ノ移動スルモノ若ハ容易ニ移動セシメ得ル虞アルモノ

(ト) 承軸ヲ之ニ働ク力ノ方向ニ適當ニ打撃シタル場合ニ其ノ移動スルモノ又ハ歪ムモノ

三 其ノ他ノ構造

(イ) 留釘又ハ螺旋ノ緩ミ易キ虞アルモノ (螺旋ノ喰合セ部分カ螺旋ノ徑ヨリ短キモノヲモ含ム)

(ロ) 振下ケ水平ノ裝置アル秤ニシテ二箇以上ノ睨ミアルモノニ在リテハ同時ニ各睨ミカ一致セサルモノ

(ハ) 支柱、豎筒、笠板、休ミ、睨ミ、指針、度表又ハ水平ヲ定ムル裝置ノ取附カ正シカラサルモノ又ハ堅牢ナラサルモノ

(ニ) 水準器ノ氣泡カ不安定ナルモノ

(ホ) 臺秤ニシテ秤量ノ二分一ニ相當スル重量ヲ載セタルトキ水平ニ移動ヲ生スルモノ

(ヘ) 象眼ノ移動シ易キ虞アルモノ (増錘ノ象眼ニシテ其ノ嵌入部分カ徑ノ二分一未滿ノモノヲモ含ム)

(ト) 鎖、緒紐等ノ取附カ不完全ナルモノ

(チ) 天秤ニシテ桿ノ刃留ノ螺旋カ指頭ニテ動カシ得ルモノ

(リ) 水平ヲ定ムル裝置アル秤ニシテ其ノ臺ヲ水平器ノ感スル程度ニ傾斜シタルトキ秤量ニ於テ公差ヲ超ユル差ヲ生シ若ハ感量ノ著シク減スルモノ

(ヌ) 臺アル秤ニシテ其ノ臺ノ坐リカ著シク悪シキモノ


(ル) 休ミ附ノ秤コシテ其ノ休ミノ作用カ不完全ナルモノ

第三章 角度、長サ、容量、作用及重量ノ検査

第六條 度器ノ角度及長サノ検査ハ左ノ各號ニ依リテ之ヲ行フヘシ

一 角度ノ検査

一 角度ノ検査

角度ノ検査ハ曲リ尺ニ在リテハ短枝ノ内邊及外邊ヲ直角檢定器ノ基線ニ合セ長枝ノ内邊及外邊カ各相當スル標線間内ニ在ルヤ否ヤ、徑ヲ度ルニ用ウル直尺ニ在リテハ其ノ兩内直角邊 カ直角檢定器ノ標線間内ニ在ルヤ否ヤノ検査ヲ爲スコト

二 長サノ検査

(イ) 長サノ検査ハ目盛線ノ幅ノ中央ヲ以テ標準ト爲スコト

(ロ) 目盛線ノ平行セサルモノニ在リテハ其ノ目盛間ノ距離カ公差ヲ超ユル部分アルヤ否ヤノ検査ヲ爲スコト

(ハ) 受檢度器ノ全長カ檢定用度器ニ等シキモノニ在リテハ兩器ノ左端ノ目盛ヲ、受檢度器ノ全長カ檢定用度器ヨリ短キモノニ在リテハ檢定用度器ノ右方ヨリ數ヘタル受檢度器相當ノ目盛ニ受檢度器ノ左端ノ目盛ヲ正シク合セ受檢度器ノ目盛トヲ對照シ分長及全長ノ検査ヲ爲スコト

受檢度器ノ全長カ檢定用度器ヨリ長キモノニ在リテハ檢定用度器ニ相當スル長サ毎ニ及其ノ殘餘ノ部分ニ付前項ノ手續ニ依リ検査ヲ爲シ每次分長ニ付視定シタル差ヲ差引キタルモノヲ分長及全長ノ差ト爲スコト

前二項ノ場合ニ於テ分長ニ甚シキ差アリト認ムルモノニ在リテハ更ニ前ト反對ニ検査ヲ爲スコト

(ニ) 目盛部面ニ三分以上高低アルモノニ在リテハ目盛部面ノ平面ナル各部分ニ付検査ヲ爲シ每次各部分ニ付視定シタル差ヲ差引キシテ分長及全長ノ差ト爲スコト

(ホ) 目盛線カ線ニ違セサルモノニ在リテハ檢定用度器ノ目盛セル線ヲ受檢度器ノ目盛線ニ垂直ニ置キ分長及全長ノ検査ヲ爲スコト

(ヘ) 麻製卷尺ニシテ其ノ全長十八尺五「メートル」又ハ鯨尺十八尺ヲ超ユルモノニ在リテハ十八尺、五「メートル」又ハ鯨尺十八尺毎ニ細帶狀ノモノニハ三百匁、線狀ノモノニハ五百匁ノ重量ヲ加ヘ之

ヲ臺板上ニ張り分長及全長ノ検査ヲ爲シ次テ摩擦ヲ生セサル装置ニ依リ伸張ノ検査ヲ爲スコト
第七條 枡ノ寸法、容量及斗概ノ検査ハ左ノ各號ニ依リテ之ヲ行フヘシ

一 寸法ノ検査

(イ) 方形枡ニ在リテハ口縁ニ於ケル方ヲ、圓錐形枡ニ在リテハ其ノ口縁ニ於ケル二箇所以上ノ徑ヲ
検査スルコト

(ロ) 形狀ノ正シカラサル枡ニ在リテハ前號ノ外尙方形枡ニ付テハ底面ニ於ケル方及側ニ沿ヒ深サヲ
圓錐形枡ニ付テハ深サノ中間、底面各二箇所以上ノ徑及側ニ沿ヒ三箇所以上ニ於ケル深サヲ検査シ
別表ノ寸法ヲ超ユルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト

二 容量ノ検査

液用以外ノ木製枡ニ在リテハ粒ノ揃ヒタル精粟ヲ、其ノ他ノ枡ニ在リテハ水ヲ用キテ検査ヲ爲スコト
甲 水ヲ用キテ枡ノ容量ヲ検査スルニハ左ノ方法ニ依ルコト

(イ) 木製枡ニ在リテハ其ノ内面ヲ濕シ其ノ他ノモノニ在リテハ能ク洗滌シタル後之ヲ水平面上
ニ置キ(水平ヲ定ムル装置アルモノハ其ノ水平器ニ依リ据附ケ)検査セムトスル容量ヨリ公差ニ
相當スル量ヲ減シタル水ヲ容量比較器又ハ檢定管(一斗以上ノ受檢枡ニ在リテハ檢定用量器ニ
盛リ之ヲ受檢枡ニ移シ其ノ構造ニ從ヒ以下各號ノ手續ヲ爲スコト

(ロ) 口縁ヲ以テ全量ト爲ス枡ニ在リテハ檢定蓋ノ一端ヲ受檢枡ノ口縁ニ載セ之ヲ進メテ密閉シ
水カ溢出セス且蓋面ニ氣泡ヲ殘ササルモノ又ハ之ヲ殘スモ公差ノ二倍ニ相當スル水ヲ徐々ニ注
加シテ氣泡ノ消滅スルニ至ルモノハ之ヲ合格ト爲スコト

(ハ) 金屬製枡、珐瑯塗リ枡又ハ陶磁器枡ニシテ目盛アルモノニ在リテハ水際ノ上層カ目盛線ノ
上縁ニ達スルモノ又ハ之ニ達セサルモ公差ノ二倍ニ相當スル水ヲ徐々ニ注加シテ之ニ達スルモ

ノ若ハ超ユルモノハ之ヲ合格ト爲スコト

(ニ) 玻璃管又ハ玻璃板ニ目盛ヲ爲シタル枡ニ在リテハ水際ノ下層カ目盛線ノ下縁ニ達ルモノ又
ハ之ニ達セサルモ公差ノ二倍ニ相當スル水ヲ徐々ニ注加シテ之ニ達スルモノ若ハ超ユルモノハ
之ヲ合格ト爲スコト

(ホ) 目盛線カ水平ナラサルモノニ在リテハ其ノ線ノ最高及最低ノ位置、目盛線ノ太キモノニ在
リテハ其ノ線ノ上下ニ付容量ノ検査ヲ爲スコト

(ヘ) 同一ノ容量ヲ表示スル目盛線カ二箇以上アルモノニ在リテハ其各線ニ付容量ノ検査ヲ爲スコト
乙 精粟ヲ用キテ枡ノ容量ヲ検査スルニハ左ノ方法ニ依ルコト

(イ) 檢定用漏斗ノ注口ハ之ヲ受檢枡及檢定用量器ノ内底面ニ對シ同一ノ高サト爲スコト

(ロ) 漏斗ノ注口ヲ閉チ之ニ方形枡ニ在リテハ其ノ容量ノ三割増、圓錐形枡ニ在リテハ二割増ノ
粟粒ヲ盛リ其ノ注口ヲ開キ檢定用量器ノ中央部ニ注入シ檢定用斗概ノ刃ヲ量器ノ口縁ノ一隅ニ
垂直ニ當テ検査スル者ノ方ニ輕快ニ引キ量器ノ粟粒ヲ他ノ漏斗ニ移シ注口ヲ開キテ容量比較器
ニ注入シ粟粒ノ上面ニ當ル目盛ヲ視定スルコト此ノ手續ハ數回之ヲ反覆シ其ノ平均ニ依リテ目
盛ノ視定ヲ正スコト

(ハ) 受檢枡ニ前號ノ手續(反覆スルコトヲ要セス)ニ準シテ滿シタル粟粒ヲ容量比較器ニ移シ檢
定用量器トノ差ヲ視用スルコト但シ二斗以上ノ受檢枡ニ在リテハ前號ノ手續ニ準シテ滿シタル
粟粒ノ内ヨリ其ノ二斗枡ニ在リテハ一斗ヲ、二斗五升枡ニ在リテハ五升及一斗ヲ、三斗枡ニ在リ
テハ一斗宛二回ニ二斗ヲ、五斗枡ニ在リテハ一斗宛四回ニ四斗ヲ前號ノ手續ニ準シテ取り去リ
其ノ殘餘ヲ容量比較器ニ移シ全量ノ差ヲ視定スルコト

三 斗概ノ検査

檢定用量器用尺ニ依リ其ノ長サ、徑、幅及厚サヲ検査スルコト
第八條 衡器ノ作用及重量ノ検査ハ左ノ各號ニ依リテ之ヲ行フヘシ

一 天秤及上皿天秤


- (イ) 刃受ヲ懸垂シテ使用スル構造ノ天秤ハ之ヲ秤架ニ懸ケ其ノ他ノモノニシテ水平ヲ定ムル装置ナキモノニ在リテハ之ヲ水平ナル臺ニ載セ、水平ヲ定ムル装置アルモノニ在リテハ其ノ装置ニ依リテ之ヲ水平ニ据附クルコト
- (ロ) 上皿天秤ニ在リテハ秤量ノ一倍半ノ重量ヲ載セ適當ナル動搖ヲ與ヘ關節其ノ他ノ材料ニ損傷ヲ生シ若ハ桿ノ振動ニ故障ヲ生スルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ハ) 調子玉アルモノニ在リテハ空懸ケニ於テ調子玉ニテ調整スルモ正當ノ鈞合ヲ得サルモノ又ハ鈞合ヲ得ルモ其ノ休ミ附ノモノニ付テハ休ミヲ上下シ、休ミ附ニ非サルモノニ付テハ適當ナル方法ニ依リ桿ニ微振ヲ與ヘ秤量ノ公差ノ四分ノ一ヲ超エル差ヲ生スルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- 調子玉ナキモノニ在リテハ空懸ケニ於テ鈞合ヲ得ルモ其ノ休ミ附ノモノニ付テハ休ミヲ上下シ、休ミ附ニ非サルモノニ付テハ適當ナル方法ニ依リ桿ニ振動ヲ與ヘ度量衡法施行細則第三十一條衡器ノ第十四號ニ適合セサルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ニ) 鈞、皿等ノ桿ト分離スルモノニシテ符號ナキモノニ在リテハ鈞、皿等ヲ左右交換シ前號ノ検査ヲ爲スコト
- (ホ) 桿ノ休止態ヨリ作用態ニ移ルトキ指針ノ尖端カ前又ハ後ニ著シク移動スルモノ、作用態ニ於テ指針度表若ハ睨ミト接觸スルモノ又ハ著シク離隔シテ度表若ハ睨ミヲ視定シ難キモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ヘ) 右皿ニ秤量ニ相當スル檢定用分銅ヲ、左皿ニ適宜ノ分銅ヲ載セ桿ヲ空懸ケノ場合ト同一ノ位置

ニ鈞合ハシメ更ニ分銅ヲ左右交換シ元ノ位置ニ於テ鈞合ヲ得ルモノ又ハ鈞合ヲ得サルモ公差以内ノ重量ヲ加減シテ鈞合ヲ得ルモノハ之ヲ合格ト爲スコト

- (ト) 四隅ノ検査ニ於テハ秤量ノ二分ノ一ニ相當スル分銅ヲ皿ノ中心ヨリ其ノ半径ノ三分ノ一ノ所ニ甲ト乙及丙ト丁ノ位置ニ載セ指針ノ指ス位置カ分銅ヲ皿ノ中心ニ載セタルトキノ位置ヨリ秤量ノ公差以内ニ在ルモノハ之ヲ合格ト爲スコト
- (チ) 感量ノ検査ハ秤量ニ於テ之ヲ爲スコト
- (リ) 感量ノ検査ヲ爲シタル後空懸ケノ鈞合ヲ検査シ睨ミカ一致セス若ハ指針カ標點ヲ指ササルモ秤量ノ公差ノ二分ノ一ヲ超エサルモノハ之ヲ合格ト爲スコト

二 臺秤及上皿桿秤

- (イ) 臺皿及上皿桿秤ニシテ水平ヲ定ムル装置アルモノニ在リテハ其ノ水平器ニ依リテ之ヲ適當ナル臺ニ、水平ヲ定ムル装置ナキモノニ在リテハ之ヲ水平ナル臺ニ、臺ニ据附ケ難キモノニ在リテハ之ヲ堅牢ナル土間ニ水平ニ据附クルコト
- (ロ) 臺秤ニシテ秤量三百貫以上ノモノニ在リテハ秤量ノ一倍半、三百貫未満ノモノニ在リテハ秤量ノ二倍ノ重量ヲ載セタルトキ材料ニ損傷ヲ生シ若ハ桿ノ振動ニ故障ヲ生スルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- 上皿桿秤ハ一ノ(ロ)ニ準シ前項ノ検査ヲ爲スコト
- (ハ) 秤量ノ五分ノ一ノ重量ニ於テ桿ヲ前後左右ニ移動シ尙臺秤ニ在リテハ額板ヲ前後ニ突キ及左右ニ振り秤量ノ公差ヲ超ユルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ニ) 水平ヲ定ムル装置ナキ臺秤ニ在リテハ其ノ臺ヲ前後左右各別ニ勾配二十分ノ一ニ傾斜シテ秤量及感量ノ検査ヲ爲スコト

- (ホ) 錘ヲ直點ニ懸ケ其ノ桿ヲ調子玉ニテ釣合ハシメ之ニ微振ヲ與ヘ其ノ釣合ノ位置ヨリ上下一様ニ振動セサルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ヘ) 錘ヲ數箇所ノ目盛及盛止ニ懸ケ、表裏ニ同一ノ目盛アルモノニ在リテハ其ノ表裏ノ目盛ニ付増錘アルモノニ在リテハ其ノ増錘ノ小量ノモノヨリ一箇宛大量ノモノニ及ホシ其ノ掛量ヲ検査シ更ニ秤量ノ検査ヲ爲スコト
- 定量増錘附臺秤ニ在リテハ檢定用増錘ヲ用キテ検査ヲ爲スコト此ノ場合ニ於テ増錘各箇ノ掛量ノ検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- (ト) 四隅ノ検査ハ秤量ノ五分ノ一ノ重量ニ於テ之ヲ爲スコト此ノ場合ニ於テ上皿桿秤ニ在リテハ皿ノ中心ヨリ三分ノ二ノ所  (分銅カ皿ノ縁ヲ外レサル程度) ニ、臺秤ニ在リテハ四隅ニ於ケル重點ノ上ニ分銅ヲ載セタルトキ分銅ヲ皿又ハ臺ノ中央ニ載セタルトキノ器差ノ外尙秤量ノ公差ノ二分ノ一ヲ超ユル差アルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (チ) 感量ノ検査ハ秤量ニ於テ之ヲ爲スコト
- (リ) 休ミ附臺秤ニ在リテハ感量ノ検査ヲ爲シタル後秤量ニ於テ把手ヲ數回上下左右ニ動搖シテ秤量ニ於ケル器差ノ外尙秤量ノ公差ノ二分ノ一ヲ超ユル差アルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ヌ) 前號ノ検査ヲ爲シタル後分銅ヲ撤去シ直點ニ於テ秤量ノ公差ノ二分ノ一ヲ超ユル差アルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ル) 蛇ノ目又ハ分離シ得ヘキ茄子環ニ符號ナキ臺秤ニ在リテハ其ノ蛇ノ目ハ左右、茄子環ハ相互交換シテ前各號ノ検査ヲ爲スコト

三 十分秤

十分秤ハ其ノ構造ニ依リ天秤、上皿天秤及上皿桿秤ノ検査手續ニ準シ検査ヲ爲スコト

四 桿秤

- (イ) 掛量及秤量ニ於テ三百貫以上ノモノニ在リテハ各其ノ一倍半、三百貫未滿ノモノニ在リテハ各其ノ二倍ノ重量ヲ懸ケ材料ニ損傷ヲ生シ若ハ桿ノ振動ニ故障ヲ生スルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ロ) 直點、掛量、盛出、秤量其ノ他數箇所ノ目盛及増錘アルモノニ在リテハ其ノ増錘ノ掛量ノ検査ヲ爲スコト
- 定量錘附ノモノニ在リテハ檢定用錘ヲ用キテ検査ヲ爲スコト
- (ハ) 感量ノ検査ハ掛量及秤量ニ於テ之ヲ爲スコト
- (ニ) 感量ノ検査ヲ爲シタル後掛量及秤量ニ於テ桿ヲ水平ニ釣合ハシメ左右ニ振リツツ上下各別ニ搾リ公差以内ノ重量ヲ加減シテ水平ニ復セサルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト

五 自動秤

甲 バネ秤

- (イ) 秤量ニ相當スル重量ヲ懸ケタル儘約二十四時間之ヲ放置シ其ノ重量ヲ取除キ約三時間經過シタル後空懸ケニ於テ度量衡法施行細則第三十一條衡器ノ第十四號ノ検査ヲ爲スコト
- (ロ) 最小ノ目盛ヨリ漸次秤量ニ更ニ秤量ヨリ最小ノ目盛ニ至ル數箇所ノ目盛ニ付検査ヲ爲スコト
- (ハ) 臺又ハ皿アルモノニ在リテハ臺秤又ハ上皿桿秤ノ検査方法ニ準シ其ノ四隅ノ検査ヲ爲スコト
- (ニ) 感量ノ検査ハ秤量ニ於テ之ヲ爲スコト
- (ホ) 前各號ノ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ「バネ」ニ振動ヲ與ヘ靜止シタル後目盛ヲ視定スルコト

乙 水壓秤(ダツクハム形)

- (イ) 標點ノ検査ヲ爲シタル後(甲)ノ(ロ)ノ手續ニ依リ目盛ノ検査ヲ爲スコト此ノ場合ニ於テハ「ピストン」ヲ回轉シ靜止シタル後目盛ヲ視定スルコト

- (ロ) 「ピストン」ノ摩擦ノ甚シキモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- (ハ) 油ノ甚ク漏洩スルモノハ之ヲ不合格ト爲スコト
- 丙 (甲)、(乙)以外ノ自動秤

其ノ構造ニ應シ秤ノ各種類ノ検査方法ニ準シテ検査ヲ爲スコト

六 分銅定量錘及定量増錘
 (イ) 檢定用天秤ノ右皿ニ受檢器ニ相當スル檢定用分銅及公差相當ノ分銅ヲ載セ左皿ニ他ノ分銅ヲ載セテ鈞合ヲ得セシメ右皿ノ分銅全部ヲ撤去シ換フルニ受檢器ヲ載セ桿カ元ノ位置ニ於テ鈞合ヲ得ルモノ又ハ右皿偏輕ヲ表ハスモ之ニ公差ノ二倍ニ相當スル分銅ヲ加ヘ元ノ位置ニ鈞合ヲ得ルモノ若ハ右皿偏重ヲ表ハスモノハ之ヲ合格ト爲スコト

(ロ) 定量錘ハ檢定用桿秤ヲ用キテ検査ヲ爲スコト

第九條 檢定用分銅カ受檢秤ノ秤量ニ達セサル場合ニ於テハ檢定用分銅ヲ標準トシテ受檢秤ノ感量ノ五分ノ一以下ノ重量ヲ感スル秤ニ依リ假分銅ヲ調製シテ検査ヲ爲スヘシ但シ秤量ノ四分ノ一以上ノ検査ニ付テハ秤量ノ四分ノ一ニ相當スル檢定用分銅又ハ假分銅ヲ用キ倍加法ニ依リ検査ヲ爲スコトヲ得

附 則

本事項ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○瓦斯及水量「メートル」取締ニ關スル件

明治四十五年五月二十五日
 工部省工務局長通牒

瓦斯及水量「メートル」ハ度量衡器ノ一種トシテ檢定事項ヲ除クノ外ハ度量衡法ニ依リテ取締ヲ受クヘキモノニ有之候處目下我國ニ使用セラルルモノハ多クハ「ヤードポンド」法ニ依ルモノニシテ本年六月二十日迄ハ度量衡法第八條ノ適用ヲ猶豫セラレ居リタル次第ニ有之從テ七月一日ヨリハ總テ右取締ヲ行フベキ

コトト相成タルニ付テハ取締ノ統一ヲ期スル他日一層完全ナル取締制度實施ノ準備トシテ製作者及事業者ヲシテ可成完全ニ「メートル」ノ製作及検査ヲ爲サシメ且ツ專ラ不完全ナル器物ノ供給及使用ヲ抑制シ其ノ他ノ必要ナル準備調査ヲ完成スルタメ別記事項裁定相成候次第ニ付右ニ依リ御取扱相成度
 追テ本件取締ノ實施ニ付テハ來ル六月月中ニ開催スヘキ検査主任官會議ニ於テ詳細ノ説明及打合せ等可致
 等ニ付右豫メ御含置相成度
 右依命通牒ス

記

瓦斯「メートル」及水量「メートル」取締心得

本心得ニ於テ事業者ト稱スルハ「メートル」ノ製作者修覆者輸入販賣者及瓦斯若ハ上水ノ供給事業者ヲ云ヒ供給事業者ト稱スルハ瓦斯若ハ上水ノ供給事業者ヲ謂フ

瓦斯及水量「メートル」ノ取締ハ計量上公差以上ノ差狂アルモノ又ハ作用若ハ構造ノ不完全ナルモノヲ販賣シ及取引證明上ニ使用スルコトナキ様主トシテ事業者ニ付之ヲ行フヘシ但シ調査上必要ナル場合ハ需用者ニ就キ取調ヲ爲スヘシ

第一 取締上特ニ注意ヲ爲スヘキ事項

- 一 毎年少クトモ二回事業者ニ臨檢シ「メートル」ノ製作修覆ノ用ニ供スル材料及構造ノ適否竝製作修覆若クハ輸入シタル「メートル」又ハ現ニ取り付ケ使用中ニ係ルモノノ検査上ノ適當ヲ第二ノ注意事項ニ準據シテ調査シ不適當ト認ムル事項ニ付テハ其ノ改良ニ關シ口頭又ハ書面ヲ以テ相當ナル諭達ヲ爲スコト
- 二 小規模ナル事業者ニシテ適當ナル「メートル」ノ検査設備ナキモノニ對シテハ必ス其ノ設備アル者ニ付検査ヲ受ケタル後之ヲ販賣又ハ使用スヘキ旨ヲ豫告シ爾後之ヲ實行シツツアルヤ否ヤヲ監視スルコト
- 三 供給事業者ニ臨檢シタルトキハ左ノ調査ヲ行フコト

イ 供給事業者ノ「メートル」點檢簿ヲ查閱シ特殊ノ事由ナクシテ例月ニ比シ著シク使用量ノ差異アルモノニ付テハ速カニ其ノ需用者ノ「メートル」檢査ヲ行フヘキコトヲ命シ其ノ結果ヲ報告セシムルコト

(從來ノ實例ニヨレハ事業者ノ利益トナルヘキ差狂ニ付テハ概シテ放任ノ傾キアルヲ以テ特ニ此ノ點ニ注意ヲ爲スヘシ)

ロ 需用者ヨリ檢査請求ニ係ル「メートル」ニ付其ノ檢査ヲ遲滯シツツアルモノナキヤ否ヤ若シ遲滯シツツアルモノアルトキハ速ニ檢査ヲ行ハシムルコト

ハ 「メートル」ヲ取り外シタルトキハ更ニ檢査ヲナスシテ再ヒ使用ニ供セサル旨注意スルコト

三 供給事業者ニ於テ需用者カ故意ニ「メートル」ニ差狂ヲ生セシメ又ハ不正ノ手段ヲ以テ計量ヲ偽リタル事實ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク其ノ事實ト「メートル」檢査成績トヲ報告セシムルコト

四 事業者ヲシテ別記様式ニ準シ報告ヲ爲サシムルコト

第二 「メートル」ノ製造檢査及保管上注意ヲ要スル事項

瓦斯「メートル」ノ部

其ノ一 製造又ハ檢査ニ關スル事項

一 瓦斯「メートル」ニハ左ノ表記ヲ爲スコト

イ 製造者(輸入者若ハ供給事業者)又ハ修覆者ノ氏名名稱又ハ其ノ記號及番號

ロ 瓦斯ノ入口又ハ其ノ出口ヲ表示スル文字又ハ標識

ハ 「メートル」ノ入口及出口ニ於ケル瓦斯壓ノ差カ水高一・三「センチメートル」又ハ二分ノ一「インチ」ノトキ一時間ニ「メートル」ヲ通過スル瓦斯ノ容積又ハ燈數(一燈用トハ同上ノ壓力ノ差ノトキ一時間ニ百四十二「リットル」又ハ五立方呎以上ノ瓦斯ヲ通過スルモノヲ謂フ)

ニ 高壓式ノモノハ其ノ使用スル瓦斯ノ壓力

ホ 目盛ニハ適宜ノ部分ニ其ノ目盛ノ表示スル値

二 「メートル」ハ外部ヨリ容易ニ指針内部ノ機械又ハ機械ノ作用ヲ變更シ得サル構造ト爲スコト

三 目盛盤ノ目盛カ數段ヨリ成ルモノニ於テハ其ノ最小ノ量ヲ表ハス段ハ目盛ノ示ス最大量カ次ノ段ノ目盛ノ示ス最小量ニ等シカラシメ以上順次同様ナル目盛方法ト爲スコト

但シ目盛カ百立方呎未満ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

四 前號但シ書ニ該當スルモノニハ十立方呎以下ノ目盛ヲ付スルコト

五 「メートル」ノ出口ト入口トニ於ケル瓦斯壓ノ差カ水高一・三「センチメートル」又ハ二分ノ一「インチ」ノトキ少クトモ一時間ニ百四十二「リットル」又ハ五立方呎ノ瓦斯ヲ通過スル構造ト爲スコト

六 水高七・六「センチメートル」又ハ二「インチ」以下ニ於ケル如何ナル壓力ノ瓦斯ヲ通過セシムルモ公差

以上ノ差ヲ生セサルモノト爲スコト

但シ高壓式ノモノハ其ノ表示スル壓力ニ於テ公差以上ノ差ヲ生セサルモノト爲スコト

七 「メートル」ヲ通過スル瓦斯ヲ急激ニ遮斷シタル場合ニ於テ其ノ指針ハ直ニ靜止スヘキ構造ト爲スコト

八 「メートル」ノ外櫃ハ勿論回轉室又ハ計量室ノ各分室ヨリ瓦斯カ漏洩セサル構造ト爲スコト

九 一定ノ壓力ノ瓦斯ヲシテ「メートル」ヲ通過セシメタルトキ「メートル」ヨリ排出スル瓦斯ノ壓力ハ一様ナルコト即チ「メートル」ハ通過シタル瓦斯ニ點火シタルトキ其ノ燈火ヲ動搖セサルコト

濕式「メートル」ハ以上各號ノ外左ノ各號ニ適合スルモノナルコトヲ要ス

十 自働水面調整裝置ヲ設クルカ又ハ「メートル」ノ外部ニ目盛セル玻璃管ヲ取付ケ「メートル」内ノ水面ノ標準位置ヲ一定スルニ容易ナラシムルコト

十一 自働水面調整裝置ノ瓦斯量調整範圍ハ公差以内ナルコト

乾式「メートル」ハ第一號乃至第九號ノ外左ノ各號ニ適合スルモノナルコトヲ要ス

十二 金屬板ヲ以テ「メートル」ノ外櫃ト爲ス場合ニ在リテハ其ノ板ハ容易ニ歪ヲ生セサルモノヲ用フヘシ

十三 「メートル」内ニ皮ノ材料ヲ用フルトキハ其ノ皮ハ濕氣乾燥又ハ温度ノ變化ニヨリ硬化シ又ハ縮少シ

難キモノナルコトヲ要ス

(其ノ二)瓦斯「メートル」ノ据付及保管ニ關スル事項

一 「メートル」ヲ取附クル際ハ其ノ水平ヲ保ツコトニ注意スルコト

二 「メートル」ハ甚シク寒氣ヲ感セサル場所温度ノ變化セサル場所及振動ヲ受ケサル場所ヲ撰ヒテ据附クルコト

三 濕式「メートル」ハ時々水面調整装置ノ液体ヲ補充シ且ツ清淨ナルモノト取り換フルヲ必要トス

蒸發ノ盛ナル期間又ハ特ニ液体ノ蒸發ヲ盛ナラシメ又ハ之ヲ不潔トナラシメタル事故アリタル場合ハ液体ノ補充交換ニ注意ヲ爲スコト

四 「メートル」ハ成ルベク濕氣其ノ他ノ爲メ宛易ニ錆ヲ生セサル方法ヲ講シ保管スルコト

五 「メートル」ヲ運搬シ又ハ移動スルトキハ成ルヘク之ニ振動ヲ與ヘサル様注意スルコト

水量「メートル」ノ部

(其ノ一) 製造又ハ検査ニ關スル事項

一 水量「メートル」ニハ左ノ表記ヲナスコト

イ 製造者(輸入者若ハ上水供給事業者)又ハ修覆者ノ氏名名稱又ハ其ノ記號及番號

ロ 水ノ入口又ハ出口ヲ表示スル文字又ハ標識

ハ 水ノ入口又ハ其ノ出口ノ管ノ口徑

ニ 目盛ニハ適宜ノ部分ニ其ノ目盛ヲ表示スル値

二 「メートル」ハ外部ヨリ容易ニ指針内部ノ機械又ハ機械ノ作用ヲ變更シ得サル構造ト爲スコト

三 一平方センチメートルニ付十疋又ハ一平方インチニ付百四十「ポンド」ノ水壓力ヲ加フルモ水カ漏洩シ及内部ノ機械ノ作用ニ故障ヲ生セサル構造トナスコト

四 一平方センチメートルニ付三疋乃至〇・七五疋又ハ一平方インチニ付四十「ポンド」乃至十「ポンド」ニ至ル如何ナル壓力ノ水ヲ通過スルモ公差以上ノ差ヲ生セサルモノト爲スコト

五 「メートル」ノ構造ニ依リテハ一平方センチメートルニ付キ〇・七五疋又ハ一平方インチニ付十「ポンド」以下ノ水壓ノ場合ニ於テ著シク計量ニ差ヲ生シ又ハ水カ「メートル」内ヲ通過スルモ指針カ移動セサルモノアルヲ以テ此ノ點ニ付キ構造上ノ注意ヲ爲スコト

六 水量「メートル」ヲ通過スル水ヲ急激ニ遮斷シタル場合ニ於テ其ノ指針ハ直チニ靜止スヘキ構造ト爲スコト

(其ノ二) 水量「メートル」ノ据付及保管ニ關スル事項

一 水量「メートル」ハ甚シク寒氣ヲ感セサル場所ヲ選ヒテ之ヲ据付ケ且ツ寒氣ヲ防禦スル方法ヲ講シテ保管ヲ爲スコト

二 「メートル」ニハ其ノ損傷ヲ避クルタメ蓋ヲ附スルコト

三 甚シキ濁水ガ「メートル」内ヲ通過シタル場合ハ速ニ掃除ヲ爲スコト

第三 實施時期及本省へ報告事項

一 明治四十四年七月ヨリ之ヲ實施シ第一回ノ取締ハ九月末日迄ニ之ヲ行フコト

二 事業者ニ對シ此ノ際可成速ニ右取締ヲ實施スル旨ヲ豫告シ且ツ第二ノ注意事項ヲ提示シ速ニ之カ實行ヲ促スコト但シ現ニ使用中ニ係ル「メートル」ニシテ右事項ニ抵觸スルモノニ付テハ之カ取外シテ爲シタル場合又ハ修覆ヲ爲ス場合ニ改修ヲナサシムルコト

- 三 同上第三號ニ關スル事實ニ付テハ發見者ノ何人タルヲ問ハス遲滞ナク其ノ顛末ヲ報告スルコト
- 四 毎年四月三十日迄ニ前年ニ於ケル左ノ事項ヲ別紙様式ニ依リ報告スルコト
 - イ 各供給事業者別ニ毎年十二月末日現在ノ瓦斯(上水)需用者ノ戸數使用中ニ係ル「メートル」ノ箇數
 - ロ 各事業者別ニ毎年一月ヨリ十二月末日ニ至ル「メートル」ノ検査成績
 - ハ 當該官吏員カ事業者ニ付キ第一ノ第一號及第二號ニ關シ行ヒタル各取締實況
 - ニ 當該吏員カ需用者ニ就キ行ヒタル取締成績前項(イ)及(ロ)ニ付毎年十二月末日現在ヲ知リ難キ特殊ノ事由アル場合ハ其ノ年ノ最終決算期ノ末日ヨリ溯テ一ケ年分ヲ一期トシ其ノ日ヨリ四ケ月以内ニ報告スルコト
- 五 事業者ニ關スル第一回ノ取締實況ハ四十四年十一月末日迄ニ之ヲ報告スルコト
- 六 四十四年ニ於ケル第三ノ第四號中(ロ)(ハ)及(ニ)ニ關スル事項ニ付テハ七月以後ノ分ヲ報告スルコト
- 七 「メートル」ノ取締ニ關スル法律勅令又ハ省令ノ發布ニ付意見アルトキハ其ノ都度上申相成度尙「メートル」ニ關シ取締規則ヲ發布スルトキハ豫メ本省ニ打合セラ爲サレ度

(様式)
第一號需用者ノ戸數及「メートル」數 (瓦斯上水ヲ各別表トスルコト以下同シ)
其ノ一 需用者ノ戸數

事業 者 別	年 月 日 現 在	前 期 (年) 末 現 在	何 々	
			増	減
何 々			増	減
何 々			増	減

其ノ二 「メートル」數

事業 者 別	大 小 別	明 治 年 月 日 現 在	前 期 (年) 末 現 在	何 々	
				増	減
區 分	燈 數 (瓦斯)	口 徑 何 吋	同	同	計
區 分	燈 數 (水)	口 徑 何 吋	同	同	計

第二號 自明治 年 月 日 至明治 年 月 日 瓦斯(水量)「メートル」ノ製作輸入修葺ノ數並検査成績

一 製作輸入及修葺ノ數及検査成績

區 分	検査成績 (燈何吋)	同	同	計	備 考
自己 製 品					(一) 不合格ノ重ナル事由 (二) 内地製品ト外國製品 (三) 内地製品ノ優劣 (四) 製作者ノ氏名ヲ記載 其ノ内地製品ノ製作者ノ氏名ヲ記載
其ノ他内地製品					
外國 直輸入					
同					
同					

製品 内地購入	修 覆		合 計	
	同	同	同	同

二「メートル」ヲ引換又ハ取外シヲ爲シタル數

引換又ハ取外シ 爲シタル事由別	區分 燈數 (口徑何時)	同	同	計
表示量過大ト認 メタルモノ	事業者ニ於 テ發見 需用者ノ申 出			
表示量過小ト認 メタルモノ				
指針不 動				

漏 洩		不 通		何 何		何 何		合 計	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第三號 自明治年月日需用者ニ關スル「メートル」取締成績
至明治年月日

取締ヲ行ヒタル需用 者ノ數	調査シタル「メー トル」ノ數	犯 則者ノ數	「メー トル」 ノ數
		同 上	内

別ニ備考欄ヲ設ケ調査ヲ必要トシタル事由ヲ記述シ又犯則者ニ付テハ犯則事實毎ニ犯人及「メートル」ノ數並其ノ處分法(告發説諭等ニ區分)ヲ記述スヘシ

○度量衡檢定及取締ニ關シ質疑事項ノ件

明治四十二年十二月十四日
工部省工務局長通牒

過般開催ノ度量衡主任官會議ニ於テ度量衡器ノ檢定及取締ニ關シ質疑及申出アリタル事項中調査中ニ屬セシ分別記ノ通御承知相成度依命此段及通牒候也

別記

- 一 桿秤ノ構造ニ關スル件
桿秤ハ搾リニ對シ四十五度ノ開キアルモノニ構成セシメサルモ差支ナシ
- 二 秤ノ搾リニ關スル件
搾リニ於ケル器差ハ公差以外ノ差ヲ許スヘキモノニアラス檢定ノ場合ニ於ケル搾リノ方法ニ付テハ退テ檢定心得ニ規定通牒ノ筈
- 三 上皿桿秤及上皿天秤ノ關節ノ材料ニ關スル件
關節ノ接觸部ハ本年中ト雖トモ鋼鐵ヲ用キシメラルヘシ
- 四 衡器ノ水平ヲ定ムル裝置ニ關スル件
差向キ「下ケ振り」ヲ可ト認ム尙今後調査ノ上適當ト認メタルモノアルトキハ通牒ノ筈
- 五 器具器械類ニシテ度量衡ノ目盛又ハ表示アルモノ、檢定ニ關スル件
理化學器械、文房具、計量器、計量器、材料試驗器又ハ測量器等ノ器具機械ニ度量衡ノ目盛若ハ其ノ名稱ヲ付シタルモノ之ヲ例令ハ物理器械三角定規其ノ他ノ文房具檢尺器「アリダート」「クライノメートル」「乳脂計注射器」「セメント」「切斷試驗器檢位衡等ニ度量衡ノ目盛ヲ付シ又ハ其ノ名稱ヲ表示シタルモノ

- 六 ハ檢定ヲ受クルコトヲ要セスシテ製作販賣スルモ差支ナシ然レトモ其ノ構造形狀等普通ノ度量衡器ト同一ナルモノ例令ハ測量用箱尺「ボール」「ノギス」疊尺ノ一部ニ三角術ノ目盛ヲ付シタル計算器等ハ檢定ヲ受クルコトヲ要スル義ト御承知アリタシ
但シ御取扱上疑義ニ涉ルモノハ現品又ハ詳細ナル圖面ヲ添へ御照會アリタシ
- 七 檢定消印ヲ附セラレタル二升以上ノ木製樽ニ付四十二年以後修葺檢定取扱方ノ件
細則第五十八條第三項ニ檢定證印アルモノ云々トアルハ一旦檢定ヲ受ケ證印アリシモノヲ指稱シタル趣旨ナルヲ以テ取締ニ於テ消印ヲ付セラレタルモノノ修葺檢定ノ場合ト雖同條ヲ適用スル義ト御承知アリタシ
- 八 改正法ニ依リ液用木製樽ニ檢定證印附印方ノ件
爾今改正細則ニ規定シアル部分一ヶ所ニ證印ヲ附セラルヘシ
從テ三十七年十一月商局第一〇八六五號通牒ハ本文ニ依リ消滅ノ儀ト御承知アリタシ
修葺シタル舊器ニ付キ四十二年以後檢定取扱方ニ關スル件
改正法施行以前及改正細則第五十七條ニ依リ檢定ヲ受ケタル左ノ各號ノ一ニ該當スル量衡器ニシテ四十二年以後修葺ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ構造ノ堅牢ナルモノニ限り新規定ノ構造ニ適合セサルモ當分ノ内其ノ儘檢定ヲ與ヘラルハシ

- 一 穀用樽ニシテ舊規定ニ依リ全量ヲ表記シタルモノ鐵線ノ厚サヲ改正規定ノ厚ニ違セサルモノニシテ其ノ差ノ微少ナルモノ
- 一 圓筒形樽及方形樽ノ鐵線ノ口縁ヨリ側面ニ掛ル部分ヲ繼合セタルモノニシテ鎖付ノ充分ナルモノ
- 一 臺秤上皿桿秤金屬製若クハ骨製桿秤ニシテ其ノ目盛間ノ距離カ新規定ノ距離ニ違セサルモノ其ノ差ノ微少ナルモノ

- 一 臺秤ニシテ其ノ承軸ニ鋼鐵ヲ用ヒサルモノ又ハ其ノ定量増錘ハ舊規定ノ構造ニ依リタルモノ
- 一 骨製桿秤ニシテ二以上ノ支點アルモノ又ハ調子玉ヲ附セサルモノ
- 一 木製桿秤ニシテ其ノ附屬スル錘ニハ舊規定ニ依リ表記シタルモノ定量ニ非サル錘付ノモノニシテ其ノ錘重カ新規定ノ重量ニ違セサルモ其シキ差ナキモノ秤量四貫若ハ二十五斤又ハ三十二貫若ハ二百斤ノモノニ附屬スル定量錘ニシテ其ノ錘重カ舊規定ニ適合スルモノ秤量一貫二百匁以上ノ黒檀製桿秤ニシテ桿長一尺一寸以上ノモノ
- 一 上皿桿秤ニシテ調子玉ヲ付セサルモノ又ハ調子玉アルモノニシテ其ノ構造カ新規定ニ適合セサルモノ
- 九 中央度量衡器檢定所ニ於テ不合格トシタル器物ニ標示ヲ付スルノ件
實益極メテ尠ナキヲ以テ標示ヲ付セサルコトニ決定セリ
- 十 細則第四十九條第十七號ニ依ル檢査方法ニ關スル件
同號ノ規定ニハ掛量ノ文字ナキモ掛量アルモノハ尙其ノ公差ノ四分ノ一以内ノ重量ヲ加減スル義ト御承知アリタシ
- 十一 珙瑯塗リ樹ニ檢査濟印ヲ附スル方法ニ關スル件
玻璃彫刻器又ハ腐蝕ノ方法ニ依リ底面ニ檢査濟印ヲ記載セラルヘシ
- 十二 販賣又ハ使用中ニ係ル舊器ニ對スル公差ニ關スル件
改正法施以實前檢定ヲ受ケタル左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ニシテ販賣又ハ使用中ニ係ルモノノ公差ハ當分ノ内改正法ニ依ル公差ヲ超ユルモ舊施行令ノ公差内ニアルモノハ斟酌ヲ加ヘ取扱ハルヘシ
一 全二升若ハ五「リットル」又ハ一斗若ハ二十「リットル」ノ穀用液用ノ木製樹又ハ金屬製樹
一 前號ノ外從前檢定ヲ受ケタル器物ニシテ其ノ公差カ改正法ノ使用公差ニ比シ大ナルモノ

十三 從前檢定ヲ受クルコトヲ要セサリシ文尺雜尺其ノ他縮尺ノ取締ニ關スル件

改正法實施以前製作ニ係ルモノニ限リ「ヤードポンド」法度量衡器ニ同シク明治四十四年六月三十日迄法第八條ノ規定ヲ適用セサルコトニ御取扱相成タシ

十四 從前製作ニ係ル「インチ」尺ニシテ「メートル」ヲ併セ盛リタルモノノ取扱方ニ關スル件

施行令第二十三條ニ依ル檢査ノ場合ニ於テ改正法實施以前製作ニ係ルモノヲ發見シタルトキハ「インチ」目盛カ檢査ニ合格スルモノニ限リ「メートル」ノ目盛ニ付テハ貴廳ニ於テ檢定ヲ與ヘ其ノ合格シタル場合ニ「インチ」ノ目盛ニ檢査濟印ヲ附スルコトニ御取扱相成タシ
但シ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アルモノハ双方ノ目盛ニ中央度量衡器檢定所ニ檢定ヲ請求セシメラルヘシ

十五 舊法ニ依リ檢定ヲ受ケタル定量増錘補充ニ關スル件

改正法實施以前及細則第五十七條ニ依リ檢定ヲ受ケタル定量錘ノ一部ヲ紛失シタルトキハ錘ノ全部及ヒ秤共改正規定ニ從ヒ條覆ヲ加ヘ檢定ヲ受ケシメラルヘシ
但シ從來桿ニ付シアル大中又ハ小ノ文字ハ其ノ儘ト爲シ置モ差支ナシ（細則第三十一條衡器ノ第二十九號參看）

○度量衡器檢定及取締ニ關スル質疑事項ノ件

明治四十四年七月二十九日
工第六百三十號工務局長通牒

去ル七月中當省ニ於テ開催ノ度量衡主任官會議ノ際質疑ニ係ル度量衡器ノ檢定及取締ニ關スル件別記ノ通り御承知相成候
右通牒ス

- 一 麻製卷尺ニ附スル證印ノ消滅セサル方法ニ關スル件
麻製卷尺ニ證印ヲ付スルニハ木臺(臺ノ堅キモノハ宜シカラス)ノ上ニ卷尺ヲ載セ證印ニ「インキ」ヲ充分含マシメ木槌ニテ二三回輕ク打撃シ「インキ」ヲ卷尺ノ糸ノ纖維ニ浸ミ込マシメ之ヲ充分乾燥セシムルトキハ容易ニ消滅セサルカ如シ然レトモ現今用キル印肉ハ未タ完全ト認メラレサルニ依リ目下尙研究中ニ屬セリ
- 二 定量錘付桿秤ノ桿ニ定量錘付ノ文字ヲ表記スルノ件
定量錘付ノ文字ヲ桿ニ表記スルモ差支ナシ
- 三 産業組合法ニ依ル購買販賣信用組合ニ於テ度量衡器ヲ購買シ之ヲ組合員ニ賣却スルノ件
販賣ノ免許ヲ受クルコトヲ要セス
- 四 檢定證印(烙印)ノ使用方ニ關スル件
檢定證印(烙印)ノ横ニ穴ヲ穿テ烙印ノ柄ニ堅ク取付ケ使用スルモ差支ナシ
水平器ノ糸及鎖ヲ販賣者又ハ修覆者ニ修覆セシムルノ件
本件ハ法令上修覆ト認ムルニ限リニアラス
- 八 施療病院陸軍病院會社ノ病室等ニテ藥劑ノ配合上使用スル量衡器ノ取締ニ關スル件
業務上取引若シ若クハ證明ノ用ニ供スルモノナルヤ否ヤノ事實ニ依リ取締ヲ行フヘキモノナルヤ否ヤヲ決定セラルヘシ
- 九 「リンク」「ボール」等ノ目盛アル度量器取扱方ノ件
「リンク」「ボール」等ノ目盛及ヒ標識アル度量器ニシテ其ノ全長ヲ「ヤード」「ポンド」法ノ名稱ニテ表記シタルモノニアリテハ縮尺以外ノ度量器トシテ取扱ハルヘシ

- 三 特許公報ノ配付ニ關スル件
特許公報及ヒ明細書未着ノ向アラハ其ノ旨特許局ニ照會セラルヘシ
- 四 度量衡ニ關スル獎勵規程ノ件
大體ニ於テ必要アルヲ認メ其方法ニ付テハ目下調査中ニ屬セリ
- 五 檢定證印ヲ桿ニ附印シ難キ場合ノ件
規定上指定シタル部分ハ狹義ニ解スルコトナクシテ適當ノ部分ニ附印ヲナスニ於テハ大体ニ於テ附印スルヲ得サルモノ極メテ稀ナリト認メラルモ若シ全然附印シ難キ物質ノモノナル場合ニ於テハ度量衡法施行細則第二十八條後段ノ規定ニ依ラシムヘシ
- 六 各府縣ニ於ケル檢定及取締業務功程通知ノ件
第一種取締ヲ夜間等比較的器物ノ使用頻繁ナラサル時期ニ執行セラルル府縣及ヒ其ノ成績通知ノ件
特ニ夜間等ニ於テ第一種取締ヲ執行シタル府縣アルヲ聞カス
且夜間器物ノ提出ヲ命スルカ如キハ穩當ナラスト認ム
- 八 内面ニ埋木アル穀用及雜用枾ノ件
埋木アルモ脆弱ト認メラレサルモノハ差支ナシ
量器ノ材料ノ厚サヲ検査スル檢定用具交付方ノ件
檢定用具ハ之ヲ交付セス便宜度量器ニテ計測セラルヘシ
- 二〇 洋服裁斷ニ使用スル「インキ」「目盛」「ナマコ」尺ノ檢定及取締ニ關スル件
「ナマコ」尺ハ俗ニ型附定木ト稱シ長サヲ計ル爲メニ使用スルモノニ非スシテ洋服ヲ裁斷スルトキ型付ニ使用スルモノナルヲ以テ檢定及取締ヲ爲スノ必要ヲ認メス
- 二一 「ケンチ」枾ノ取締ニ關スル件

取締ヲ要ス

- 二三 徑ヲ度ルニ用ユル直尺ノ本枝ト副枝トノ歪ミニ關スル件
先般開催ノ主任官會議ノ際詳細ノ説明ヲ爲シタルヲ以テ略ス
- 二四 卷尺ノ引手金具ノ下部ニ獸皮ヲ附スルノ件
總テ獸皮ヲ附スルコトニ限定スルノ必要ヲ認メス
- 二六 穀用樹ノ口縁ヲ平滑ニ磨上タルコトト爲スノ件
實用上必スシモ磨上ト爲スコトニ限定スルノ必要ヲ認メス
- 二七 櫻材乾燥法ノ最低量ヲ規定スルノ件
二三ニ同シ
- 二八 木製桿秤ノ材料ニ赤樫ヲ用キシメサルノ件
禁スヘキ事由ヲ認メス
- 二九 定量錘ト不定量錘トノ區別ヲ形狀又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ明確ナラシムルノ件
規定以上ニ尙種多ノ方法ヲ規定スルノ必要ヲ認メス
- 三〇 盛止量ト桿ノ末端トノ間隔ヲ規定スルノ件
- 三一 鐵金具ヲ用ユル桿秤ノ種類ヲ定ムルノ件
- 三二 桿休メノ位置ヲ一様ニスルノ件
- 三三 一貫六百匁以下ニ於ケル錘ノ物質ヲ真鍮ニ限定スルノ件
- 三四 水平ヲ定ムル裝置ノ下ケ振りノ長サヲ堅筒ノ三分ノ一以上ト爲スノ件
- 三五 臺秤及上皿桿秤ノ桿休メト桿ト睨ミノ符號ヲ附スルノ件
- 三六 臺秤ノ十二貫以上ノ蛇ノ目ヲ螺旋鑲形ト爲スノ件

以上三〇乃至三六ノ各事項ハ特定スルノ必要ヲ認メス

三七 鍵鑲ヲ鑲付ニ限定スルノ件

材料ノ細キモノ又ハ硬度ノ軟キモノニ付テハ鑲附ト爲ス必要アルヘキモ其ノ太キモノ又ハ強キモノニ付テハ鑲附ト爲スノ必要ヲ認メス

一八 臺秤ノ刃ニ離脱止ヲ爲スノ件

刃ヲ堅牢ニ嵌込ミテ離脱ノ虞ナキモノハ特ニ離脱止ヲ附スルノ必要ヲ認メス

九 取締ニ於テ度量器ニ穴ヲ穿テタルモノ又ハ其ノ狂撓シタルモノノ量器ノ把手ヲ切斷シタルモノ又釘付シタルモノ若ハ把手ヲ附スヘキ要部アリテ其ノ把手ナキモノ

衡器ノ桿又ハ増錘、錘、分銅金具等ニ甚タシク酸化ヲ來シタルモノ秤量重量ニ其ノ差ナキモノノ處分ニ關スル件

材料カ脆弱トナラス若ハ使用上妨ケナキ限リニ大体ニ於テ合格トシテ差支ナシ要スルニ事實上計量ヲ誤ルノ虞レアルヤ否ヤ又ハ弊害ヲ生スル虞レアルヤ否ヤヲ調査シテ決定セラルヘシ

一〇 第一種取締施行ノ場合ニ於テ犯罪アリト認メタルトキ之カ差押處分ヲ行フ場合ニ於ケル件

第一種取締ノ際犯罪アリト認メタルトキハ度量衡法第十條ニ依リ犯所ニ臨檢シ證據物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得ヘシ但シ第一種取締施行ノ場合ニ於テハ重大ナル犯罪ノ外其ノ檢舉ニ付テハ充分ナル考慮アリタシ

二 秤ニ貫ノ文字ヲ「メ」ト表記スルノ件

一「メ」ハ貫ノ代字トシテ通俗一般ニ行ハルルヲ以テ貫ノ代字ニ用ユルモ差支ナシ以下各號ノ事項ハ法令ノ改正ニ關スルヲ以テ追テ調査ノ上何分決定ヲ爲スヘシ

五 桿秤ノ緒紐ニシテ金屬ニ非ラサルモノヲ市町村長ニ修覆セシムルノ件

- 六 鎖付皿秤ノ鎖ヲ販賣者ニ修復セシムルノ件
- 一 「ケンチ」秤ニ換ユル秤ヲ製作スルノ件
 - 二 省令第四十四條中「五斗」以上ヲ「一斗以上百」リットル「以上ヲ二十」リットル「以上ト改正スルノ件
 - 三 「セルロイド」ヲ木又ハ竹ニ緊着セシメスシテ度量器ヲ製作セシムルノ件
- 左ノ事項ハ之ヲ調査シ次回ノ主任官會議ニ報告アリタシ
- 二 度量衡器ノ中ノ修復シタルトキ檢定ヲ除外スルモ(例ヘハ量器ノ把手ト桿秤ノ緒紐等ノ如シ)差支ナシト認ムル事項

○「ヤードポンド」法度量衡器檢定成績報告方ノ件

明治四十三年三月三十一日
工局第六百三十四號工務局長通牒

度量衡法施行令第二十三條ニ依リ行ヒタル「ヤードポンド」法度量衡器ノ檢査成績ハ別記様式ニ依リ前年度分ヲ毎年五月三十一日迄ニ御報告相成度
右依命通牒ス
(様式)

明治何年度(ヤードポンド)法度量衡器檢査成績報告			廳	府	縣
直	區	分	檢	查	個
尺	尺	尺	數	數	數
			同	上	不
			合	格	數
			百	中	不
			合	格	數

衡器								度量器					
定量	分	自	桿	十	上	臺	天	計	縮	鏈	卷	壘	曲
量	銅	働	秤	分	皿	秤	秤	計	尺	尺	尺	尺	尺
增		秤	秤	秤	秤	秤	及						
錘		秤	秤	秤	秤	秤	皿						
							天						
							秤						
							秤						

計

(備考)

右及報告候也

年月日

農商務大臣宛

廳府縣知事

氏

名印

注意

備考トシテ重ナル不合格事由ヲ記載スヘシ

○免許者轉縣ノ場合ニ於ケル認可ニ關スル件

明治四十四年一月二十六日
工第百八十九號工務局長通牒

甲縣ヨリ免許ヲ受ケタル度量衡器ノ修復者又ハ販賣者カ其ノ營業所ノ位置ヲ乙縣ニ變更セムトスルトキハ乙縣ヨリ新ニ免許ヲ受ケルコトヲ要スルヤ將又度量衡法施行細則第十條ニ依リ甲縣ノ認可ヲ受クヘキヤ此場合ニ於テ若シ前示條文ニ依リ甲縣ノ認可ヲ受ケルモノナリトセハ乙縣ヨリ更ニ他縣下ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキハ尙甲縣ノ認可ヲ受クヘキヤ將又乙縣ノ認可ヲ受クヘキヤ否ヤニ關シ東京府知事ヨリノ照會ニ對シ右ハ度量衡法施行細則第十條ニ所謂免許ヲ受ケタル行政官廳トハ修復者又ハ販賣者ノ場合ニアリテハ營業所々在地ニ管轄スル地方長官ヲ指稱シタル儀ニ付前段ニ付テハ甲縣ノ認可ヲ受クヘク後段ニ付テハ乙縣ノ認可ヲ受クヘキ儀ト承知相成度旨回答セリ

右通牒ス

○改正度量衡法施行令第十九條ノ解釋ニ關スル件

明治四十二年十月十九日
工第百九十七號工務局長通牒

改正度量衡法實施前衡器製作ノ免許ヲ受ケタルモノニシテ身元保證金參百圓納付シタルモノハ桿秤ノミノ製作ヲ條件トシテ衡器製作ノ免許ヲ受ケタルモノニ外ナラサルヲ以テ改正施行令第十九條ニ依ル效力ハ桿秤ノミノ製作ニ限ル儀ニ付キ其ノ以外ノ種類ニ付キ製作ヲ爲サントスル場合ニ於テハ新タニ衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケルヲ要スル次第ニ有之候條右ニ御承知相成度爲念此段及通牒候也

○度量衡器製作者修復者カ工場外ニ於テ桿秤ノ緒紐修復ヲ爲ス

場合ニ於ケル許可ニ關スル件

明治四十二年八月四日
工務局長通牒工局第千八十七號

度量衡器ノ製作者修復者カ其工場外ニ於テ爲ス桿秤ノ金屬ニ係ラサル緒紐ノ修復ニ付テハ特殊ノ事由アルモノト認メ度量衡法施行細則第十八條第二項ニ依リ許可ヲ與フルモ差支ナキ義ト御承知相成度此段爲念及通牒候也

○免許年限滿了後引繼營業免許出願者ノ記號届出方ニ關スル件

明治四十三年三月一日
工局第百八十六號工務局長通牒

度量衡法施行細則第十七條ニ依リ届出ツヘキ記號中從來ノ免許年限滿了後引繼營業免許ヲ受ケタルモノノ届出洩モ可有之ト被存候處右ハ従前ノ記號ヲ其儘使用スルニ於テハ該届書ニ其旨附記セシメラレ度

右通牒ス

○自働秤十分秤及量器檢定請求ノ場合ニ關スル件

明治四十二年七月十日
商局發第九百八十二號商工局長通牒

自働秤十分秤及度量衡法施行細則第三十一條枱及斗概ノ項第二十四條乃至第二十六號及第十九號ノ末段(底部ヲ二箇以上ノ鐵帶ヲ交叉シタルト同等以上ノ耐力ヲ保チ得ヘキ構造ト爲シタルモノ)ノ構造ニ依ル量

器ノ檢定ノ請求アリタル場合ハ一應構造ヲ詳記シ其ノ適否ニ付御照會ノ上何分ノ回答ヲ俟テ檢定相成度此段及通牒候也

○貫斤併セ目盛アル桿秤ノ檢定證印附印方ノ件

明治四十四年一月二十五日
工局第三十五號工務局長通牒

一旦檢定ヲ受ケタル貫斤目盛アル桿秤ニ斤ノ目盛ヲ爲シ檢定請求アリタル場合及始メヨリ貫斤二段目盛アルモノ、檢定請求アリタル場合ニ其ノ桿秤ニ檢定證印附印方ノ義ニ關シ大分縣ヨリノ照會ニ對シ前段ハ斤ノ目盛ニ對シ摺製ノモノニハ桿ノ末端ニ其ノ他ノモノハ規定ノ部分ニ更ニ付印シ後段ハ摺製ノモノハ桿ノ頭部ニ一箇、桿ノ末端ニ於ケル目盛ノ各段ニ各一箇其ノ他ノモノニハ規定ノ部分ニ二箇宛附印スヘキ旨回答致シ置候條爾今右ニ依リ御取扱相成度
右通牒ス

○給水使用者ノ負擔ニ於テ水量「メートル」ノ布設修覆ヲ爲ス場合ニ

於ケル免許ニ關スル件

明治四十四年八月十六日
工局第六百二十六號工務局長通牒

水道給水規則ニ依リ給水使用者ノ負擔ニ於テ水量「メートル」ノ布設及ビ其ノ修覆ヲ爲ス行爲ハ度量衡器ノ販賣及ヒ修覆ノ免許ヲ受クルコトヲ要スルヤニ關シ岡山縣ヨリノ照會ニ對シ右ハ免許ヲ受クルコトヲ要セサル旨回答セリ
右通牒ス

○「ノギス」尺ノ檢定ニ關スル件

明治四十四年三月十五日
工局第二百十六號工務局長通牒

從來ノ「ノギス」ハ其ノ遊尺ニ依リ二厘以下ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ値ヲ測定シ得ルモノニアリテハ其ノ本枝ニ二厘又ハ二分ノ一「ミリメートル」ヲ超ヘタル目盛アルモノハ此ヲ乙種檢定ニ屬スルモノニシ

テ取り扱ヒ來リ候處右ハ遊尺ニ依リ二厘以下又ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ値ヲ測定シ得ルモノニアリテハ實質上其ノ目盛アルモノト異ナルコトナキヲ以テ直尺トシテ甲種檢定ヲ受ケシムルヲ至當ト認メ候ニ付キ御承知ノ上來ル四月一日以後右ニ該當スル「ノギス」ノ檢定ハ中央度量衡器檢定所へ請求候様關係者へ夫々御示達相成度將又右期日ハ前乙種檢定ヲ受ケシメタルモノハ其ノ儘效力ヲ有スル義ハ御承知相成度追テ本文關係者へ御示達ノ際ハ左記構造及檢定請求ニ關シ注意ヲ要スル事項ヲモ併セテ御示シ相成度
右通牒ス

別記

- 一 本技ニハ全長ヲ表記スルコト
- 二 本技ト遊尺トニハ同一ノ符合ヲ付スルコト
- 三 遊尺ニハ其ノ中央部ニ測定シ得ル最小ノ値ヲ表記スルコト
(例令ハ本技ノ一耗ノ目盛十九ヲ二十等分シ遊尺ノ一目盛ト爲シタル場合ニアリテハ測定シ得ル最小ノ値ハ二十分ノ一耗ナルヲ以テ遊尺ノ中央部ニ「(1/20)MM」又ハ「(MM)」ト表記スルカ如キヲ云フ)
- 四 遊尺ニ依リ測定シ得ル二厘以下又ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ檢定手数料ハ本技ノ全長ニ相當スル分ヲ納付スルコト

○二十七年一月一日以前檢定ヲ受ケタル度量衡器ノ措置ニ關スル件

明治四十一年三月十三日
商局發第二十四號商工局長通牒

三十七年一月一日以前檢定ヲ受ケタル度量衡器ノ措置ニ關シ去ル三十九年十月商局發第四六三號ヲ以テ及通牒候次第モ有之候所使用者ノ手ニ存スルモノニ限リ修覆シテ檢定ノ請求アリタル場合ノ外舊法令ノ規定ニ適合スルモノナル以上ハ左記各號ノ點現今規定ニ適合セサルモ特ニ不問ニ付スルコトニ取扱相成度尤モ

右器物ニ該當スル器物ト雖トモ製作者販賣者ノ手ニ存スル未販賣品ニ付テハ既ニ夫々御指示ノ次第モ可有之ト存シ候得共尙豫シメ今日現今規定ニ適合スル様修葺シ其ノ檢定ヲ經タル上販賣スル様煩御諭達度依命此段及通牒候也

追而舊規定ニ依ル木製枱ニシテ液用又ハ穀用ニ使用スヘキモノハ夫々新規定ニ依リ新タニ檢定ヲ受クルヲ要スルモ雜用ニハ其ノ儘使用シ得ルコト勿論ニ候條左様御了承相成度候也

別記

- 一 目盛ノ各段ニ全長ヲ表記セサル度器
- 一 盛出量ノ附記ナキ桿秤
- 一 せしゆノ文字記號ニ附記セサルモノ
- 一 度量衡法施行細則第五條及第三十五條ノ規定ニ適合セサルモノ

○度ノ目盛ヲ附シアル裁縫用型付器ノ檢定ニ關スル件

明治四十四年十一月八日
工局第八百七十八號工務局長通牒

別紙圖面ノ如ク度ノ目盛アル裁縫用具ニ付檢定ヲ受クヘキモノナルヤ否ヤニ關シ奈良縣知事ヨリ照會有之候處右ハ度ノ目盛ヲ附シアルモ主要目的ハ裁縫用型付器具ニ外ナラサレハ目盛ヲ利用シテ取引證明ニ使用スル場合ハ檢定ヲ受クルコトヲ要スルモ其ノ他ノ場合ニ在リテハ檢定ヲ受クルコトヲ要セス尙檢定ヲ受ケサル場合ニ在リテハ縮尺ナル文字ヲ附記セサル様注意相成度旨回答セリ

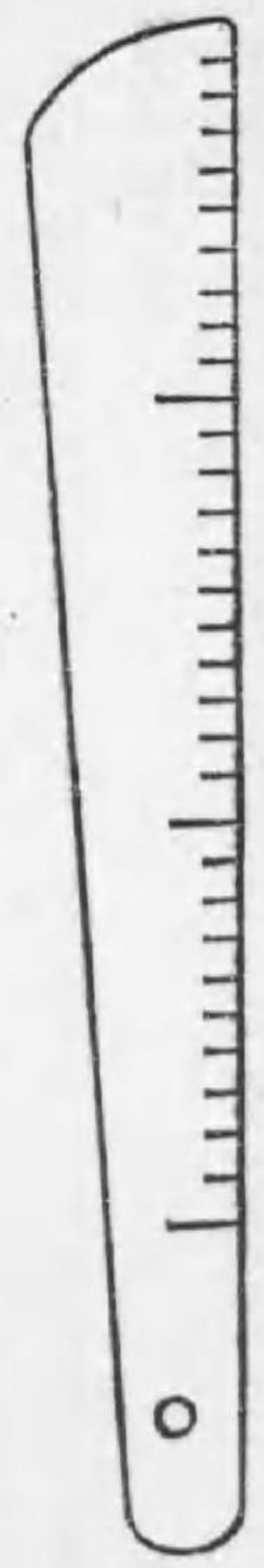
- 一 形狀及大サ圖面ノ如シ
- 一 材料 骨

一 目盛 裏面ニ鯨尺一分ノ目ヲ三寸盛リ目盛ノ末端ニ縮尺ト表記シタルモノ

圖表



圖裏



○銅製又ハ銅合金製枱及鐵製枱ニ酸化鐵ヲ主タル原料ノ塗料鍍着ニ

關スル件
明治四十四年二月十七日
工局第六百一號工務局長通牒

銅製又ハ銅ノ合金製枱及ビ鐵製枱ニ酸化鐵ヲ主タル原料トナシタル塗料ヲ鍍着スルモ差支ナキヤ否ヤニ關シ大阪府ヨリノ照會ニ對シ調査セシ所右ハ赤褐色ノ塗料ニシテ毒物ヲ含有セス且ツ酢酸「アルコール」「エーテル」等ニ溶解スルコトナク其ノ鍍着ハ耐久力アルヲ以テ珞瑯ト見做シ取扱差支無之旨回答致シ置候條御承知相成り度
右通牒ス

○身元保證金トシテ納付スルコトヲ得ル有價證券ノ代用價格指定

方ノ件
明治四十一年三月三十日
商局發第四百四十五號商工局長通牒

度量衡器製作修覆又ハ販賣者ノ身元保證金トシテ納付スルコトヲ得ル有價證券ノ代用價格ハ從來各種類ニ付指定相成居リ候處右ハ特ニ法令ニ規定アルモノヲ除クノ外爾今券面額（拂込未済ノモノニアリテハ拂込額）ノ十分ノ八ニ指定相成候條此段及通牒候也

○政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他擔保ニ充用スル國債證券ノ價格ニ

關スル件 明治四十一年十一月二十八日 勅令第二百八十七號

政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ハ其ノ債券金額ニ依ル

○政府ニ収ムヘキ擔保充用國債證券價格算定ニ關スル件

明治四十一年十二月一日 商局第五百四十三號商工局長通牒

今般勅令第二百八十七號ヲ以テ政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債價格ノ件公布相成候ニ付テハ度量衡營業ニ對スル身元保證金モ亦度量衡法施行細則第五十條二項ノ規定ニ據ラス右ニ準據スヘキ次第ニ有之候條爲念此段及通牒候也

○度量衡器製作營業ニ關スル願書進達方並修覆及販賣

免許狀書換其他營業認可ニ關スル件 明治四十二年六月二十九日 商第六千四百八號商工局長通牒

來ル七月一日ヨリ度量衡法實施ノ義公布相成候ニ付テハ度量衡器ノ製作營業ニ關スル願書ノ進達方並修覆及販賣免許狀ノ更正書換其ノ他營業ニ關スル認可ニ付テハ左記ニ依リ御取扱相成度依命此段及通牒候也

別記

- 一 製作營業ニ關スル出願ニシテ手数料ノ納付ヲ要スルモノニ付テハ願書ニ收入印紙ヲ貼付セシメ且ツ貼付シタル收入印紙ノ額ヲ記入セシメ其消印ヲナサスシテ配達證明郵便ニ托シ進達スルコト
- 二 免許狀ノ更正ハ舊氏名ヲ朱線ヲ以テ抹消シ變更シタル氏名ヲ傍書シ裏面ニハ左ノ書式ニ依リ記入ヲ爲スコト

改姓（改名）ニ付表面ノ通り更正ス

年 月 日 地方長官 氏 名 印

三 免許狀書換ハ免許狀ノ裏面ニ左ノ書式ニ依リ記入ヲ爲スコト

何 某

右者何年何月何日相續ニ依リ表書ノ者ノ營業ヲ承繼セリ

年 月 日 地方長官 氏 名 印

四 免許狀ノ再下附ハ免許狀用紙ヘ免許當時ノ氏名營業所ノ位置免許年月日免許狀ノ番號免許ヲ與ヘタル大臣又ハ地方長官ノ氏名及印影ヲ記入シ裏面ニ左ノ書式ニ依リ記入ヲ爲スコト

何何（亡失汚損）ニ付キ本免許狀ヲ再下附ス 地方長官 氏 名 印

五 營業所若ハ工場ノ位置ヲ變更又ハ工場ノ新設ノ認可指令書ニハ其ノ變更又ハ新設ノ位置ヲ記入スルコト

○度量衡ニ關スル諸願届様式ニ關スル件

明治四十四年七月十二日 商局發第三百六十七號商工局長代理參事官通牒

度量衡ニ關スル諸願届ノ記載方ハ從來區々ニ涉リ取扱上不便不尠候ニ付自今可成別紙様式ニ依リ記載セシメラレ候様致シ度此段及御通牒候也

(様式)

別冊トス

度量衡ニ關スル諸願届様式

(第一號)

一 度量衡器製作(修復)願
免許ヲ受ケントスル者ノ住所氏名

何府縣何郡何町何番地

何

某(又ハ何會社)

一 營業所位置 何府縣何市何町何番地

工場ノ位置 同

一 製作(修復)及ビ(輸入販賣)セントスル度量衡器ノ種類形狀物質

明治三十六年勅令第四百四十四號度量衡法施行令第一條規定ノ度量衡器ノ全部
(又ハ度量器ノ全部量器ノ全部衡器ノ全部衡器ノ内金屬象牙骨黑檀紫檀檜ノ桿秤)

一 技術監督者ノ氏名

何

某

前記各項ニ依リ度量衡器(度量器量器衡器)ノ製作(修復)ノ業ヲ營ミ度候間御免許相成度付屬書類相添ヘ此段
相願候也

年月日

何某(又ハ何會社代表者又ハ理事者)何某)印

又ハ何某未成年ニ付後見人(親權者)

何

某印

農商務大臣宛

付屬書類ノ表示

一 度量衡法施行令第十四條ニ關スル證明書

壹 通

一 技術監督者ノ履歷書

壹 通

(未成年者ノ場合)

一 免許ヲ受ケントスル者ハ未成年者ナルヲ以テ後見人(親權ヲ(受)行フ母)カ之ニ代リテ營業ヲ爲スコト

ニ付親族會ノ同意ヲ得タル書面

壹 通

妻ノ場合

本營業ヲ營ムニ付キ夫ノ許可ヲ受ケタル書面

壹 通

會社ノ場合

一 會社ノ登記簿ノ謄本

(新設會社ニシテ創立登記以前ノモノニアリテハ創立總會ノ決議録)

壹 通

一定款寫

一 何何

壹 通

(第二號)

度量衡器販賣願

一 免許ヲ受ケントスル者ノ住所氏名

何府縣何郡何市何町何番地

何

某(又ハ何會社)

一 營業所ノ位置

何府縣何郡何市何町何番地

一 販賣(輸入販賣ヲ包含ス輸入販賣ヲモナス場合)セントスル度量衡器ノ形狀種類物質
明治三十六年勅令第四百四十四號度量衡法施行令號一條規定ノ全部(又ハ度量衡器衡器方形等製機ノミ)
前記ノ各項ニ依リ度量衡器(度量衡器衡器)ノ販賣致シ度候間御免許相成度附屬書類相添此段相願候也

年 月 日

右

何某(又ハ何會社代表者)

何

某印

又ハ何某未成年ニ付後見人(親權者)

何

某印

農商務大臣宛

付屬書類ノ表示

一 第一號ニ準ス
(第三號)

度量衡器製作(修覆販賣)及免許事項變更願

一 營業名目及營業者ノ氏名

度量衡器製作(修覆販賣)營業
何 某(又ハ何會社)

一 免許番號及免許年月日

第 號

年 月 日

ントスル事項

其ノ一 營業所位置 何府縣何郡何町何番地ヲ

同

ニ移轉セントス

其ノ二 工場ノ位置前例ニ準ス

其ノ三 技術監督者何某ヲ解雇シ何某ヲ以テ之ニ代ヘントス

其ノ四 製作(修覆販賣)セントスル度量衡器ノ形狀種類物質

從來何々ナリシヲ明治三十六年勅令第四百四十四號度量衡法施行令第一條規定ノ度量衡器ノ全
部ニ改メントス

前記(又ハ各項)ノ通り度量衡器ノ製作(修覆販賣)免許事項變更致度候間御認可相成度付屬書類相添此段相
願候也

右

年 月 日

何某(又ハ何會社)

(代表者又ハ理事)

何

某印

又ハ何某未成年ニ付後見人

(親權者)

何

某印

農商務大臣宛

付屬書類ノ表示

一 技術監督者ノ履歷書

壹 通

一 何々々

(第四號)

一 營業名目及營業者氏名
度量衡器製作(修復販賣)免許狀書換願

度量衡器製作(修復販賣)營業

何 某(又ハ何會社)

一 免許番號及免許年月日 第 號

年 月 日

一 營業所ノ位置 何府縣何市何町何番地

一 免許狀書換ヲ要スル理由

前戸主何某何年何月何日死亡シタルニ依リ其ノ免許ヲ受ケタル度量衡器製作(修復販賣)ノ營業ヲ繼續シタルニ依ル(名前某ヲ何年何月何日某ト改名ノ許可ヲ受ケタルニ依ル)

前記ノ理由ニ依リ度量衡器製作(修復販賣)ノ免許狀書換相成度付屬書類相添此段相願候也

右

年 月 日

何某(又ハ何會社代表者又ハ理事

何 某)印

又ハ何某未成年ニ付後見人

(親權者)

何 某印

農商務大臣宛

付屬書類ノ表示

一 戶籍謄本

其ノ他第一號ニ準ス

壹 通

(第五號)

度量衡器製作(修復販賣)免許狀再下付願

一 營業名目及營業者ノ氏名

度量衡器製作(修復販賣)營業

何 某(又ハ何會社)

一 免許番號及免許年月日 第 號

年 月 日

一 營業所ノ位置

何府何縣何市何町何番地

一 免許狀再下附出願ノ事由

何年何月何日火災ニ罹リ燒失シタルニ依ル(何年何月何日何々ノ際亡失シタルニ依ル(汚損ノ爲メ免許狀ノ文字判明セサルニ至リタルニ依ル)

前記事由ノ通り免許狀亡失(汚損)致シ候ニ付キ再下付相成度別紙汚損シタル免許狀相添此段相願候也

右

年 月 日

何某(又ハ何會社代表者又ハ理事

農商務大臣宛

(第六號)

度量衡器製作(修覆輸入販賣)記號御届(又ハ變更御届)
一 營業名目營業者ノ氏名

度量衡器製作(修覆販賣)營業

何 某(又ハ何會社

一 免許番號及免許年月日 第 號

年 月 日
三寸 三分

地 何々營業者

票箋方記號

何某(又ハ何會社代表者又ハ理事)
何 某印

八 別紙ニ認メ

分 貼付ノ事

前記ノ通り記號相定メ(變更)候間度量衡法施行細則第五十三條ニ依リ此段御届仕候也
右

年 月 日

又ハ何某未成年ニ付後見人
(親權者) 何 某印

何某(又ハ何會社代表者又ハ理事) 何 某印
又ハ何某未成年ニ付後見人
(親權者) 何 某印

農 商 務 大 臣 宛

○度量衡器及計量器比較検査規則

明治四十二年四月十三日
農商務省令第五號

第一條 農商務大臣ニ度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ハ別記様式ノ依頼書ニ現品ヲ添ヘ之
ヲ中央度量衡器檢定所ニ差出スヘシ
第二條 明治四十二年勅令第九十四號第一條第六號乃至第九號ニ掲ケタルモノノ比較検査ニ於テ其
ノ器差微小ニシテ正確ト認ムルモノニハ證印ヲ附シ其ノ正確ナラサルモノニ付テハ請求ニ依リ成績書ヲ
交付ス
第三條 比較検査ノ證印ノ雛形ヲ定ムルコト左ノ如シ



第四條 第二條以外ノモノノ比較検査ヲ終リタルトキハ成績書ヲ依頼者ニ交付ス
第五條 豫メ手数料ノ額ヲ確定シ難キモノニシテ依頼書ニ比較検査ノ結果ニ依リ指定ノ印紙ヲ貼用スヘキ
旨ヲ記入スヘシ
前項ノ規定ハ比較検査ノ成績書ノ譯本ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 當該官吏ハ貼用印紙カ手數料金額ニ相當ナルコトヲ確認シタル後書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛
ケ黒肉ヲ用キ消印ヲ押捺スヘシ

附 則

本令ハ明治四十二年勅令第九十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

比較検査依頼書

收 入
印 紙

貼用シタル收入印紙ノ額 金 何 圓
何 何 何 箇(何 件)

一品名
一比較検査ノ範圍

全長、全量、角度、膨脹率、目盛、何何(明治四十二年勅令第九十四號第一條第一項第一號乃至第三號及第五號ノモノニ限リ記載スヘシ)

一物品ノ用途 何何(度量衡器ニ限リ之ヲ記載スヘシ)

右比較検査及依頼候也

年 月 日

現 住 所

依 頼 者 何

某

農 商 務 大 臣 宛

○甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較検査心得

明治四十二年七月二十二日
農商務省告示第三百三十二號

第一條 度量衡器ノ甲種檢定ヲ請求シ又ハ度量衡器若ハ計量器ノ比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ハ小包郵便其ノ
他ノ運送方法ニ依リ其ノ檢定又ハ検査ヲ受タヘキ器物ヲ差出スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ請求者又ハ依頼者カ檢定所又ハ其ノ支所ノ所在地ニ居住セサルトキハ檢定所又ハ其ノ
支所ノ所在地ニ器物ノ引取人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ前項器物ノ差出ト同時ニ檢定所又ハ其ノ支所ニ届出
ツヘシ

第二條 中央度量衡器檢定所又ハ其ノ支所ニ於テ檢定又ハ検査ヲ爲スヘキ器物ヲ受理シタル後ハ其ノ引換
ヲ請求スルコトヲ得ス

第三條 比較検査ノ依頼ヲ爲ス器物ニハ番號又ハ符號ヲ附スヘシ但シ明治四十二年勅令第九十四號第一條
第一項第六號乃至第九號ニ掲ケタルモノニシテ成績書ノ交付ヲ請求セサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 檢定請求又ハ比較検査依頼ノ器物ニシテ組立方法ヲ申出テサルモノニ在リテハ當該官吏ハ任意ノ
組立ヲ爲スヘシ

第五條 中央度量衡器檢定所又ハ其ノ支所ヨリ器物引取方ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テハ指定ノ期間内ニ
其ノ引取ヲ爲スヘシ

前項ノ期間内ニ器物ノ引取ヲ爲ササル場合ニ於テハ檢定所又ハ其ノ支所ハ其ノ器物ヲ請求者、依頼者又
ハ器物ノ引取人ノ費用負擔ニ於テ之ヲ返送スルコトアルヘシ

○營業免許及檢定ニ關スル手數料徴收ノ件

明治四十二年七月一日
勅令第四百七十九號

第一條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ營業免許ノ出願ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムヘシ

- 一 度器、量器又ハ衡器ノ製作ノ免許願
- 二 度量衡器ノ修繕ノ免許願
- 三 度量衡器ノ販賣ノ免許願

金三十圓
金十五圓
金十圓

第二條 本法第三條又ハ第四條ニ依ル度量衡器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムヘシ

種	類	手數	料
全長一尺以下		一〇〇	〇・五
全長二尺以上又ハ五「デシメートル」以下		二〇〇	一〇〇
全長三尺以下又ハ一「メートル」以下		四〇〇	二〇〇
全長十尺以下又ハ三「メートル」以下		八〇〇	四〇〇
全長二十尺以下又ハ六「メートル」以下		一二〇〇	六〇〇
全長三十三尺以下又ハ十「メートル」以下		二四〇〇	一二〇〇
全長六十六尺以下又ハ二十「メートル」以下		五〇〇〇	二五〇〇
全長百尺以下又ハ三十「メートル」以下		六四〇〇	三二〇〇
全長百八十尺以下又ハ五十「メートル」以下		九〇〇〇	四五〇〇

器		量	
全長百八十尺又ハ五十「メートル」ヲ超エタルモノ	一五〇〇	七五〇	
二厘以下又ハ二分ノ一「ミリメートル」以下ノ目盛アルモノニ付テハ其ノ目盛アル部分ノ長五寸又ハ一「デシメートル」迄毎ニ金二錢ヲ加フ			手數料
全量二合五勺以下又ハ五「デシリットル」以下	二〇〇		
全量二升以下又ハ五「リットル」以下	四〇〇		
全量一斗以下又ハ二十「リットル」以下	一五〇〇		
全量五斗以下	二五〇〇		
五分ノ一勺以下又ハ五分ノ一「センチリットル」以下ノ目盛アル量器ニ付テハ其ノ目盛アル部分ノ容量一勺又ハ一「センチリットル」迄毎ニ金二錢ヲ加フ			
概 各種	一〇〇		
全量五「センチリットル」以下	二〇〇		
全量五「デシリットル」以下	五〇〇		
全量二「リットル」以下	八〇〇		
全量一「センチリットル」以下	一〇〇		
全量五「センチリットル」以下	三〇〇		

器		用	
器		レビ	トユ
器		メ	ス
器		シ	リ
器		ド	ル
全量ニ「デシリットル」以下			五〇〇〇
全量以下ノ目盛アルモノニ付テハ目盛十箇迄毎ニ金三錢ヲ加フ			
全量ニ「センチリットル」以下			二〇〇〇
全量五「デシリットル」以下			六〇〇〇
全量ニ「リットル」以下			一〇〇〇〇
秤量ノ十萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ	種	類	手
秤量ノ一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ			五〇〇〇
秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ			二五〇〇
其ノ他ノモノ			一〇〇〇
秤量五十貫以下、三百斤以下又ハ二百「キログラム」以下			四〇〇〇
秤量百五十貫以下、千斤以下又ハ五百「キログラム」以下			一五〇〇
更ニ百貫、六百斤又ハ三百「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金一圓ヲ加フ			三〇〇〇
秤量二貫以下、十二斤以下又ハ七「キログラム」以下			五〇〇〇

上皿		十	
上皿		分	
上皿		秤	
上皿		秤	
上皿		秤	
秤量三貫以下、二十斤以下又ハ十「キログラム」以下			七五〇〇
秤量五貫未滿、三十斤未滿又ハ二十「キログラム」未滿			一〇〇〇
更ニ一貫、六斤又ハ三「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金十五錢ヲ加フ			
秤量一貫以下、六斤以下又ハ三「キログラム」以下 <small>(紫檀、黒檀、骨又ハ象牙製ノモノヲ除ク)</small>			八〇〇
秤量二貫以下、十二斤以下又ハ七「キログラム」以下			一二〇〇
秤量十貫以下、六十斤以下又ハ三十五「キログラム」以下			一五〇〇
秤量三十貫以下、二百斤以下又ハ百「キログラム」以下			二五〇〇
更ニ十貫、六十斤又ハ三十「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ加フ			
秤量二貫以下、十二斤以下又ハ七「キログラム」以下			三〇〇〇
秤量三貫以下、二十斤以下又ハ十「キログラム」以下			五〇〇〇
秤量五貫以下、三十斤以下又ハ二十「キログラム」以下			一〇〇〇
秤量五十貫以下、三百斤以下又ハ二百「キログラム」以下			一五〇〇
秤量百五十貫以下、千斤以下又ハ五百「キログラム」以下			三〇〇〇
更ニ百貫、六百斤又ハ三百「キログラム」迄ヲ増ス毎ニ金一圓ヲ加フ			

器	
分	銅
五百多以下又ハ二「キログラム」以下一箇	四〇〇
一貫以上又ハ二「キログラム」以上一箇	八〇〇
定量錘又ハ定量増錘各種一箇	三〇〇

ニ段以上目盛アルモノニ付テハ檢定手數料ハ各段毎ニ之ヲ納ムヘシ但シ桿秤ニ於ケル同一ノ名稱命位ニ依ル掛量及秤量ノ目盛ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
秤ノ檢定ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ附屬シタル錘又ハ増錘ノ檢定手數料ハ之ヲ納ムルヲ要セ

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ鯨尺ニ之ヲ準用ス

第四條 「ヤード、ポンド」法ニ依ル度量器又ハ衡器ノ檢定ノ請求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムヘシ

度	種	類	手數料
		金屬製ノモノ其ノ他ノモノ	
全長一「フット」以下		三〇〇	一〇〇
全長二「フット」以下		六〇〇	三〇〇
全長三「フット」以下		一一〇〇	六〇〇
全長十「フット」以下		二四〇〇	一二〇〇
全長二十「フット」以下		三六〇〇	一八〇〇

衡		器	
種	類	種	類
臺秤及桿秤 <small>骨又ハ象牙製ノモノヲ除ク</small>	秤量千「ポンド」以下 秤量三百「ポンド」以下 秤量十「トン」以下 更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ 秤量十「ポンド」以下	天秤及上皿 秤量一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 其ノ他ノモノ	秤量一萬分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 秤量ノ五千分ノ一以下ノ重量ヲ感スルモノ 其ノ他ノモノ 全長百「フット」ヲ超エタルモノ 六十四分ノ一「インチ」以下ノ目盛アルモノニ付テハ其ノ目盛アル部分ノ長六「インチ」迄毎ニ金三錢ヲ加フ
	五〇〇〇 三〇〇〇 六〇〇〇 一〇〇〇〇	一五〇〇〇 一二〇〇〇	五〇〇〇 一五〇〇 一二〇〇 二四〇〇 二四〇〇
	一〇〇〇〇		一二〇〇

器		骨及象牙製桿秤	自働秤	分銅	錘
上皿秤及十分秤	秤量五十「ポンド」未滿	二〇〇〇			
	更二十「ポンド」迄ヲ増ス毎ニ金四十錢ヲ加フ				
	各種	二四〇〇			
	秤量十「ポンド」以下	一〇〇〇			
	秤量五十「ポンド」以下	二〇〇〇			
	秤量三百「ポンド」以下	三〇〇〇			
	更ニ一「トン」迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ				
	一「ポンド」以下	五〇〇			
	十「ポンド」以下	一〇〇〇			
	五十六「ポンド」以下	二〇〇〇			
	定量増錘各種一箇	八〇〇			

第二條第二項及第三項ノ規定ハ「ヤード、ポンド」法ニ依ル度量器及衡器ニ之ヲ準用ス
 第五條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○免許狀ニ關スル手数料

明治四十二年七月一日
 農商務省令第三十一號

第一條 度量衡器ノ製作修覆又ハ販賣ノ營業ノ免許狀ニ關シ左ニ掲クル出願ヲ爲ス者ハ手数料トシテ下ニ定ムル金額ヲ納ムヘシ
 一 免許狀ノ更正願 每一件 金二十錢
 一 免許狀ノ書換願 每一件 金五十錢
 一 免許狀ノ再下附願 每一件 金五十錢
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル手数料徴收ノ件

明治四十二年四月十三日
 勅令 第九十四號

第一條 農商務大臣ニ度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ
 一 度量器ノ全長ノ検査ハ一箇ニ付金五十錢、膨脹率ノ検査ハ一箇ニ付金一圓、木質又ハ麻布ノ伸縮ノ検査ハ一件ニ付金五十錢トス
 二 度量器又ハ器具機械ニ附シタル長サ若ハ角度ヲ表ハス目盛ノ検査ハ一箇毎ニ目盛二十迄ニ付金十錢トシ目盛二十迄ヲ増ス毎ニ金五錢ヲ加フ
 三 量器ハ器具機械ニ附シタル容量ヲ表ハス目盛ノ全量ノ検査ハ一箇ニ付金二十錢、膨脹率ノ検査ハ一箇ニ付金一圓目盛ノ検査ハ一箇毎ニ目盛十迄ニ付金十五錢トス

- 四 天秤ノ「ライダ」ノ検査ハ一件ニ付金一圓五十錢トス
 - 五 分銅ノ重量ノ検査ハ一箇ニ付五百匁未満ハ金五錢、五百匁以上ハ金十錢、比重ノ検査ハ一箇ニ付金十錢トス
 - 六 寒暖計ノ検査ハ一箇ニ付金十錢以上金一圓以下トス
 - 七 壓力計ノ検査ハ一箇ニ付金五十錢以上金二圓以下トス
 - 八 比重計ノ検査ハ一箇ニ付比重天秤ハ金二圓、浮秤ハ金十五錢トス
 - 九 檢位衡又ハ檢尺器ノ検査ハ一箇ニ付金二十錢以上金一圓以下トス
 - 二段以上目盛アルモノニ付テハ検査ノ手数料ハ各段毎ニ之ヲ納ムヘシ
 - 第二條 比較検査ノ依頼ヲ爲ス者ニシテ成績書ノ副本ヲ請求スルトキハ紙數一枚ニ付金十錢其ノ譯本ニ付テハ一件ニ付金二十錢以上金五圓以下ノ手数料ヲ納ムヘシ
 - 第三條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條第一項第六號乃至第九號ハ明治四十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

○免許料(出願手数料)及檢定料(手数料)トシテ納ムル收入印紙

消印ノ件 明治三十年九月六日 農商務省令第十四號

度量衡器製作、修復、販賣ノ免許料(出願手数料)納入用紙(願書)又ハ度量衡器檢定請求書ニ貼用スル登記(收入)印紙ハ出願者又ハ請求者ニ於テ消印ヲ爲サス當該官廳ニ差出スヘシ當該官廳ハ正當ト認メタル後之ニ消印ヲ付スヘシ但消印ハ書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ涉ルヲ要ス

○免許出願者ノ納付スル收入印紙ヲ附シタルモノノ取扱ニ關スル件

明治四十四年三月九日 工局第百六十六號工務局長通牒

度量衡器ノ販賣免許出願者カ手数料トシテ納付スル收入印紙ハ明治三十年農商務省令第十四號ニ據ルヘキモ若シ出願者カ自ラ消印ヲナシタルモノニシテ該印紙ノ再貼ヲナシタルモノニ非サルコトヲ確認シ得ル場合ハ有效ト認メ差支ナキヤニ關シ宮崎縣知事ヨリノ照會ニ對シ右ハ見解ノ通りニテ取扱方差支ナキ旨回答セリ

右通牒ス

○度量衡檢定用具類取扱手續 明治三十八年四月 商發 第五十八號商工局長通牒

- 第一條 地方長官ハ度量衡器檢定原器標準分銅檢定用具及臨檢用具ノ請求修補引換返納等ノ事務ヲ取扱ハシメ及之カ管守ヲ爲サシムル爲便宜物品取扱主任ヲ命スヘシ
- 前項物品取扱主任ヲ命シタルトキハ其ノ都度官氏名ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ
- 第二條 物品取扱主任ハ帳簿ヲ備ヘ管守物品ノ整理ヲ爲スヘシ
- 第三條 物品取扱主任第一條ニ掲ケタル物品ノ請求修補引換又ハ返納ノ必要アルトキハ請求書(返納ニアリテハ返納書)ヲ作り地方長官ニ差出スヘシ
- 前項修補ニ付テハ修理見積書ヲ引換又ハ返納ニ付テハ其ノ物品ヲ添付スヘシ但シ分銅量器携帶檢定器等ニシテ組ヲ爲セルモノノ一部分ノミカ引換ヲ要スルトキハ其ノ一部分ヲ分離シテ之ヲ添付スルコトヲ得
- 第一項修補ノ請求ハ其ノ修補ヲ要スル部分カ物品ノ主要部分ニ屬セス地方長官ニ於テ相當修理シ得ヘキ場合ニ限ル

地方長官物品取扱主任ヨリ第一項ノ請求書（返納ニアリテハ返納書）ヲ受ケタルトキハ直チニ其ノ請求（返納）ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條 物品取扱主任ハ自己ノ取扱ニ屬スル物品ニ對シテ管守ノ責ニ任スルモノトス但シ各使用者ノ亡失又ハ毀損シタル物品ニ對シテハ其ノ監督ヲ怠リタル場合ノ外其ノ責任ヲ免ルルコトヲ得

第五條 物品取扱主任又ハ物品ノ使用者物品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ物品取扱主任ハ事實ヲ具シ地方長官ヲ經テ農商務大臣ニ上申スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ事實ヲ審査シ故意又ハ怠慢ニ出テサルモノト認ムルトキハ亡失ノ場合ニ在リテハ其ノ代價ニ相當スル辨償金ヲ出サシメ毀損ノ場合ニ在リテハ自己ノ費用ヲ以テ其ノ物品ヲ修繕セシメ又ハ其ノ代價ニ相當スル辨償金ヲ出サシム

第六條 前年度ニ於テ取扱ヒタル物品ノ名稱及ヒ數量並現在品ノ數量ハ受入返納等ニ區別シテ毎年度四月十五日迄ニ地方長官ヲ經テ農商務大臣ニ報告スヘシ

第七條 地方長官ハ度量衡器臨檢施行上便益アリト認ムルトキハ其ノ配付ヲ受ケタル檢定用具數ノ範圍内ニ於テ左記ノモノニ限り之ヲ郡役所支廳島廳又ハ警察官署所在地ニ常置スルコトヲ得但シ相當ノ保管方法ヲ定メ取扱上遺漏ナキコトヲ期スヘシ

- 檢定用第一鐵分銅各種 一 郡市一支島廳管轄區域毎ニ 各四個以内
- 同 第二鐵分銅各種 同 各四個以内
- 同 第一真鍮分銅 同 一組

○度量衡器檢定用具類請求領收及書式雛形並ニ取扱方ニ關スル件

明治三十八年十一月六日
商局第四百七十二號商工局長通牒

度量衡檢定用具類ニ關スル請求書及領收書ハ各地方區々ニシテ處理上不便不尠候ニ付今後可成左記様式ニ依リ御差出シ相成リ候様致シ度又右檢定用具類取扱ニ付左記ノ事項御注意相煩度此段及通牒候也

（増補請求文例）

度量衡檢定用具（或ハ臨檢用具檢定證印等）増補申請書

一 檢定用第一鐵分銅 五貫 何箇

衡器檢定箇數著シク増加シ從來交付ノ鐵分銅五貫ノミニテハ不足ニ付右ノ通増加交付相成度此段及申請候也

年 月 日

地 方 長 官

農 務 大 臣 宛

（引換請求書ノ文例）

度量衡臨檢用具引換申請書

一 携帶檢定器（新式ノ分） 何 組 何 箇

一 臨檢用第三量器用尺 何 箇

右ハ臨檢ニ使用ノ爲メ自然毀損（或ハ差狂磨滅）致シ候ニ付引換相成度此段及申請候也

年 月 日

地 方 長 官

農 務 大 臣 宛

注 意

毀損ノ事由ニシテ使用ノ爲メ自然毀損ニアラサル場合ニハ檢定用具類取扱主任並毀損者ノ始末書ヲ添付スルヲ要ス

（領收書ノ例）

領收書

一檢定證印 打込印小

何箇

但シ何月何日付商局發第何號交付之分
右到達領收候也

年 月 日
商工局長宛

地方長官

檢定用具類取扱上ノ注意事項

- 一 會テ定期檢定用トシテ交付スル檢定用具ハ自令區別ヲ要セス合併整理セラルヘシ
- 一 先般改造ノ爲メ返納相成候木製ノ度量檢定臺改造濟ニ付御必要ニ候ハハ引換請求セラルヘシ
- 一 卷尺ハ檢定用檢査用ニ拘ラス甚タ酸化シ易ク一旦黒錆ヲ生シ目盛ノ目ノ明瞭ヲ欠キタルモノハ他ノ用具ノ如ク修繕ヲ加フルコト能ハス空シク廢棄可相成モノニ付平素充分ニ注意シ時々時計油ノ類ヲ以テ拭ヒ酸化セシメサル様注意ヲ望ム
- 一 臨檢用ノ量器用尺ハ主ニ第三ノ分ヲ使用セサル第一ノ分ハ二斗以上又ハ□形ノ枱ノ檢査ニ限り使用セラルヘシ
- 一 新式ノ携帶檢定器並臨檢用分銅ハ全部配付濟ニ付當分修補引換ノ請求ニ應スルコト能ハス故ニ修繕ヲ要スルキハ現品ヲ添送セラルヘシ
- 一 新式携帶檢定器中ノ桿秤使用器左ノ如シ
 皿ニ五百々分銅ヲ載セテ平等ヲ得
 增錘受ニ五十々ノ分銅ヲ加ヘテ一貫ヲ秤ル
 同 四百五十々ノ分銅ヲ加ヘテ五貫ヲ秤ル

右增錘受ニ加フル分銅ハ臨檢用分銅ヲ用ユ

以上

○度量衡檢定用具取扱手續第六條ニ依ル檢定用具出納報告ニ

關スル件

明治三十九年五月二十四日
商局發第百六十二號商工局長通牒

度量衡檢定用具取扱手續第六條ニ依ル報告書ハ自今別紙様式ニ依リ御進達相成度此段申進候也
(別紙)

() 年 月 日現在)

名	稱	越	數	受入數	返納數	現在數	備	考
第一	度量檢定原器		個			個		
第二	度量檢定原器		個			個		
第一	衡檢定原器		個			個	玻璃鐘覆付屬	
第二	衡檢定原器		個			個	同上	
標準分銅	五貫		個			個		
標準分銅	一貫以下		組(個)			組(個)		
標準分銅	二分以下		組(個)			組(個)		
標準分銅	一分以下		組(個)			組(個)		

標準分銅	五粒以下	組(個)				組(個)	
檢定用	第一直尺	個				個	
同	第二直尺	個				個	
同	第三直尺	個				個	
同	第一卷尺	個				個	
同	第二卷尺	個				個	
同	第一量器用尺	個				個	
同	第二量器用尺	個				個	
同	第三量器用尺	個				個	
同	第一度器公差器	個				個	
同	第二度器公差器	個				個	
同	度器檢定臺(木製ノ分)	個				個	
同	上(金屬製ノ分)	個				個	
檢定用	抑臺	個				個	舊形ノ分 新形ノ分 個

同	目渡シ器	個				個	
直	角檢定器	個				個	
檢定用	第一量器(圓筒形)	組(個)				組(個)	
檢定用	第二量器(方形)	組(個)				組(個)	
檢定用	第二量器	組(個)				組(個)	
量	器檢定臺	個				個	
檢	定用漏斗	個				個	
檢	定用斗概	個				個	
同	上中	個				個	
同	上小	個				個	
檢	定用粟受盆	個			個	個	
同	上小	個				個	
同	液量器檢定臺(一升以下)	組				組	
同	液量器檢定臺(五分以下)	組				組	

液量器檢定臺(公差視分)	組				組	
第一量器(公差管)	個				個	
第二量器(公差管)	個				個	
第二量器(檢定管)	組(個)				組(個)	
量器(檢定蓋)	個				個	
第一鐵葉容量比較器(平用上)	個				個	
同	個				個	
同	個				個	
第一玻璃容量比較器(上五升用)	組(個)				組(個)	
第一玻璃容量比較器	組(個)				組(個)	
第一玻璃容量比較器	個				個	
第二鐵葉容量比較器(平用上)	個				個	
同	組(個)				組(個)	
第二玻璃容量比較器	組(個)				組(個)	
第二玻璃容量比較器	個				個	

檢定用 第一真鍮分銅	組(個)				組(個)	
檢定用 第一アルミ分銅	組(個)				組(個)	
檢定用 第二真鍮分銅	組(個)				組(個)	
檢定用 第二アルミ分銅	組(個)				組(個)	
檢定用 第二補充分銅	組(個)				組(個)	
檢定用 第一鐵分銅	五貫	個			個	
同	上二貫	個			個	
同	上一貫	個			個	
同	上五匁	個			個	
檢定用 第二鐵分銅	三匁	個			個	
同	上十匁	個			個	
同	上五匁	個			個	
同	上二匁	個			個	
檢定用 大形天秤	個				個	

檢定用中形天秤	個		個	
檢定用小形天秤 <small>(普通ノ秤量)</small>	個		個	
同上 <small>(秤量五分)</small>	個		個	
檢定用上皿桿秤	個		個	
檢定用桿秤	個		個	
檢定用寒暖計	個		個	
檢定用顯微鏡	個		個	
檢定用水準器	個		個	
檢定用吹砂刻印機	個		個	
檢定用押印器	個		個	
第三圓堦形分銅	組(個)		組(個)	
第三圓板狀分銅	組(個)		組(個)	
攜帶檢定器 <small>(舊式ノ秤)</small>	組(個)		組(個)	
同上 <small>(新式ノ秤)</small>	組(個)		組(個)	

同上 <small>(四十年製ノ秤)</small>	組(個)		組(個)	
攜帶用直尺	個		個	
攜帶用卷尺	個		個	
攜帶用碼直尺	個		個	
攜帶用碼卷尺	個		個	
攜帶用第一量器用尺	個		個	
攜帶用第二量器用尺	個		個	
攜帶用第三量器用尺	個		個	
攜帶用分銅	組(個)		組(個)	
檢定證印 <small>(舊大)</small>	個		個	
同上 <small>(新大)</small>	個		個	
同上	個		個	
同上	個		個	
同上	個		個	
同上	個		個	

同	上	摺付印	大	個	留
同	上	同	小	個	留
同	上	同	大	個	留
同	上	同	小	個	留
同	上	同	大	個	留
同	上	同	小	個	留
同	上	同	大	個	留
同	上	同	小	個	留
同	上	同	大	個	留
同	上	同	小	個	留

第二章 船舶

○船鑑札規則

明治四十年五月二十三日
逓信省令第二十四號

第一條 總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ船舶ハ左ニ掲タルモノヲ除ク外日本ニ船籍港ヲ定メ船鑑札ヲ受有スヘシ

一 總噸數五噸未滿又ハ積石數五十石未滿ノ帆船

二 端舟其他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟

第二條 船鑑札ヲ受有スヘキ船舶ノ所有者ハ第一號書式ノ船鑑札交付申請書ヲ船籍港ヲ管轄スル地方官廳

ニ差出スヘシ

管海官廳日本ノ領事館貿易事務官其他相當官廳ニ於テ積量ノ測度ヲ受ケタル船舶ニ付テハ前項ノ申請書ニ積量ニ關スル證明書ヲ添付スヘシ

第三條 地方官廳ニ於テ前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶積量ヲ測度スヘシ但前條第二項ノ證明書ヲ差出タルトキハ之ヲ省畧スルコトヲ得

第四條 地方官廳ニ於テ前條ノ規定ニ依リ船舶ノ積量ノ測度ヲ爲シタルトキ又ハ第二條第二項ノ規定ニ依リ差出シタル證明書ヲ適當ナリト認メタルトキハ第二號書式ノ船鑑札ヲ交付スヘシ

第五條 船鑑札ハ船舶ニ備置キ船長其他船舶ヲ指揮スル者之ヲ保管シ當該官吏ニ於テ檢閲ヲ求ムルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 船鑑札ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキ又ハ船鑑札カ毀損シタルトキハ船舶所有者ハ二週間内ニ事由ヲ説明シ書換ヲ申請スヘシ

第七條 第二項ノ規定ハ船鑑札ニ記載シタル事項ノ變更カ積量ノ變更ニ係ル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 船鑑札ニ記載シタル事項ノ變更ニ係ルトキハ第一項ノ申請ハ新所有者ヨリ變更ノ事實ヲ證スル書面ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ

第九條 船鑑札ニ記載シタル事項ノ變更ニ係ルトキハ地方官廳ハ之カ改測ヲ爲スヘシ

第十條 甲地方官廳ノ管轄區域内ニ船籍港ヲ定メタル船舶ノ船籍港ヲ乙地方官廳ノ管轄區域内ニ變更スルトキハ船舶所有者ハ二週内ニ事由ヲ説明シ甲地方官廳ニ轉籍ヲ申請スヘシ

第十一條 前項ノ場合ニ於テハ甲地方官廳ハ遲滞ヲク前項ノ申請書ニ船鑑札臺帳ノ謄本積量ノ測度ニ關スル書類ヲ添付シテ其旨乙地方官廳ニ送付スヘシ

第九條 行政區畫變更ノ爲メ船籍港カ甲地方官廳ノ管轄區域内ヨリ乙地方官廳ノ管轄内ニ轉屬シタルトキハ甲地方官廳ハ申請ヲ待タヌ遲滞ナク船鑑札臺帳ノ謄本積量ノ測度ニ關スル書類ヲ乙地方官廳ニ送付スヘシ

行政區畫土地ノ名稱又ハ地番號ノ變更アリタルトキハ船鑑札ニ記載シタル區畫名稱又ハ番號ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス但前項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十條 船鑑札カ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ二週間内ニ事由ヲ疏明シ交付ヲ申請スヘシ

第十一條 地方官廳カ第六條若クハ前條ノ申請ヲ受ケタル場合第八條第二項ノ通知ヲ受ケタル場合又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ船鑑札臺帳ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ船鑑札ヲ交付スヘキモノト認ムルトキハ之ヲ船舶所有者ニ交付スヘシ

第十二條 左ニ掲クル場合ニ於テハ船舶所有者ハ二週間内ニ事由ヲ疏明シ船鑑札ヲ管轄地方官廳ニ返還ス可シ

一 船舶カ滅失若ハ沈没シタルトキ又ハ解撤セラレタルトキ

二 船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失シタルトキ又ハ船舶ノ存否カ六箇月間分明ナラサルトキ

三 船舶カ船舶法ノ規定ニ依リ船舶國籍證書ヲ受有スルニ至リタルトキ又ハ本則ノ規定ニ依リ船鑑札ヲ受有スルコトヲ要セサルモノト爲リタルトキ

前條ノ規定ニ依リ船鑑札ノ交付ヲ受ケタルトキハ船舶所有者ハ之ト引換ニ舊鑑札ヲ管轄地方官廳ニ返還スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ船鑑札ヲ返還スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ疏明スヘシ

第十三條 船鑑札ヲ受有スヘキ船舶ニシテ船舶検査法ノ適用ヲ受クルモノノ所有者ハ管海官廳ニ積量ノ測度又ハ改測ヲ申請スルコトヲ得

第十四條 地方官廳又ハ管海官廳ハ隨時當該官吏ヲ船舶ニ臨視セシメ必要アリト認ムルトキハ積量ノ改測ヲ執行セシム

第十五條 第一條、第五條、第六條第一項、第八條第一項、第十條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第十六條 本則ハ明治四十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 明治二十九年十二月遞信省令第二十五號船鑑札規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十八條 本則施行ノ際現ニ船鑑札ヲ受有スル船舶ノ所有者ハ本則施行ノ日ヨリ五箇年内ニ於テ地方長官ノ定ムル期間内ニ更ニ船鑑札ノ交付ヲ申請シ現ニ受有スル船鑑札ヲ返還スヘシ

前項ノ期間内ト雖モ本則ノ規定ニ依リ船鑑札ノ書換又ハ再交付ヲ要スルトキハ遲滞ナク前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條、第三條及第四條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 本則施行ノ際現ニ受有スル船鑑札ハ本則ノ規定ニ從ヒ更ニ船鑑札ヲ受有スルニ至ルマテ本則ニ定ムル船鑑札ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十條 第十二條ノ規定ハ本則施行前ニ同條ニ掲ケタル事由カ生シタルモ未タ船鑑札ヲ返還セサル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ同條第一項ニ定ムル期間ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條 前條ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス
(第一號書式)

船鑑札交付申請書

- 一 船種(汽船、帆船ノ別但發動機船ナルトキハ其旨)船名
 - 二 船籍港(當該市町村名)
 - 三 進水年月
 - 四 尺度(船体ノ最大ノ長巾深)
 - 五 測度ヲ受ケントスル場所
 - 六 申請ノ事由(新造外國船購入等)
- 右船舶ニ對シ船鑑札交付相成度此段申請候也

年月日
地方官廳名御中

所有者 住 氏 所 名 印

(第二號書式)

第 號	船 鑑 札
汽 船	住 所
帆 船	氏 名
年 月 日	地方官廳名 烙印

裏

船籍港

長巾深 (石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在テハ記載スルコトヲ要セス)

總噸數 (石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在テハ積石數ヲハ積石數)

公稱馬力(汽船ニ限ル)

進水年月

備考

- 一 發動機船ナルトキハ汽帆船ノ位置ニ發動機船ト記載スヘシ
- 二 船籍港ハ市ニ付テハ單ニ何市ト記載シ町村其他ニ類スル區畫ニ付テハ何國何郡何町村等ト記載スヘシ
- 三 船鑑札ノ寸法ハ曲尺堅五寸幅三寸厚及木質ハ適宜トス

○船鑑札規則施行手續

明治四十年五月二十三日
逓信省訓令第一號

第一條 地方官廳ハ第一號書式ノ船鑑札臺帳ヲ備置キ船鑑札規則ニ依リ船鑑札ヲ受有スル船舶ノ件名及船鑑札ノ交付書換再交付若クハ返還ノ年月日並事由ヲ記載スヘシ

船鑑札規則第十二條第一項ノ規定ニ依リ船鑑札ノ返還アリタルトキハ同項各號ノ事實アリタルヤ否ヤヲ審査シ必要ト認ムルトキハ實地臨檢シタル上鑑札臺帳中當該船舶ニ對スル記載面ニ消印ヲ押捺シテ其用紙ヲ閉鎖スベシ

船鑑札臺帳ニハ索引ヲ附スヘシ

第二條 船舶ニハ番號ヲ點附シ之ヲ船鑑札及船鑑札臺帳ニ記載スヘシ

第三條 船鑑札規則第八條第二項又ハ同則第九條第一項ノ規定ニ依リ乙地方官廳ニ於テ通知ヲ受ケ又ハ船鑑札臺帳ノ謄本ノ送付ヲ受ケ船鑑札ヲ交付シタルトキハ遲滯ナク甲地方官廳ニ通知スヘシ

甲地方官廳ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ船鑑札臺帳中當該船舶ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

第四條 地方官廳ニ於テ船鑑札規則第十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ船鑑札ノ返還ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ廢毀スヘシ

第五條 地方官廳ニ於テ船舶ヲ改測シ船舶法ノ適用ヲ受クヘキモノトナリタルトキハ速ニ相當手續ヲ治爲スヘキ旨ヲ所有者ニ告知シ遲滯ナク船鑑札臺帳ノ謄本ヲ添付シテ之ヲ管轄管海官廳ニ通知スヘシ

第六條 管海官廳ニ於テ船舶ヲ改測シ積量ニ異動アルコトヲ認メタルトキハ速ニ相當手續ヲ爲ヌヘキ旨ヲ所有者ニ告知シ遲滯ナク其ノ旨管轄地方官廳ニ通知スヘシ

船舶法ノ規定ニ依リ積量ノ改測ヲ爲シタル船舶船鑑札規則ノ適用ヲ受クヘキモノト爲リタルトキ亦前項ニ同シ此ノ場合ニ於テハ船舶原簿ノ謄本ヲ添付スヘシ

第七條 船鑑札ニ記載スル長、幅、深ハ尺ヲ以テ單位トシ單位以下二位ニ止メ噸數及公稱馬力ハ單位ニ止ム

第八條 地方官廳ハ毎年一月四月七月及十月中ニ其ノ前三箇月間ニ於ケル船舶ノ異動ヲ第二號書式ニ依リ遞信省ニ報告スヘシ

第九條 地方長官ニ於テ船鑑札規則ノ施行ニ關シ規程ヲ設ケンストキハ遞信大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 明治二十九年十月十二日遞信省訓令第四號船鑑札規則施行手續ハ本手續旅行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附則

第十一條 第八條ノ報告ハ本手續施行ノ年ノ七月ニハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第十二條 本手續施行ノ際現ニ船鑑札ヲ受有スル船舶ニ付テハ船鑑規則第十八條ノ規定ニ依リ新船鑑札ヲ受有スルヲ待タス第二條ニ規定スル番號ヲ點附シ現ニ備附ノ船鑑札臺帳ニ之ヲ記載スヘシ

前項ノ船舶ニ關スル件名ハ別ニ定ムル用紙ニ記載シ本手續施行後三箇月内ニ遞信省ニ報告スヘシ

(第一號書式)

船種	船名	船籍	船港	尺			積總噸數	量登簿噸數	公稱馬力	船鑑札交付年月日	所有者氏名住所
				長	幅	深					

記事

備考

- 一 船種ヲ示スニハ汽機又ハ帆ト記載スヘシ
- 二 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ付テハ積石數ハ總噸數ノ欄ニ記載シ尺度ハ之ヲ記載スルニ及ハス
- 三 各欄ノ事項中記載スヘキモノナキトキハ斜線ヲ畫シ明ナラサルモノアルトキハ不詳ト記載スヘシ
- 四 新ニ船鑑札ヲ交付シタル場名又ハ其ノ記載事項ノ變更ニ因リ之ヲ書換ヘタル場合ニハ其ノ年月日ハ船鑑札交付年月日ノ欄ニ其ノ事由ハ記事欄ニ記載スヘシ
- 五 船鑑札ヲ再交付シタル場合毀損ニ因リ之ヲ書換ヘタル場合ニハ其年月日及事由ハ記事欄ニ記載スヘシ

(第二號書式)

船舶報告 (自 年 月 至 年 月)

- 汽船ノ部
- 第一 新ニ船鑑札ヲ交付シタル船舶

番號	船名	船籍港	尺 度		總噸數	登簿噸數	公稱馬力	進水日期	船鑑札交付書	所有者氏名
			長	巾						

第二 船鑑札ヲ書換ヘタル船舶

番號	船名	變 更 事 項	所有者氏名
		新何何……………何何……………何何……………	

第三 船鑑札ヲ返還シタル船舶

番號	船名	船 鑑 札 返 還 事 由

帆船ノ部

第一 新ニ船鑑札ヲ交付シタル船舶

番號	船名	總噸數	登簿噸數	船 鑑 札 交 付 事 由

第二 船鑑札ヲ書換ヘタル船舶

番號	船名	變更事項
		新何何、何何、何何、何何、

第三 船鑑札ヲ返還シタル船舶

番號	船名	船鑑札返還事由

備考

- 一 報告ノ事項中明ナラサルモノハ其欄内ニ不詳ト記載スヘシ
- 二 船鑑札交付事由欄ニハ新造外國船購入何府縣ヨリ轉入登簿船ヨリ編入等船鑑札ヲ交付シタル原因ヲ記載シ且管轄官廳ニ變更アリタル場合ニシテ報告ノ事項中ニ新舊異動アリタルトキハ各相當欄ニ新舊事項ヲ併記スヘシ
- 三 船鑑札ヲ書換若ハ再交付ヲ爲スモ第一表ノ事項變更ナキトキハ報告スルニ及ハス
- 四 船名又ハ所有者ニ變更アリタルトキハ各相當欄ニハ舊船名又ハ舊所有者名ヲ記載シ變更事項欄ニハ新船名又ハ新所有者名ノミヲ記載スヘシ
- 五 發動機船ハ汽船ノ部ニ記載シ船名ノ右肩ニ「機」字ヲ附記スヘシ
- 六 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ付テハ積石數ハ總噸數ノ欄ニ記載スヘシ
- 七 船鑑札返還事由欄ニハ滅失沈沒解撤國籍喪失存否不明何府縣へ轉出登簿船ニ編入等船鑑札ヲ返還シタル原因ヲ記載スヘシ

八 船鑑札規則第八條及第九條ノ場合ニ於テハ船鑑札臺帳ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキヲ以テ船鑑札返還アリタルモノトシテ處理スヘシ

○船鑑札規則施行細則

明治四十年六月二十九日
縣訓令第三十八號

- 第一條 郡市役所ハ第一號様式ノ船鑑札臺帳ヲ備置キ船鑑札規則ニ依リ船鑑札ヲ受有スル船舶ノ件名及鑑札ノ交付書換再交付若ハ返還ノ年月日並事由ヲ記載スヘシ
- 船鑑札規則第十二條第一項ノ規定ニ依リ船鑑札ノ返還アリタルトキハ同項各號ノ事實アリタルヤ否ヲ審查シ必要ト認ムルトキハ實地臨檢シタル上船鑑札臺帳中當該船舶ニ對スル記載面ニ消印ヲ捺捺シテ其ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ
- 船鑑札臺帳ニハ索引ヲ附スヘシ
- 第二條 船舶ニハ番號ヲ點附シ之ヲ船鑑札及鑑札臺帳ニ記載スヘシ
- 第三條 前條ニ依リ點附スヘキ番號ハ豫メ當廳ヨリ指定シタル番號ヲ以テ順次之ヲ定ムヘシ
- 第四條 甲郡市ノ管轄區域内ニ船籍港ヲ定メタル船舶ノ船籍港ヲ乙郡市ノ管轄區域内ニ變更スルトキハ船舶所有者ヲシテ二週間内ニ事由ヲ具シ甲郡市役所ニ轉籍ヲ申請セシムヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ甲郡市役所ハ遲滞ナク前項ノ申請書ニ船鑑札臺帳ノ謄本積量ノ測度ニ關スル書類ヲ添附シ其ノ旨乙郡市役所ニ通知スヘシ
- 第五條 乙郡市役所ハ前條第二項ニ依リ通知ヲ受ケ之ニ船鑑札ヲ交付シタルトキハ其ノ旨遲滞ナク甲郡市役所へ通知スヘシ
- 前項ノ通知ヲ受ケタル郡市役所ハ船鑑札臺帳中當該船舶ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ
- 第六條 船鑑札規則第八條第一項ニ依リ轉籍ヲ申請セル場合ニ於テハ郡市役所ハ遲滞ナク第四條第二項ノ

備考

- 一 船種ヲ示スニハ汽機又ハ帆ト記載スヘシ
- 二 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ就テハ積石數ハ總噸數ノ欄ニ記載シ尺度ハ之ヲ記載スルニ及ハス
- 三 各欄ノ事項中記載スヘキモノナキトキハ斜線ヲ書シ明ナラサルモノアルトキハ不詳ト記載スヘシ
- 四 新ニ船鑑札ヲ交付シタル場合又ハ其ノ記載事項ノ變更ニ因リ之ヲ書換ヘタル場合ニハ其ノ年月日ハ船鑑札交付年月日ノ欄ニ其ノ事由ハ記事欄ニ記載スヘシ
- 五 船鑑札ヲ再交付シタル場合毀損ニ因リ之ヲ書換ヘタル場合又ハ其ノ返還アリタル場合ニハ其ノ年月及事由ハ記事欄ニ記載スヘシ

(第二號様式)

船舶報告 (自 年 月 至 年 月)

汽船ノ部

第一 新ニ船鑑札ヲ交付シタル船舶

番號	船名	船籍港	尺 度		總噸數	登簿噸數	公稱馬力	進水年月	船鑑札交付事由	所有者氏名
			長	巾 深						

第二 船鑑札ヲ書換ヘタル船舶

番號	船名	變 更 事 由	所有者氏名

第三 船鑑札ヲ返還シタル船舶

番號	船名	船 鑑 札 返 還 事 由	所有者氏名

帆船ノ部

第一 新ニ船鑑札ヲ交付シタル船舶

番號	船名	總 噸 數	登 簿 噸 數	船鑑札交付事由

第二 船鑑札ヲ書換ヘタル船舶

番號	船名	變 更 事 項

第三 船鑑札ヲ返還シタル船舶

番號	船名	船鑑札返還事由

備考

- 一 報告ノ事項中明カナラサルモノハ其ノ欄内ニ不詳ト記載スヘシ
- 二 船鑑札交付事由欄ニハ新造外國船購入、何府縣ヨリ轉入登簿船ヨリ編入等鑑札ヲ交付シタル原因ヲ記載シ且管轄官廳ニ變更アリタル場合ニシテ報告ノ事項中新舊異動アリタルトキハ各相當欄ニ新舊事項ヲ併記スヘシ
- 三 船鑑札ヲ書換ヘ若ハ再交付ヲ爲スモ第一表ノ事項變更ナキトキハ報告スルニ及ハス
- 四 船名又ハ所有者ニ變更アリタルトキハ各相當欄ニ舊船名又ハ舊所有者名ヲ記載シ變更事項欄ニハ新船名又ハ新所有者名ノミヲ記載スヘシ
- 五 發動機船ハ汽船ノ部ニ記載シ船名ノ右肩ニ「機」字ヲ附記スヘシ
- 六 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ就テハ積石數ハ總噸數ノ欄ニ記載スヘシ
- 七 船鑑札返還事由欄ニハ滅失、沈没、解撤、國籍喪失、存否、不明、何府縣へ轉出、登簿船ニ編入等船鑑札ヲ返還シタル原因ヲ記載スヘシ
- 八 船鑑札規則第八條及第九條ノ場合ニ於テハ船鑑札臺帳ノ閉鎖シタルトキヲ以テ船鑑札返還アリタルモノトシテ處理スヘシ

○船鑑札事務ノ取扱ニ關スル注意ノ件

明治四十一年二月十八日 管發乾第六十五號官船局長通牒

第一 積量測定

- 一 積量測定ノ執行正確ヲ缺クトキハ實際總噸數二十噸以上又ハ積石數二百石以上ノ船舶(殊ニ帆船)ニシテ船鑑札ヲ受有シ船舶法、船舶検査法、船舶職員法其ノ他ノ法規ノ適用ヲ避クルニ至リ取締上不都合尠ナカラス新規則施行以後ハ測定ヲ精密ニ執行スル様注意アルヘシ
- 二 積量測定其ノ他船鑑札規則ノ施行ニ關シ疑岐アルトキハ遞信省管船局、海事局又ハ海務署ニ照會セラレタシ又隨時主任者ヲ管海官廳ニ派遣シ測定其ノ他技術上ノ事項ヲ講習セシムルカ如キハ頗ル良好ナルヘク管海官廳ハ之ニ對シ相當ノ便利ヲ圖ルヘシ
- 三 石數船船梁下ノ石數ヲ算定スルニ用ユル船首室ノ境界ヨリ船尾ノ内側ニ至ル長ハ船首室ノ境界カ内側ト船底トノ交叉部ヨリ後方ニ在ルトキハ該交叉部ヨリ、船首室ノ境界カ該交叉部ヨリ前方ニ在ルトキハ實際ノ境界ヨリ計ルヘキモノトス
- 四 石數船ノ深ハ加敷ヲ有スル船ニ在テハ加敷ト外板トノ接合部ヨリ加敷ヲ有セサル船ニ在テハ航ト外板トノ接合部ヨリ計ルヘキモノトス
- 五 船鑑札規則第三條ノ場合ニ於テ其ノ船舶他地方官廳ノ管内ニ在ルトキハ甲地方官廳ハ該船舶ノ積量ノ測定ヲ乙地方官廳ニ囑託スルコトヲ得
- 六 前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ヨリ直接乙地方官廳ニ船舶ノ積量ノ測定ヲ申請シタルトキハ乙地方官廳ハ測定執行ノ上積量ニ關スル證明書ヲ交付スヘキモノトス此ノ場合ニ於テハ甲地方官廳ハ之ヲ船鑑札規則第二條第二項ノ證明書ト認メテ處理スヘキモノトス
- 七 船鑑札規則第二條第二項ノ證明書ニハ船鑑札ニ記載スヘキ尺度、積量及汽船ニ在テハ公稱馬力ヲ記載

八 船鑑札規則第十八條ニ依リ新船鑑札ヲ交付セントスル場合ニハ同條第三項ニ規定スル如ク必ス改測ヲ爲スヘキモノトス

第二 船鑑札

一 船鑑札規則第一條ノ船舶ト雖モ航行ノ用ニ適セサル構造ヲ有スルモノハ鑑札ヲ受有スルコトヲ要セス
二 外國各港間ノミヲ航行スル船舶ト雖モ日本ニ船籍港ヲ定メ鑑札ヲ受有スルコトヲ要ス
三 漁船ト雖モ船鑑札規則第一條ニ該當スルモノハ鑑札ヲ受有スルコトヲ要ス

四 尺度ハ單位以下二位未滿ヲ四捨五入シ(例ヘハ五七尺五壹五何何ト算出シタルトキハ五七尺貳トシ五七尺五壹參何何ト算出シタルトキハ五七尺五壹トスルカ如シ)因テ得タル數ヲ鑑札ニ記載スヘキモノトス

五 噸數ハ單位以下二位未滿ヲ四捨五入シ(例ヘハ壹八噸五參五何何ト算出シタルトキハ壹八噸五四トシ壹八噸五參參何何ト算出シタルトキハ壹八噸五參トスルカ如シ)因テ得タル數ノ單位マテ(例ヘハ壹八噸)ヲ鑑札ニ記載スヘキモノトス但算出シタル噸數壹九噸九九五何何ナルトハ四捨五入セサルモノトス

六 石數ハ前項ノ例ニ準ス

七 公稱馬力ハ單位未滿ヲ四捨五入シ(例ヘハ六馬力五何何ト算出シタルトキハ七馬力トシ六馬力參何何ト算出シタルトキハ六馬力トスルカ如シ)因テ得タル數ヲ鑑札ニ記載スヘキモノトス

八 發動機船ノ鑑札ニハ公稱馬力ヲ記載セサルモノトス

九 船鑑札規則改正前ノ船舶ニシテ鑑札ニ記載スヘキ進水年月不明ナル場合ニハ舊鑑札ニ記載シタル製造年月ヲ以テ進水年月ト看做シ之ヲ記載スヘキモノトス

十 鑑札面ノ所有者住所ハ番地マテ記載スヘキモノトス

十一 郡市役所ニ於テ船鑑札事務ヲ取扱フ場合ニ於テモ鑑札ニハ必ス府縣名ヲ記シ之ニ相當スル烙印ヲ捺スヘキモノトス

十二 鑑札ヲ書換又ハ再交付スル場合ニハ鑑札ニ之ヲ作成シタル年月日ヲ記載シ其ノ下ニ「書換」又ハ「再交付」ト朱記スヘキモノトス

十三 改正船鑑札規則執行ノ際現ニ鑑札ヲ受有スル船舶ニシテ同則第十八條ニ依リ地方長官ノ定ムル期間内ニ更ニ鑑札ノ交付ヲ申請セサル者ハ同則第一條違犯者トシテ取扱フヘキモノトス

十四 府縣ニ依リテハ徵稅上ノ關係等ヨリシテ別ニ船鑑札似寄ノ鑑札ヲ船舶ニ交付セル趣ナルモ斯クテハ彼此ノ混淆ヲ生スル虞アルニヨリ右ハ一見識別シ易キ様寸法其ノ他ノ形式ヲ定メラレタシ

第三 船舶番號

一 船名ハ之ヲ同ウスルモノ多ク又之ヲ變更スルコト頻繁ナルヲ以テ船名ノミニテハ當該船舶ノ何レナルヤヲ區別シ難キ場合アルニヨリ新規則ニ於テハ船舶ニ番號ヲ點附スルコトトシ之ヲ以テ區別ノ標準ト爲シタリ

二 番號ハ新ニ船鑑札ヲ交付スル毎ニ順次ニ之ヲ點附シ郡市ノ別若ハ汽、帆、石數船ノ別又ハ船鑑札交付ノ年月ニ依リテ各新ナル番號ヲ起スヘカラス故ニ船鑑札臺帳ヲ區分シ又ハ別冊ト爲シ整理スルトキハ番號ノ順序ハ該用紙番號ノ順序ト一致セサルコトアルヘシ

三 船鑑札規則ノ事務ヲ郡市ニ委任スルトキハ府縣ニ於テ船舶番號配付簿ヲ備ヘ豫メ適當ノ數ヲ限リ番號ヲ郡市ニ配付シ置クヘシ例ヘハ甲郡ニハ一號ヨリ五十號マテ乙市ニハ五十一號ヨリ百號マテト配付スルカ如シ郡市ニ於テ配付ヲ受ケタル番號ノ殘餘僅少ト爲リタルトキハ府縣ニ請求シテ更ニ其ノ配付ヲ受ケシムヘシ

- 四 番號ハ船舶カ當該府縣ニ存在スル限リハ假令船鑑札ヲ書換又ハ再交付スルコトアルモ之ヲ改ムヘカラス故ニ番號ニ變更ヲ來スハ他ノ府縣ヘ轉籍シタル爲メ更ニ其ノ府縣ノ番號ヲ受クル場合ニ限ル
- 五 他府縣ヨリ轉入シタル船舶ヲ船鑑札臺帳ニ記載スルトキハ記事欄ニ舊番號ヲ記載シ以テ前後ノ聯絡ヲ明ニスヘシ
- 六 船鑑札規則施行手續第一條第二項又ハ第三條第二項ノ手續ヲ爲シタル船舶ノ番號ハ再ヒ他ノ船舶ニ點附スヘカラス但一船舶ニ對スル場合（沈沒船ヲ引揚ケ再用シタル場合又ハ他府縣ヘ轉籍シタル船舶再ヒ轉入シタル場合）ニハ舊番號ヲ點附スヘシ
- 七 前項但書ノ場合ニ於テ舊番號不明ナルトキハ新番號ヲ點附スルモ妨ナキモノトス
- 第四 船鑑札臺帳
- 一 臺帳ハ府縣ニ備附クルコトヲ原則トス若シ船鑑札規則ノ事務ヲ郡市ニ委任スルトキハ郡市ニハ別ニ同様式ノ臺帳ヲ備置カシムヘシ
- 二 臺帳ハ船舶ノ種類ニ依リ別冊ト爲ス方取扱上便利ナルヘシ
- 三 臺帳ハ郡市毎ニ區分シテ整理スル方取扱上便利ナルヘシ
- 四 臺帳ハ一頁ヲ一艘ノ船舶ニ専用シ始メテ該用紙ヲ用ユル毎ニ其ノ上部欄外左隅ニ用紙番號ヲ記載スヘシ
- 五 臺帳ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ舊事項ヲ朱抹シ左ノ區別ニ從ヒテ新事項ヲ記載シ記事欄ニ變更ノ事由ヲ記載スヘシ
 - 一 始メテ變更アリタル場合ニハ朱抹シタル欄ノ下欄ニ新事項ヲ記載スヘシ
 - 二 第二回ニ變更アリタル場合ニハ前號ニ依リ記載シタル欄ノ下欄ニ新事項ヲ記載スヘシ第三回及第四回之ニ倣フ

- 六 變更五回ニ及ビ用紙ニ餘白ナキニ至リタルトキハ舊事項ヲ朱抹シタル上用紙番號ノ順序ヲ退フテ新ナル用紙ニ新事項ヲ記載シ且變更アリタル事項以外ノ事項ヲ移記シ前後用紙ノ聯絡ヲ保ツ爲メ舊用紙ノ記事欄ニハ何號用紙ニ移シタル旨新用紙ノ同欄ニハ何號用紙ヨリ移シタル旨ヲ附記スヘシ
- 七 臺帳記載事項ノ訂正ヲ要スルトキハ下欄ニ移スコトヲ爲サス各其ノ記載欄ニ於テ朱記訂正シ記事欄ニ訂正ノ事由及年月日ヲ記載スヘシ
- 八 臺帳記載事項ニ變更ナク單ニ船鑑札ノ書換（鑑札毀損ノ場合）又ハ再交付（鑑札滅失ノ場合）ヲ爲シタルトキハ記事欄ニ書換又ハ再交付ノ事由及年月日ヲ記載スヘシ
- 九 記事欄ノ記載事項ハ簡明ナルコトヲ要ス例ヘハ新ニ船鑑札ヲ交付シタル場合ニハ内國新造、外國ヨリ購入、何府縣ヨリ轉入等ト記載シ船鑑札ヲ書換ヘタル場合ニハ賣買、修繕、轉籍等ト記載シ書換以外ノ場合ニ船鑑札ヲ返還シタル場合ニハ沈沒、解撤等ト記載シ又船鑑札規則施行手續第三條第二項ニ依リ船鑑札臺帳ノ用紙ヲ閉鎖シタル場合ニハ何府縣ヘ轉出等ト記載スルカ如シ
- 十 船鑑札規則ノ事務ヲ郡市ニ委任スルトキハ郡市ニ於テ臺帳ニ記載ヲ爲ス毎ニ遲滯ナク其ノ臺帳ノ謄本又ハ抄本ヲ府縣ニ送付セシメ府縣ニ於テハ之ニ依リ直ニ臺帳ヲ整理スヘシ
- 十一 臺帳索引ハ船名ノ頭字ノ音ニ依リテ伊、呂、波別ト爲シ一船毎ニ其ノ番號、船名及用紙番號ヲ記載スヘシ船名ノ變更ニ依リ他ノ部ヘ移シタルトキ又ハ用紙ヲ閉鎖シタルトキハ當該欄ヲ朱抹スヘシ
- 十二 臺帳ノ謄本ヲ作成スルニハ朱抹セサル事項即現存セル部分ノミヲ謄寫スヘキモノトス
- 第五 轉籍
- 一 從來ノ經驗ニ依レハ甲地方官廳ハ船舶所有者ノ轉籍ノ申出ニ依リテ直ニ當該船舶除籍ノ取扱ヲ爲スニ拘ハラス右所有者ハ其ノ轉籍先ヲ管轄スル乙地方官廳ニ何等ノ手續ヲ爲サスシテ打過キ其ノ結果該船舶ハ無籍同様ト爲ルコト尠シトセス新規則ニ於テハ轉籍ニ關スル取扱方ヲ改メタルヲ以テ轉籍ノ申請

- 一 アリタルトキハ甲地方官廳ハ所有者ニ對シ乙地方官廳ヨリ新船鑑札ヲ受領スヘキコトヲ注意シ又乙地方官廳ハ所有者ヲシテ其ノ手續ヲ履行セシムル様注意セラレタシ
- 二 船鑑札規則ノ事務ヲ郡市ニ委任スルトキハ郡市間ノ轉籍ニ關スル手續ハ府縣間ノ轉籍ニ關スル規定ニ準シテ之ヲ定メ以テ事務ノ統一ヲ期セラレタシ
- 三 行政區畫土地ノ名稱又ハ地番號ノ變更アリタルトキハ船鑑札ハ之ヲ書換フルコトヲ要セス又船鑑札臺帳ニハ何等ノ記載ヲ爲スコトヲ要セス
- 四 船鑑札規則第九條第一項ニ依リ乙地方官廳ニ於テ船鑑札臺帳ノ謄本ノ送付ヲ受ケタルトキハ新船鑑札交付ノコトヲ所有者ニ通知スヘシ
- 五 船鑑札規則第十八條ニ依リ未タ新船鑑札ノ交付ヲ受ケタル船舶カ甲地方官廳ノ管内ヨリ乙地方官廳ノ管内ニ轉籍シタル場合ニハ甲地方官廳ニ於テハ改測ヲ爲シ新船鑑札ヲ交付シタル上轉籍ノ手續ヲ爲スヘキモノトス
- 六 所有者其ノ他ノ事項ニ變更アリタルト同時ニ船籍港ヲ甲地方官廳ノ管内ヨリ乙地方官廳ノ管内ニ變更シタルトキハ甲地方官廳ハ先ツ所有者其ノ他ノ事項ニ付變更ノ手續ヲ爲シタル上轉籍ノ手續ヲ爲スヘキモノトス

第六 雜件

- 一 從來船鑑札規則施行ノ狀況ヲ見ルニ府縣ニ依リテ寬嚴精粗其ノ程度ヲ異ニシ或ル地方官廳ニ於テ取締上ニ注意ヲ加フルトキハ所有者ハ直ニ船籍ヲ他ノ管内ニ移シテ之ヲ避クル等ノ不都合ヲ生スルコトアリ將來ハ各府縣トモ歩調ヲ一ニシテ取扱ハレタシ
- 二 船鑑札規則第十八條第三項ニ依リ船鑑札ヲ交付シタルトキハ船鑑札臺帳ノ記載船鑑札規則施行手續第八條ニ規定スル報告等總テ新ニ船鑑札ヲ交付シタル場合ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ

三 機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶及左ノ條件ノ一ヲ具備スル船舶ハ噸數ヲ以テ積量ヲ表示シ之ヲ具備セサル船舶ハ石數ヲ以テ積量ヲ表示スヘキモノトス

- 一 肋骨ヲ有スルコト
- 二 日本形ニ作ラサル帆裝ヲ有スルコト
- 四 發動機船トハ蒸氣ヲ用ヒサル推進用機械(石油發動機、電氣發動機、瓦斯發動機ノ如キ)ヲ以テ運航スル船舶ヲ謂フ
- 五 船鑑札規則第十三條ニ掲クル船舶ハ總噸數二十噸未滿ノ汽船ヲ謂フ
- 六 外板及肋骨ノ大半ヲ船體ヨリ撤去シタル場合ヲ解撤ト看做スヘシ
- 七 外國ニ於テ本邦人ノ新造又ハ購入シタル小形船舶ニハ船鑑札受有ニ至ルマテ領事ニ於テ假船鑑札ヲ交付シ差支ナキコトニ取扱ヒ來レリ故ニ外國ヨリ回航ノ小形船舶中ニ之ヲ受有セルモノアルヘシ

○私立西洋形造船所及造船表ニ關スル件

明治二十五年十一月二十九日
逕信省訓令 第二十九號

明治十六年十一月十六號農商務省達ハ廢止シ私立西洋形造船所及造船表ハ自今左ノ式ニ倣ヒ每一箇年分取纏メ翌年限リ當省ヘ報告スヘシ

私立西洋形造船所及造船表

何年分(翌年二月送附)

造船所 所名	造船所 位置	造船工長 族籍氏名	造船所持主 族籍、氏名	設立 年月日	廢止 年月日	船名	船 種	船實及 網具裝置 總噸數	公稱 馬力	實馬 力	製造 代價	竣工 月日
何何						何何						
何何						何何						

備考

- 一 造船所ハ其年中ニ造船セルト否トニ拘ハラズ新設及廢止ニ係ルモノヲ除クノ外ハ總テ十二月三十一日現在ノモノヲ掲クヘシ但シ造船所ノ位置以下廢止月日迄ノ五欄ハ新設及廢止ノモノニ限リテ之ヲ記載スルコトヲ要ス
- 一 一時造船ノ爲メ設立セル假小屋ノ類モ本表中ニ記載シ符印ヲ以テ其假設ナルコトヲ區別スヘシ
- 一 重要ノ修繕改造ノ工事ヲ爲シタル場合ニ於テモ本表各欄ノ通リ取調製造代價ノ欄内ニ其代價ヲ記入スヘシ但シ其修繕改造ナルコトハ亦符印ヲ以テ之ヲ區別スルコトヲ要ス

神奈川縣勸業法規目次

第十一編 氣象、統計

第一章 氣象

氣象臺測候所條例 (二十年八月勅令第四十一號).....	一
氣象臺測候所條例施行細則 (三十一年三月文部省令第八號).....	一
地方測候所ノ位置ニ關スル件 (二十年十月内務省告示第四號).....	四
地方測候所費支辨ニ關スル件 (二十年十月内務省訓令第四十六號).....	五
氣象通知電報規則ニ關スル件 (四十二年三月遞信第七號).....	五
氣象通知電報ノ通知方式ニ關スル件 (四十二年三月中央氣象臺告示第三百三十三號).....	七
暴風雨標條例 (四十一年二月勅令第十一號).....	〇
暴風雨條例施行細則 (四十一年三月文部省令第十一號).....	一
暴風雨標式 (四十一年三月文部省告示第六號).....	二
天氣豫報暴風警報規程 (四十一年三月中央氣象臺告示第三百二十八號).....	三
地方天氣豫報地方暴風警報信號標式 (四十一年三月中央氣象臺告示第二百二十九號).....	五
地方天氣豫報地方暴風警報報告規程.....	八
暴風報告規程.....	九

第二章 統計

農商務統計報告規程 (二十七年五月農商務省訓令第十七號) 二〇

農商務統計樣式 (四十一年十二月農商務省訓令第三十三號) 二一

農商務統計樣式疑義說明 二一

農商工ニ關スル統計樣式 (四十二年二月縣訓令第四號) 一三〇

地方廳統計報告主任氏名届出方ノ件 (二十六年四月甲第二十九號通牒) 一五六

農商工統計調査ニ關スル地方廳令達報告方ノ件 (二十六年六月甲第四十六號通牒) 一五六

第十一編 氣象 統計

第一章 氣象

○氣象臺測候所條例

明治二十年八月三日
勅令第四十一號

- 第一條 東京ニ中央氣象臺ヲ置キ地方便宜ノ場所ニ地方測候所ヲ置ク其位置ハ文部大臣之ヲ指定ス
- 第二條 前條ノ外測候所ヲ設置セントスルモノアルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 中央氣象臺ハ文部大臣之ヲ直轄シ地方氣象臺ハ地方長官之ヲ管理シ文部大臣之ヲ監督ス其他ノ測候所ハ地方長官之ヲ監督ス
- 第四條 地方測候所ノ費用ハ該測候所所在地ノ地方稅ヲ以テ支辨スヘシ
- 第五條 中央氣象臺及各測候所ハ事業上互ニ氣脉ヲ通シ通信ヲ爲ス可シ
- 第六條 本條例施行ニ關スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

○氣象臺測候所條例施行細則

明治三十一年三月五日
文部省令第八號

- 第一條 中央氣象臺ハ全國ノ氣象事業ヲ統轄シ全國ノ氣象ヲ調査シ全國ニ天氣豫報暴風警報ヲ發シ及氣象器械ノ檢定ヲ爲ス所トス
- 第二條 地方測候所ハ所在地ノ氣象ヲ觀測シ所屬應管内ノ氣候ヲ調査シ地方天氣豫報地方暴風警報ヲ發スル所トス
- 條例第二條ニ依リ設置シタル測候所ハ所在地ノ氣象ヲ觀測スル所トス但シ本文ノ測候所ニ於テ地方天氣

豫報及地方暴風警報ヲ發スルコトヲ得

測候所ハ公私ノ依頼ニ應ジ地方天氣豫報、地方暴風警報ノ通報ヲ爲スコトヲ得

第三條 測候所ヲ分テ一等二等トス
一等測候所ハ晴雨計、寒暖計、寒濕計、最高最低寒暖計、地温計、地中寒暖計、風力計、風信器、雨量計、日照計、地震計等ヲ備ヘ毎時觀測ヲ爲スヘシ
二等測候所ハ晴雨計、寒暖計、寒濕計、最高最低寒暖計、風力計、風信器、雨量計、日照計、地震計等ヲ備フ一日六回ノ觀測ヲ爲スヘシ

第四條 測候所ハ前條備付ノ器械中地震計ヲ除クノ外ハ豫備器ヲ備フヘシ

第五條 測候所ハ地方暴風警報ヲ發シタルトキハ警戒中臨時觀測ヲ爲スヘシ

第六條 測候所ハ中央氣象臺ニ左ノ報告ヲ爲スヘシ

氣象電報、氣象月報、一週年事業報告、氣象五年報、暴風報告、地方天氣豫報報告、地方暴風警報報告、雷雨報告、地震報告、積雪報告、動物報告、植物報告、管内氣象報告、臨時氣象報告

第七條 測候所ハ互ニ所在地及管内ノ氣象報告ヲ交換スヘシ

第八條 削除

第九條 測候所ノ觀測報告警報ノ方法器械ノ品位第六條ノ報告ノ書式及期限又ハ氣象信號標式等ハ中央氣象臺長之ヲ定ム

第十條 削除

第十一條 削除

第十二條 條例第一條ニ依リ地方測候所ヲ設定セントスルトキハ左ノ諸件ヲ詳記シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一、敷地建物ノ坪數及其ノ附近ノ地勢ヲ示スニ足ルヘキ圖面

二、建物ノ構造

三、等級

四、所員ノ數

五、使用スヘキ器械ノ明細書

六、經費豫算書

第十三條 地方測候所ノ敷地建物ヲ變更セントスルトキハ前條第一及第二ノ件ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 地方測候所ノ等級ヲ變更セントスルトキハ前條第四乃至第六ノ件ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一、經費豫算ノ決定

二、備付器械ノ異動

三、地方暴風警報信號標ノ設立廢止又ハ其揚卸ノ中心開始

第十五條 條例第二條ニ依リ測候所ヲ設置セントスルトキハ左ノ諸件ヲ詳記シ地方長官ヲ經由シテ文部大臣ノ許可ヲ請フヘシ

一、敷地建物ノ坪數及其ノ附近ノ地勢ヲ示スニ足ルヘキ圖面

二、建物ノ構造

三、等級

四、測候事業ニ従事スル者ノ員數

五、使用スヘキ器械ノ明細書

六、維持ノ方法

第十六條 前條測候所ノ敷地建物若クハ等級ヲ變更セントスルトキハ第十三條ニ準據シ地方長官ヲ經由シテ文部大臣ノ許可ヲ請フヘシ
第十七條 第十五條ノ測候所ヲ廢止セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ地方長官ヲ經由シテ文部大臣ニ届出ツヘシ

第十八條 文部大臣ハ隨時中央氣象臺技師ヲシテ測候所ヲ巡閱セシム

第十九條 條例第四條ノ地方測候所費ハ沖繩縣ニ於テハ地方費ヲ以テ支辨スヘシ

第二十條 中央氣象臺長ノ定メタル標式ニ依リ地方暴風警報ヲ表示スルヲ地方警報信號標トス

第二十一條 郡市町村又ハ人民ニ於テ新ニ地方警報信號標ヲ設立セントスル時ハ地方長官ノ許可ヲ請フヘシ

第二十二條 地方警報信號標ノ設立廢止及信號揚卸ノ中心開始ハ地方長官之ヲ告示スヘシ
前項ノ告示ニハ實施ノ期日ヲ具シ其設立ニ關スルモノニハ位置及地勢ヲ知ルニ足ルヘキ略圖ヲ添付スヘシ

第二十三條 削除
第二十四條 削除

附 則

第二十五條 地方長官又ハ測候所設立者ハ此規則施行ノ日ヨリ一箇月以内ニ既設測候所ニ係ル第十二條及第十五條ノ諸件ヲ文部大臣ニ開申スヘシ

○地方測候所ノ位置ニ關スル件
明治二十年十月十一日
內務省告示第四號

本年勅令第四十一號氣象臺測候所條例ニ基キ地方測候所ノ位置ヲ定ムルコト左ノ如シ
神奈川縣 橫濱 (其他省畧)

○地方測候所費支辨ニ關スル件
明治二十年十月二十七日
內務省訓令第四十六號

本年勅令第四十一號氣象臺測候所條例第四條ノ規定ニ係ル地方測候所費ハ地方稅費目中勸業費ヨリ支辨スヘシ

○氣象通知電報規則ニ關スル件
明治四十二年三月六日
逓信省令第七號

第一條 氣象通知電報トハ公衆ノ請求ニ依リ中央氣象臺及測候所ニ(以下單ニ觀)於テ公示スル左記各號ノ事項ヲ和文ヲ以テ通知スルモノヲ謂フ但シ第五號ハ測候所其他氣象觀測ヲ爲ス者ノ請求ニ限り之ヲ取扱フ

- 一、全國天氣豫防
- 二、全國暴風警報
- 三、地方天氣豫報
- 四、地方暴風警報
- 五、氣象實況報

第二條 省畧

第三條 氣象通知電報ノ通知方式並地方天氣豫報及地方暴風警報ヲ公示スル觀測所ノ所管區域ハ中央氣象臺ノ定ムル所ニ據ル但シ氣象實況報毎日一回分ノ請求ナルトキハ午前ノ分ヲ通知ス

第四條 省畧

第五條 氣象通知電報ノ料金左ノ如シ

一箇月分

一通分

一箇月分

一通分

地方天氣豫報

金二圓五十錢

金十錢

金三圓二十五錢

金十三錢

地方暴風豫報

金一圓

金十錢

金一圓三十錢

金十三錢

氣象通知電報ニハ時間外取扱料ヲ課セス

第六條 氣象通知電報ノ受信ヲ開始セントスルトキハ左記各號ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ受信開始期ハ

十日前迄ニ該電報ヲ配達スヘキ電信局所ニ差出スヘシ

一、氣象通知電報ノ種別地方天氣豫報若ハ地方暴風豫報ナルトキハ其所管觀測所又氣象實況報ナルトキハ毎日分ノ回数ヲ附記スヘシ

二、本文記載方ノ區別

三、受信人居所氏名

四、受信開始期日

氣象通知電報ノ受信人ハ必要ニ依リ電信局所ニ於テ該電報ノ交付ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前

項ノ請求書ヲ該電報ヲ交付スヘキ電信局所ニ差出スヘシ

第六條ノ二 氣象通知電報受信開始後左記各號ノ場合ニ於テハ前條ノ例ニ準シ請求書ヲ現ニ配達又ハ交付

ヲ受クル局所ニ差出スヘシ

一、本文記載方變更ノ要ヲ生シタルトキ

二、交付ヲ受クルノ要ヲ生シタルトキ

三、交付ヲ受クルノ要ナキニ至リタルトキ

四、交付局所變更ノ要ヲ生シタルトキ

五、氣象實況報ニ關シ毎日分回数變更ノ要ヲ生シタルトキ

第七條 氣象通知電報ノ料金ハ受信人ヨリ之ヲ徴收ス

第八條 以下省畧

○氣象通知電報ノ通知方式ニ關スル件

明治四十二年三月六日
中央氣象臺告示第百三十三號

第一章 總 則

第一條 氣象通知電報ノ通知方式トハ中央氣象臺ニ於テ公示スル全國天氣豫報全國暴風警報、東京地方天

氣豫報、東京地方暴風警報又ハ地方測候所ニ於テ公示スル地方天氣豫報、地方暴風警報ヲ請求者ニ通知

スル電報ノ方式ヲ謂フ

第二條 全國天氣豫報、全國暴風警報ニ用キル處ノ氣象區分割左ノ如シ

第一區 第二區 第三區 第四區省畧

第五區 東海道地方(伊勢、志摩、尾張、美濃、三河、遠江、駿河、伊豆、相模、武藏、安房、上總、

下總)

第六區 第七區 第八區 第九區 第十區省畧

第三條 地方天氣豫報、地方暴風警報ヲ公示スル測候所及ヒ其所管地方氣象區ハ左ノ如シ

神奈川縣測候所(横浜)

東部 橘樹郡、都筑郡、久良岐郡、三浦郡、鎌倉郡、高座郡

西部 津久井郡、愛甲郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡

(其他省畧)

第四條 全國天氣豫報ハ毎日午前十時マテニ地方天氣豫報ハ毎日午後二時マテニ發布ス但場合ニ依リ追報

ヲ發シ又ハ天氣豫報ヲ發セサルコトアルヘシ

暴風警報ハ天候不穩ノ兆候アルトキ發布シ解警報ハ天候平穩ニ復セントスルトキ發ス
第五條 天氣豫報ノ有効時間ハ當日午後六時ヨリ翌日午後六時マテ暴風警報ノ有効時間ハ解警報ヲ發シタルトキマテトス

第二章 省畧
第三章 省畧
第四章 地方天氣豫報

第十五條 地方天氣豫報ノ通知電報ハ左ノ式ニ據ル但シ數區ニ分チ發スルトキハ之ヲ重用ス
區 風力 風向 天氣 (字數十二字以内)

第十六條 區ハ次ノ符號ニ據リ片假名一字ヲ以テ示ス

ア 測候所々管内全部
イ 測候所々管内ヲ四區以内ニ分チタルトキ區中
第一番目ニ在ルモノ

第十七條 風力及風向ハ次ノ符號ニ據リ片假名一字ヲ以テ示ス
風弱シ 風強シ

ホ	ヘ	南東	イ	セ	北東	ヲ
ワ	カ	北西	ヨ	タ	北西	
ト	チ	南	ハ	ニ	東	

ウ 第二番目ニ在ルモノ
エ 第三番目ニ在ルモノ
オ 第四番目ニ在ルモノ

静西 穩

第十八條 天氣ハ次ノ符號ニヨリ片假名一字ヲ以テ示ス

イ 晴
ロ 晴ナレモ驟雨ノ模様アリ
ハ 晴後曇
ニ 晴後曇トナリ雨模様アリ
ホ 晴後曇トナリ雪模様アリ
ヘ 晴後曇トナリ雨又ハ雪模様アリ
ト 晴後雨
チ 晴後雪
リ 晴後雨又ハ雪
ヌ 晴ナレモ一時曇ラントスル模様アリ
ル 曇
ヲ 曇ナレモ驟雨ノ模様アリ
ワ 曇ナレモ雨模様アリ
カ 曇ナレモ雪模様アリ
ヨ 曇ナレモ雨又ハ雪模様アリ
タ 曇後晴
レ 曇少雨後晴
ソ 曇後雨
ツ 曇後雪
ネ 曇後雨又ハ雪

ナ 曇但シ一時晴ントスル模様アリ
ラ 雨
ム 雪
ウ 雨又ハ雪
キ 雨後晴
ノ 雪後晴
オ 雨又ハ雪後晴
ク 雨後霽レル模様アリ
ヤ 雪後霽レル模様アリ
マ 雨又ハ雪後霽レル模様アリ
ケ 雨後曇
フ 雪後曇
コ 雨又ハ雪後曇
エ 雨時々霽レル
テ 雪時々霽レル
ア 雨又ハ雪時々霽レル
サ 晴温度急降スヘシ
キ 晴温度急昇スヘシ
ユ 曇温度急降スヘシ
メ 曇温度急昇スヘシ

ミ 風雨稍々強ク荒模様アリ
シ 豫報ヲ發セス

エ 晴ナレモ少雨又ハ少雪ノ模様アリ
ヒ 曇少雪後晴

トス

第五章 地方暴風警報

第二十條 地方暴風警報ノ通知電報ハ左ノ式ニ據ル

區 警文 區 警文 區 警文 低氣壓ノ位置 示 度 進行方行

第二十一條 區ハ第十六條ノ符號ヲ用ヒ低氣壓ノ位置示度及進行方向ハ全國暴風警報ノ符號ニ警文又ハ次ノ符號ニ據リ數字一字ヲ以テ示ス

- 一 風強カルヘシ
- 二 風雨強カルヘシ
- 三 雪強カルヘシ
- 四 暴風雨ノ虞アリ
- 五 暴風雪ノ虞アリ
- 六 天候恢復セントス警戒ヲ解ク

○暴風雨標條例

明治四十一年二月十三日
勅令第十一號

第一條 暴風雨ノ位置及進行ノ方向等ヲ船舶ニ周知セシメ航路ノ安全ヲ圖ル爲港務部、海軍望樓、海軍測

器庫、要港部、燈臺、築港局及測候所ニ暴風雨標ヲ設置ス

- 第二條 暴風雨標ヲ設置スヘキ地方測候所及其暴風雨標ノ位置ハ文部大臣之ヲ指定ス
- 第三條 前條ノ暴風雨標ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ沖繩縣ニ於テハ國庫ノ負擔トス
- 第四條 暴風雨標式ハ中央氣象臺長之ヲ定ム
- 第五條 暴風雨標ハ中央氣象臺ヨリノ警報ニヨリ之ヲ掲揚スヘシ
- 第六條 郡市區町村又ハ私人ニ於テ暴風雨標ヲ設置セムトスルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 第七條 暴風雨標ノ設置、廢止、變更及掲揚中止ハ其所管大臣、臺灣總督、關東都督ニ於テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○暴風雨標條例施行細則

明治四十一年三月二十三日
文部省令第十一號

第一條 地方長官ハ暴風雨標設置ノ指定ヲ受ケタルトキハ信號掲揚開始ヨリ少クトモ三十日以前ニ左ノ各號ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘシ

略圖

- 一、標柱建設ノ場所及標柱建設ノ場所ヲ中心トシ約二里以内ノ地勢ヲ知ルニ足ルヘキ縮尺十万分ノ一ノ略圖
 - 二、標柱ノ高サ
 - 三、信號掲揚ノ期日
- 暴風雨標ノ變更及信號掲揚ノ中止開始ハ地方長官直ニ之ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ
- 第二條 暴風雨標條例第六條ニヨリ郡市區町村又ハ私人ニ於テ暴風雨標設置ノ許可ヲ受ケントスルトキハ
- 第一條第一項各號ノ事項及維持ノ方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

前項ニ依リ設置シタル暴風雨標ノ廢止、變更及信號揚卸ノ中止開始ハ直ニ文部大臣ニ届出ツヘシ
 第三條 暴風雨標條例若ハ本令ニ依リ郡市區町村又ハ私人ヨリ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ總テ地方長官
 ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○暴風雨標式

明治四十一年三月二十八日
 文部省告示第百六號

- 一 暴風雨標ハ午前六時午後二時午後十時ニ於ケル暴風雨ノ中心ノ位置並ニ其進行方向等ヲ示スモノトス
- 一 暴風雨標ハ球、圓筒、圓錐、圓菱、鼓形ヨリ成立シ高柱ニ連掲スルモノトス
- 一 中心ノ位置及其進行方向ヲ示スニハ三箇ノ表ヲ組合セ横架ノ一端ニ懸垂スルモノトス
- 一 上ノ二箇ハ第一表ニ依リ中心ノ位置ヲ示シ下ノ一箇ハ第二表ニ依リ中心ノ進向スヘキ方向ヲ示ス
- 一 進行ノ遲速及中心附近ノ氣壓ヲ示スニハ二箇ノ標ヲ組合セ横架ノ他ノ一端ニ懸垂スルモノトス
- 一 上ノ一箇ハ第三表ニ依リ中心進行スル遲速ヲ示シ下ノ一箇ハ第四表ニ依リ中心附近ニ於ケル氣壓ヲ示ス
- 一 時刻ハ一箇ノ標ヲ柱頭ニ掲揚シ之ヲ示スモノトス但赤球ハ午前六時ヲ示シ赤圓筒ハ午後二時ヲ示シ標ヲ掲ケサルハ午後十時ヲ示ス
- 一 夜間ハ二箇或ハ三箇ノ燈ヲ横架ニ懸垂シ第一表ニ依リ單ニ中心ノ位置ノミヲ示スモノトス
- 一 球、圓筒等ノ方法ハ大略左ノ如シ



(第一表ヨリ第五表省畧)

○天氣豫報暴風警報規程

明治四十一年三月二十八日
 中央氣象臺告示第百三十八號

第一章 全國天氣豫報

- 第一條 全國天氣豫報トハ午後六時ヨリ翌日午後六時ニ至ル二十四時間ニ於ケル全國氣象ノ大勢ヲ豫告スルモノニシテ中央氣象臺ニ於テ之ヲ發ス
- 第二條 全國天氣豫報ハ毎日午前六時ノ調査ニヨリ之ヲ發ス
- 第三條 全國天氣豫報ハ風、晴、曇、雨雪及氣温等ニ就キ之ヲ發ス
- 但シ氣温ハ其温度ノ變化著ルシキ時ニノミ其豫報ヲ發ス
- 第四條 全國天氣豫報ハ全國ヲ十氣象區ニ分チテ之ヲ發ス

第二章 地方天氣豫報

第五條 地方天氣豫報トハ午後六時ヨリ翌日午後六時ニ至ル二十四時間ニ於ケル地方測候所所屬應管内ノ天氣ヲ豫告スルモノニシテ地方測候所ニ於テ之ヲ發ス

第六條 地方天氣豫報ハ毎日午後二時マテニ之ヲ發スヘシ必要ノ場合ニハ更ニ追報ヲ發スルコトヲ得

第七條 地方天氣豫報ハ風、晴、曇、雨雪及氣温等ニ就キ之ヲ發スヘシ但シ氣温ハ其温度ノ昇降著ルシキ時ニ限リ發スヘシ

第八條 霜、出水、大雨等ノ虞アリト認メタルトキハ臨時ニ其豫報ヲ發スヘシ

第九條 地方天氣豫報ハ測候所所屬應管内ヲ四區以内ニ分テ之ヲ發スルコトヲ得

第十條 全國暴風警報トハ本邦附近ニ風雨ノ虞アルヲ豫告スルモノニシテ中央氣象臺ニ於テ之ヲ發ス

第十一條 全國暴風警報ハ左ノ二種ニ分テ之ヲ發ス
風雨ノ強カラントスル虞アルトキ發スルモノ
暴風雨ノ虞アルトキ發スルモノ

第十二條 全國暴風警報ハ全國ヲ十氣象區ニ分テ之ヲ發ス

第十三條 天候平穩ニ復セントスルトキハ解警報ヲ發ス

第十四條 地方暴風警報トハ測候所所屬應管内ニ荒模様アルヲ豫告スルモノニシテ地方測候所ニ於テ之ヲ發ス

第十五條 地方暴風警報ハ左ノ三種ニ分テ之ヲ發スヘシ
風強カラントスル虞アルトキ發スルモノ

風雨ノ強カラントスル虞アルトキ發スルモノ
暴風雨ノ虞アルトキ發スルモノ
第十六條 地方暴風警報ハ測候所所屬應管内ヲ四區以内ニ分テ發スルコトヲ得
第十七條 天候平穩ニ復セントスルトキハ解警報ヲ發スヘシ

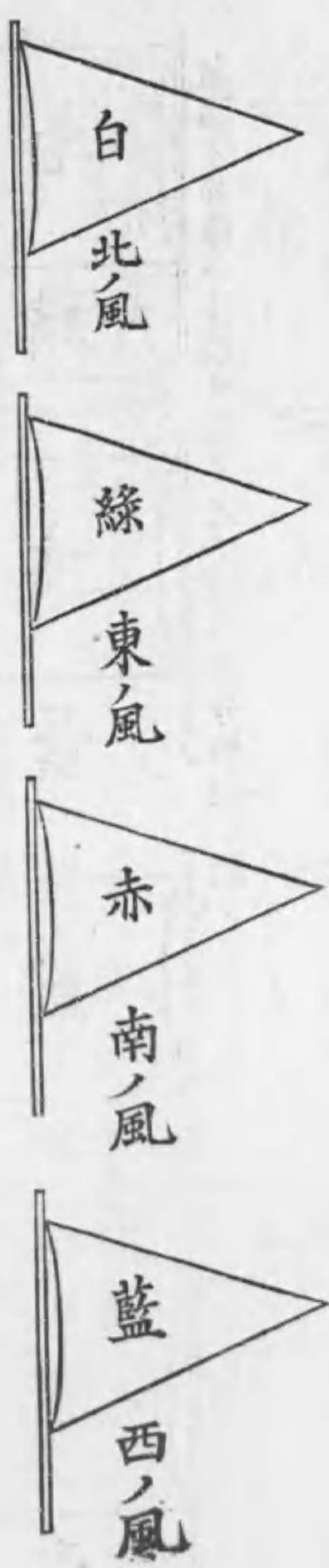
○地方天氣豫報地方暴風警報信號標式

明治四十一年三月二十八日
中央氣象臺告示第百二十九號

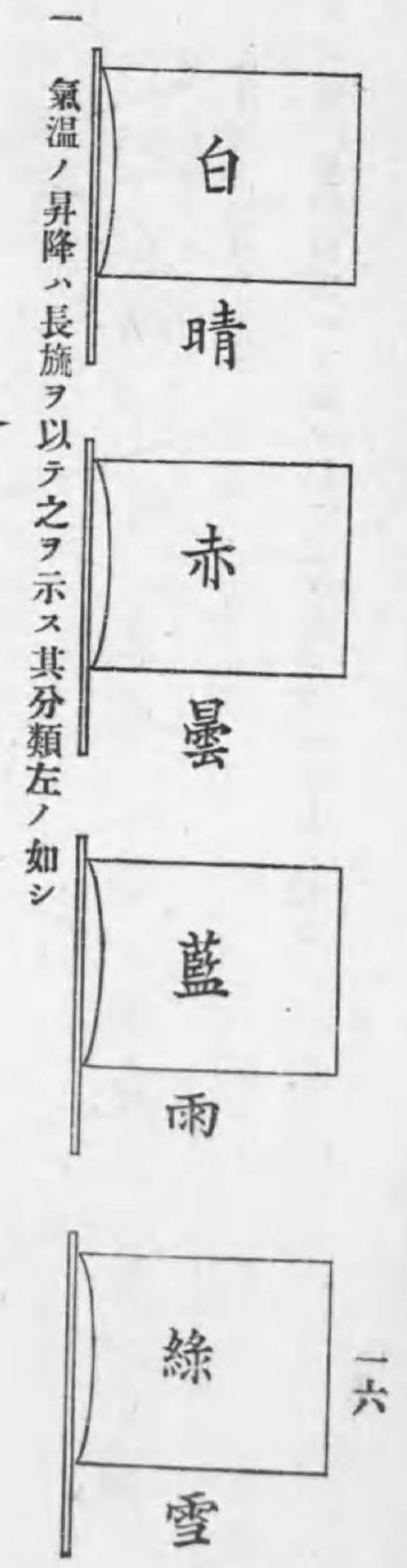
第一章 地方天氣豫報

第一條 地方天氣豫報信號標ヲ分テ左ノ三種トス

一 風向ハ三角旗ヲ以テ之ヲ示ス其分類左ノ如シ

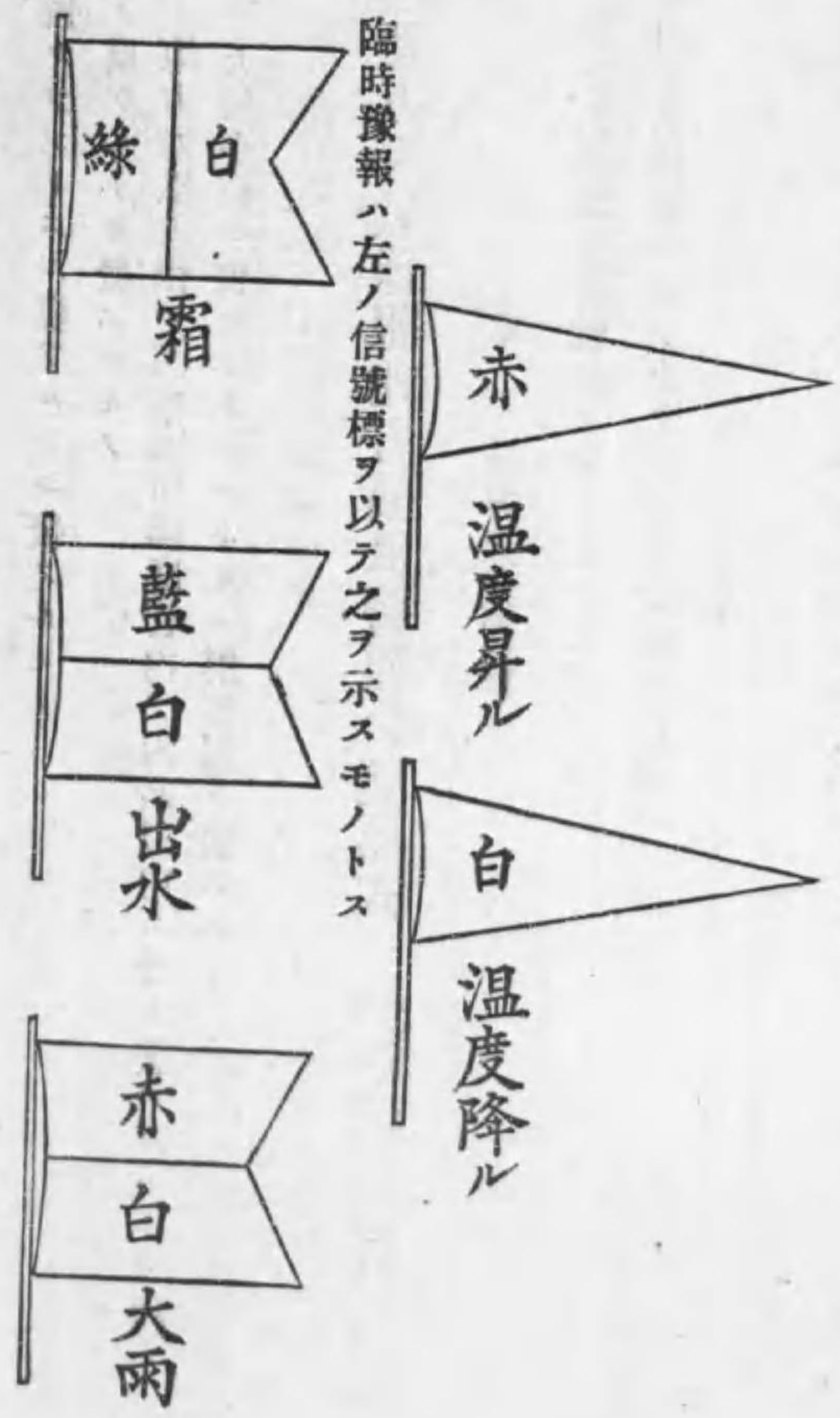


一 晴、曇、雨雪ハ方旗ヲ以テ之ヲ示ス其分類左ノ如シ



一 氣温ノ昇降ハ長旒ヲ以テ之ヲ示ス其分類左ノ如シ

第二條 臨時豫報ハ左ノ信號標ヲ以テ之ヲ示スモノトス



第三條 豫報用語ヲ重用スル時ハ其順序ニ依リ信號標ヲ連掲スルモノトス

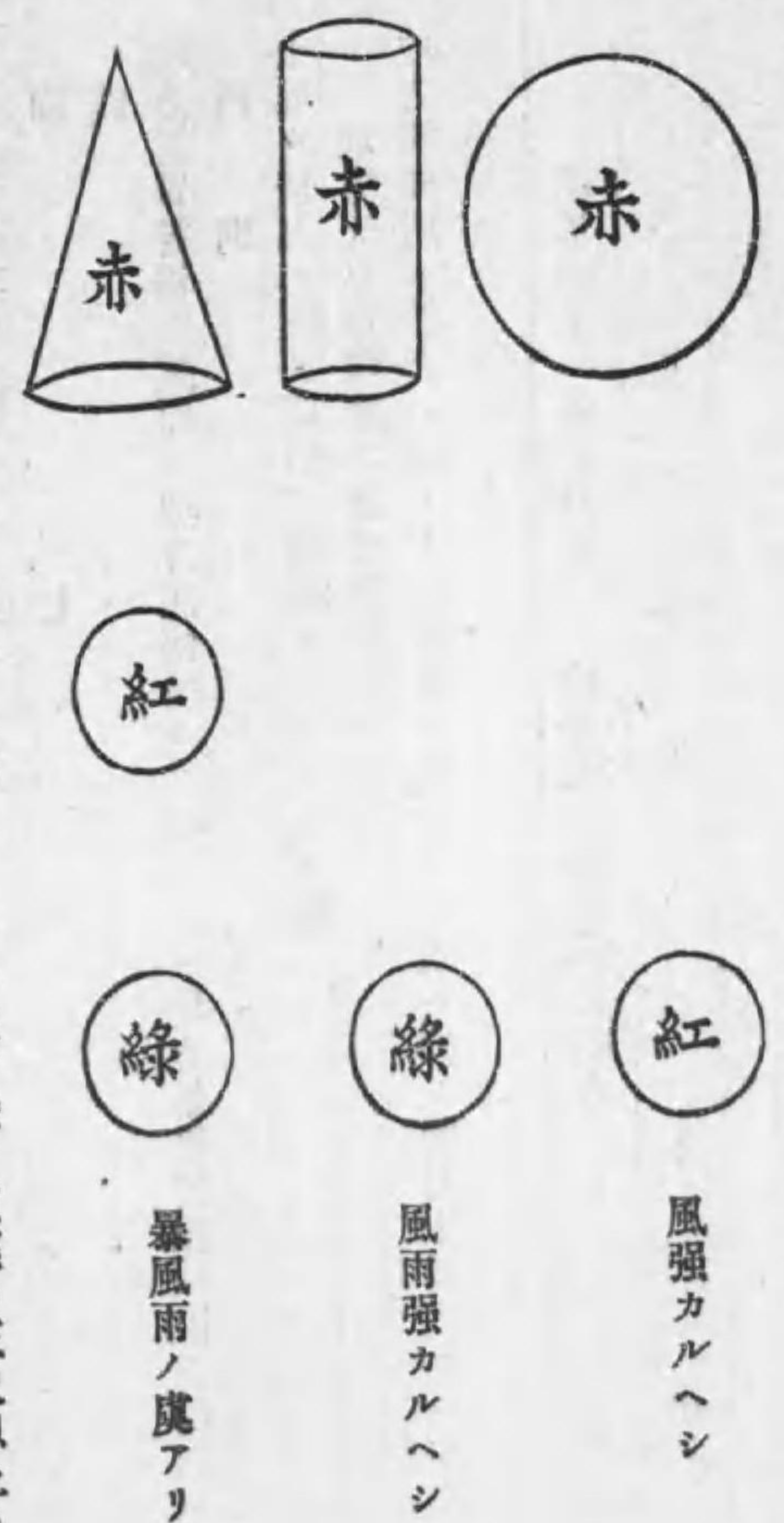
第四條 天氣豫報信號標ハ毎日日没マテ之ヲ掲揚スルモノトス但シ臨時豫報信號標ハ此限ニアラス

第二章 地方暴風警報

第五條 地方暴風警報信號標ヲ分テ赤球、赤圓筒、赤圓錐ノ三種トシテ夜間ハ紅燈ヲ以テ球ニ綠燈ヲ以テ圓筒ニ紅綠二燈ヲ以テ代用ス其分類左ノ如シ

晝間信號

夜間信號解釋



風強カルヘシ

風雨強カルヘシ

暴風雨ノ虞アリ

第六條 地方暴風警報信號標ハ左ノ割合ニ據ルモノトス但シ球ノ直徑ハ三尺以上トス

球 圓 圓

錐 筒

直經

高サ

一八

第七條

附 則

一、〇七

一、一

ス

第八條

土地ノ情況ニ依リ圓筒、圓錐ヲ欠クコトヲ得

第一條

地方天氣豫報地方暴風警報報告規程

シ

明治四十年 月中 地方天氣豫報適否調査

同附録

日 次	風		向		天		氣
	區ノ豫報	地方豫報	適	否	區ノ豫報	地方豫報	
天 氣	正	中	偏	中	不	中	正中百分率
風 向							

警報正中ノ百分率	發 布 日 時	警 戒 區 域	警	文 解 警 時 刻	適	否
----------	---------	---------	---	-----------	---	---

第二條 豫報ノ適否ハ之ヲ正中、偏中、不中ニ分チ正中ノ百分率ハ豫報發布數ヲ以テ正中ノ回數ニ偏中ノ回數ノ二分ノ一ヲ加ヘタルモノヲ除シ之ニ百ヲ乘シタルモノトス

第三條 地方測候所ニ於テ其所屬廳管内ニ地方暴風警報ヲ發シタルトキハ左ノ式ニ據リ翌月十日マテニ中央氣象臺ニ報告ヲ爲スヘシ

明治四十年 月中 地方暴風警報適否調査

地方天氣豫報地方暴風警報報告規程

警報ヲ發セサルトキ強風以上ノ吹キタル日	警報正中ノ百分率
---------------------	----------

第四條 地方暴風警報ハ警戒中風力強風以上ニ達スルヲ以テ正中トス

第五條 警報ノ正中ノ百分率ハ警報發布數ニ警報ヲ發セサルトキ強風以上ノ吹キタル日數ヲ加ヘタルモノヲ以テ警報正中ノ回數ヲ除シ之ニ百ヲ乘シタルモノトス

暴風報告規程

地方測候所ニ於テ暴風警報ヲ發シタルトキハ臨時觀測ヲ施行シ解警後五日以内ニ左ノ様式ニ據リ中央氣象臺ニ報告ヲ爲スヘシ(以下別表ヲ略ス)

第二章 統計

○農商務統計報告規程

明治二十七年五月三日
農商務省訓令第十七號

第一條 地方長官ハ毎年左ノ定期報告ヲ爲スヘシ

一 農商務統計表 各樣式ニ定ムル報告期

一 米作收穫高ノ豫想 調査期後五日限

一 麥作收穫高ノ豫想 五月三十一日限

一 蠶兒掃立ヨリ三齡ニ至ルマテノ景況及收穫高ノ豫想 五月三十一日限

前項第二號ノ調査期ハ二百十日一週前及秋分ノ二回トス

第二條 地方長官ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ臨時報告ヲ爲スヘシ但緊急ノ場合ニハ電報ヲ以テスヘシ

一 蟲害

一 風雨水旱霜雹ノ害

一 森林ノ火災

一 漁業者ノ遭難

一 其他各種ノ災害及産業上著ルシキ影響ヲ生スヘキ事件ノ發生シタル場合

第三條 府縣勸業費ハ左ノ分類ニ從ヒ毎年報告スヘシ

普通農業

蠶絲業

茶業

水産業

畜産及獸醫

山林

商業

工業

測候所

博覽會補助費

共進會及品評會費 諮問會費

建築費

報告及統計調査費

印刷費

其他區別シ難キ一般ノ費用

第四條 地方長官郡市町村吏員ヲシテ農商務統計表ノ調整ニ從事セシムルトキハ郡市町村等適宜ノ區畫ニ依リ可成若干ノ統計調査委員ヲ設ケ其事務ヲ補助セシムヘシ

第五條 農商務統計調査委員ハ其地方ニ於テ相當ノ地位名望ヲ有シ實業ノ狀況ニ精通シ且ツ統計調査ニ適スル者ヲ選ムヘシ

第六條 農商務統計調査委員ノ事務左ノ如シ

一 統計材料ノ蒐集ニ補助ヲ與フルコト

一 蒐集調査セシ統計ノ適實ナルヤ否ノ協議ニ與カルコト

一 統計調査ニ關シ意見アルトキハ地方長官又ハ農商務省統計主任ヘ之ヲ申請スルコト

○農商務統計樣式

明治四十一年十二月七日
農商務省訓令第三十三號

明治三十七年九月農商務省訓令第十一號農商務統計樣式中左ノ通改正シ明治四十二年調査報告ヨリ之ヲ施行ス

番 號	目 次	表 名	報 告 期 限
第 一 號		米	翌年一月
第 二 號		麥	翌年八月
第 三 號		食用及特用農產物	其年二月
第 四 號		果 實	同 年 八 月
第 五 號		苗 木	其 年 八 月
第 六 號		桑畑及茶畑	同

第
 四 四 四 四 四 四 三 三 三 三 三 三 三 三 三 二 二 二
 六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七

疊表莫蔴及芫莖 工業用藥品 漆液 油類 木蠟 製藍 薄荷 石驗 和紙 西紙 機製粉 澱粉 寒天 罐詰 礮寸 製革 麥稈及經木真田 時計 玻璃製子 刷品

同
 年
 四 六 八 四 十 四 三 四 十 四 三 四 三 四 三 四 三 四 三 四 三
 月

二二

第
 二 二 二 二 二 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七

春蠶 夏蠶 秋蠶 蠶絲類及真綿 茶葉 綠肥 家用物 家畜 牛乳 家畜 屠宰場 會社 綿織 絹織 麻織 織物 莫大 陶磁器 煉瓦 漆器

同
 年
 四 三 四 三 二 三 八 三 九 一 二 年 十 二 年 十 一 年 十 一 年 十 一
 月

二二

第
 六 六 六 六 六 五 五 五 五 五 五 四 四 四 四 四 三 三 二 一 〇 九 八 七

卸 工産物雜類
 工 産物雜類
 石炭消費高場
 漁 破漁船
 難 破漁船
 漁 獲物
 水産製造物
 水産養殖
 遠洋漁業
 公有社寺有私有林所有別
 保安林箇所面積種類別
 保安林編入解除箇所面積
 公有社寺有私有林開墾
 公有社寺有私有林被害
 公有社寺有私有林野植栽
 公有社寺有私有林伐採
 林産物雜類
 織物指定特別調査
 染物指定特別調査

同
 年
 三 五 四 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五
 月

第六七
 第六八

一般ノ注意
 磚茶指定特別調査
 精製糖指定特別調査

同 同

- 一 本様式ニ定ムル事項ハ毎年調査報告スヘシ
- 一 各表トモ成ルヘク備考ヲ記スヘシ
- 一 備考ニハ増減盛衰等ノ理由ヲ記スヘシ
- 一 或ル表ニ就キ其府縣ニ事實ナキトキハ其旨ヲ報告スヘシ
- 一 或ル表中ノ調査事項ニ就キ事實ナキモノハ「一」又事實未詳ノトキハ未詳ノ二字ヲ記スヘシ
- 一 自家用生産品ト雖モ調査ヲ要セサル旨特ニ記載ナキモノハ之ヲ調査スヘキモノトス
- 一 價額計算方ニ就キ特ニ其方法ヲ記載セサルモノハ一般卸賣相場(問屋ヨリ小賣商人ニ賣渡ス直段)ヲ以テ計算スヘシ單價ノ算出モ亦同シ
- 一 一斤ハ百六十匁ヲ以テ計算スヘシ
- 一 製造戸數ノ調査ハ工場ヲモ一戸トシ計算スヘシ
- 一 職工ノ調査ハ戸主又ハ家族ト雖モ事實其職ヲ執ル者ハ之ヲ計算スヘシ

國	郡	市	第一 米 (米報告期翌年一月限)				明治何年	
			作付	段別	收穫	高		
粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米	計	一段歩收穫高
粳米	糯米	陸米	計	粳米	糯米	陸米	計	

國		何				國		何				國	市	作付段別
計		何郡		何郡		計		何郡		何市		郡		
畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	市		
													大麥	
													稗麥	
													小麥	
													計	
													大麥	
													稗麥	
													小麥	
													計	
													大麥	
													稗麥	
													小麥	
													計	
													一段歩收穫高	
													大麥	
													稗麥	
													小麥	

(注意)

- 苗代跡地ト雖モ作付シタルモノハ本表作付段別ニ記入ス可シ
- 病害蟲害水害等ニ依リ收穫皆無ノ地ト雖モ作付セシモノハ總テ其段別ヲ調査スヘシ
- 一段歩收穫高ハ單位以下三位即チ合マテ算出ス可シ
- 前年若クハ平年(平年トハ最近七ケ年中ニ於テ最豊最凶ノ二ケ年ヲ除キ残り五ケ年ヲ平均シタルモノナリ)ニ對シ増減ノ理由アラハ之ヲ記スヘシ

合	國		何		國	何	
	計	何郡	何郡	計		何郡	何市

第二 麥 (報告期其年八月限)

明治何年

一 本表苗木ハ公共團體及其他ノ團體又ハ個人ニ於テ仕立テタルモノヲ無償若クハ有償ニテ配付シタルモノニ就キ調査スヘシ
 一 苗木ノ價額ハ生産者ヨリ販賣シタルトキノ價額ニ就キ調査スヘシ

第六 桑畑及茶畑 (報告期其年八月限) 明治何年六月末日現在

茶畑	桑畑	段別		計
		見積	段別	
畑	畑			

(注意)

一 見積段別ノ欄ニハ桑畑及茶畑以外ニ散在セル桑茶ノ株數ヲ附近ノ桑畑及茶畑ニ準シ段別ヲ見積リテ記スヘシ

第七 春蠶 (報告期其年八月限) 明治何年

飼養戸數	掃立枚數	量	一石ニ付價格

繭	玉繭	出殻繭	屑繭	計

(注意)

一 飼養戸數ハ其盛期ノ戸數ヲ記スヘシ
 一 框製ノ蠶種ハ百蛾ヲ以テ一枚ニ換算スヘシ
 一 備考ニハ其概況氣候ノ適否飼養ノ經過桑葉ノ過不足等ヲ記スヘシ
 一 天蠶柞蠶高本表ニ準シ別表トナスヘシ

第八 夏蠶 (報告期其年十一月限) 明治何年

飼養戸數	掃立枚數	量	一石ニ付價格

製 造 戶 數					器	械	座	繰	玉	絲
計	百人繰以上	五十人繰未滿	十人繰未滿	十人繰未滿						

第一〇 蠶絲類及眞綿 (報告期翌年二月限) 明治何年

(注意)
一 春蠶ニ同シ

計	出 殻	屑

玉	繭	掃立枚數	飼養戶數	第九秋 蠶 (報告期其年十一月限)	明治何年
				數	
				量	
				一石ニ付價格	

(注意)
一 春蠶ニ同シ

計	出 殻	玉	繭

生絲	層熨斗絲	絲生皮苧	層物	眞綿	數		價					
					量	一貫ニ付格	量	一貫ニ付格				
					自一月至五月	計	自一月至五月	計	自一月至五月	計	自一月至五月	計
					自六月至十二月	計	自六月至十二月	計	自六月至十二月	計	自六月至十二月	計
					製造	戸數	製造	戸數	製造	戸數	製造	戸數
					量	百	量	百	量	百	量	百
						ニ付		ニ付		ニ付		ニ付
						價格		價格		價格		價格

(注意)

- 製絲戸數ハ其年七月末日現在ヲ記スヘシ但指定ノ月日ニ季節ヲ過キ若クハ達セサルトキハ盛期ノ數ヲ記スヘシ
- 製絲ノ概況即チ繭質ノ良否解舒ノ如何ヲ記スヘシ
- 器械製絲場ニシテ座繰ヲ兼ネ又ハ座繰製絲場ニシテ玉絲ヲ兼スル如キモノハ戸數ハ之ヲ其ノ主ナル部ニ算入シ其旨ヲ備考ニ記シ製絲ハ器械座繰玉絲ノ三種ニ分チ各其部ニ算入スヘシ
- 製絲戸數ハ製造場ト自宅トヲ問ハス總テ製絲ニ從事スル場所ヲ謂フ
- 一人ニテ數箇ノ場所ヲ有スルモノアラハ各別ニ之ヲ數フヘシ

- 層絲トハ生皮苧及熨斗絲ヲ併稱シタルモノナリ
- 生皮苧トハ繭絲ニ際シ繭ヲ煮テ緒ヲ求ムル爲メニ手繰リタル繭ノ上皮ノ層絲ヲ云ヒ座繰製絲ノ際手繰リタル層絲ヲ座繰生皮苧、器械製絲ノ際手繰リタル層絲ヲ器械生皮苧、座繰及器械ノ両生皮苧ヲ熨斗絲ニ引延ス際ニ生シタル層絲ヲ平生皮苧ト云フ
- 熨斗絲トハ繭絲ニ際シ手繰リタル層絲ヲ懇切ニ篋ニ捲キ取リタルモノ又ハ生皮苧ヲ更ニ引延シタルモノヲ云ヒ繭絲ノ緒ヲ小篋ニ纏付ケタルモノヲ並熨斗絲、繭絲ノ緒ヲ一口毎ニ長ク引延シタルモノヲ長熨斗絲、並熨斗絲ヲ細ク引延シ精選シテ小篋ニ纏付ケタルモノヲ細熨斗ト云フ
- 層物トハ揚リ繭、蛹肌及練綿ノ總稱ナリ

第一一 茶

(報告期其年十二月限)

明治何年

製造	戸數	數	量	一貫ニ付	價格
玉煎茶					
(黒口釜煎ヲ含ム)					
紅茶					
烏龍					

番	煎	紅	烏	計
茶	茶	茶	龍	
	粉	粉	茶	
			粉	

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年五月末日現在ヲ記ス可シ但シ指定ノ月日ニ季節ヲ過キ若クハ達セサルトキハ盛期ノ數ヲ記スヘシ
- 一 玉露トハ覆ヲ掛ケタル畑ヨリ收メタル茶葉ヲ熱シ之ヲ揉捻乾燥シテ製シタルモノ
- 一 煎茶トハ普通ノ畑ヨリ收メル茶葉ヲ熱シ之ヲ揉捻乾燥シテ製シタルモノ
- 一 紅茶トハ普通ノ茶葉ヲ揉捻シ醗酵セシメ乾燥シテ製シタルモノ
- 一 烏龍茶トハ普通ノ茶葉ヲ攪拌シテ放香ノ手續ヲ經タル後釜熬揉捻乾燥シテ製シタルモノ
- 一 番茶トハ本表各目ニ屬セサル劣等ノ製茶ヲ謂フ
- 一 本表各目外ノ製茶(碾茶ノ類)アラハ其數量及一貫ニ付テノ價格ヲ掲記スヘシ

第一二 綠肥用作物ノ一 (春期ニ播種スルモノ)(報告期其年九月限)明治何年										
青刈大豆	紫雲英	苜蓿	蠶豆及豌豆	其他	計	作付		收穫		一段歩收穫高
						田	畑	田	畑	
紫雲英	計	作付		收穫		一段歩收穫高	平均	田	畑	平均
		田	畑	田	畑					
綠肥用作物ノ二 (秋期ニ播種スルモノ)										
計										

鷲	雞	飼養戸數			家禽		產卵	
		十羽未満	十羽以上 五十羽未満	五十羽以上 百羽未満	百羽以上	成禽	雛	價額

(注意)

一 産卵數ハ前年七月ヨリ其年六月ニ至ル一ケ年間ニ就テ調査スヘシ
 一 雛ハ雞ニ在テハ孵化後三ケ月未滿鶯ニ在テハ同シク二ケ月未滿ノモノヲ記入スヘシ
 一 飼養ノ概況ヲ記スヘシ

第一五 牛 乳 (報告期翌年三月限)

明治何年

搾乳場數	乳用牛頭數		搾乳高價額
	滿二歳以上	滿二歳未滿	

(注意)

一 搾乳場數及乳用牛頭數ハ其年十二月末日現在ヲ記スヘシ
 一 業務ノ概況ヲ記スベシ
 一 搾乳一ケ年中ノ搾高乳ヲ記スヘシ

第一六 家畜市場 (報告期翌年二月限)

明治何年

馬	牛	常設市場		定期及臨時市場		出場頭數		販賣頭數		販賣價額	
						牝	牡	牝	牡	牝	牡

(注意)

一 常設市場ハ箇所數ヲ記入シ定期及臨時市場ハ日數ニ拘ラス年内開會ノ度數ヲ記スヘシ
 一 牛及馬ヲ兼スル市場ハ其主ナル一方ニ記入シ頭數價額ハ之ヲ區別シ相當欄内ニ記入スヘシ

第一七 屠 殺 (報告期翌年三月限)

明治何年

屠場數	成牛	頭數		斤量		價額	
		牝	牡	牝	牡	牝	牡

山	綿	豚	馬	犢
羊	羊			

(注意) 一斤量ハ内臟及毛皮ヲ除キタルモノヲ掲ケ且検査済食用ニ適スルモノタルヘシ
 成牛トハ二歳以上積トハ當歲ノモノヲ云フ

第一八 會 社 (報告期翌年三月限)

號 何府縣		明治何年十二月末日現在			
會社種類		資 本 總 額		社 債 現 在 額	
會社名稱	所 在 地 名	金 拂 込 濟 額		積 立 金	
設 立 年 月	營 業 ノ 目 的				

(注意)

- 一 本票ハ十二月末日ニ現在スル會社ヲ記入スルモノトス
- 一 資本金積立金社債ハ年末最近ニ於ケル決算期ノ現在額ヲ記入スヘシ
- 一 社債トハ商法第二編第四章五節ノ規定ニ依リ社債券ヲ發行シテ弘ク債權者ヲ募集シ以テ金員ヲ借入ル、モノヲ云フ
- 一 社債ハ現在額即チ償還未濟額ヲ記入スヘシ
- 一 會社ノ設立年月ハ登記事項中ノ設立年月ニ依ル但シ登記法施行以前ノ會社ハ實際設立ノ年月ヲ記載スヘシ
- 一 民法第三十五條ニ依リ營利ヲ目的トスル社團ニシテ商會社設立ノ條件ニ從ヒ法人タルモノハ之ヲ調査スヘシ
- 一 本票ハ一會社毎ニ式ノ通り記入シ一票毎ニ番號ヲ附シ之ヲ一括シテ其封筒ニ總計何枚ト記スヘシ
- 一 會社種類ノ欄ニハ合名、合資、株式、株式合資ノ別ヲ記スヘシ
- 一 營業ノ目的ハ其主タルモノ一ニ就キ何々賣買若クハ何々製造即チ商工ヲ區別シテ記スヘシ若シ營業ノ目的數個ニシテ主副ヲ區別シ難キトキハ列記スヘシ
- 一 本票用紙ハ厚紙ヲ用ヒ其寸法ハ曲尺縦五寸横四寸五分トス
- 一 會社ニシテ工場ヲ有スルモノハ別ニ工場票ヲ差出スヘシ

第一九 綿絲紡績ノ一 (報告期翌年四月限)

明 治 何 年

計	紡績場名	拂込濟		一日平均運		管絲製造高		原動力	機關數	平均一日	
		資本金	轉ノ	豎針斜針計	針	豎針斜針計	實馬力			營業平均一日	

計	紡績場名	石炭		職工		職工賃錢		主要製		同一梱		綠綿		落綿		屑絲	
		消費高	男	女	計	男	女	絲番數	ニ付價格	需用高	出來高	出來高	出來高	出來高	出來高	出來高	

綿絲紡績ノ二

計	本場	資本金	平均一日運	原動力機關數	平均一日實馬力	營業日數	平均一日就業時間	石炭消費高	職工		職工賃錢
									男	女	

(注意)

- 一 紡績場ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 賃錢ハ老幼ヲ除キ一日一人ノ平均ヲ記スヘシ

第二〇 絹絲紡績ノ一 (報告期翌年四月限) 明治何年

計	紡績場名	拂込濟		平均一日運		原動力機關數	平均一日實馬力	營業日數	平均一日就業時間	石炭		職工		職工賃錢
		資本金	轉ノ	豎針斜針計	針					消費高	男	女		

紡績場名	原 料	計	紡績場名		第二一 麻絲紡績ノ一 (報告期翌年四月限)		明治何年	
			拂込平均一日運轉原動力機關數	平均一日使用實馬力	營業平均一日就業時間	石炭消費高	職 工	職工賃錢
大 麻	黃 麻		資本金ノ	日數	日數	男	女	
亞 麻	麻絲製造高					計		男
	主要製絲番數							女
	同一貫ニ付格							

一 紡績以外ノ兼營事業アラハ其名稱ヲ掲ケ資本金其他ノ事項ニシテ本業ト兼業トヲ分割スル能ハサルトキハ其旨ヲ記スヘシ

紡績場名	絹		絲		主要製絲番數		同一貫ニ付價格	
	原 料	製造高	原 料	製造高	絹	絲	絹	絲
計	需要高		需要高		手	手	円	円

(注意)
一 紡績場ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
一 賃錢ハ老幼ヲ除キ一日一人ノ平均ヲ記スヘシ
一 本社所在地ト工場所在地ト異ナルトキハ本社ノ所在地其他參考上必要ノ事項ヲ記スヘシ

物類	絹織物							織工			機數		
	縞類	平絹類	紬太織類	絲織類	斜子類	羽二重類	縮緬類	紋織類	計	女	男	機手織	機力織

機業戸數	主産地		其他		計
	工場工業内	織元賃織業工場	工場工業内	織元賃織業工場	

第二二 識物ノ一 (報告期翌年三月限) 明治何年

(注意)
 紡績場ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
 賃錢ハ老幼ヲ除キ一日一人ノ平均ヲ記スヘシ
 本様式記載外ノ原料ヲ用ケル場合ニ於テハ其名稱數量ヲ記スヘシ
 本社所在地ト工場所在地ト異ナルトキハ本社ノ所在地其他參考上必要ノ事項ヲ記スヘシ
 紡績以外ノ兼營事業アラハ其ノ名稱ヲ掲ケ資本金其他ノ事項ニシテ本業ト兼業トヲ分割スル能
 ハサルトキハ其旨ヲ記スヘシ

物							物				袴 地類		
蚊帳 地	タ ヲ ル	綿 フ ラ ン ネ ル	織 色 木 綿 類	縮 木 綿	緋 木 綿	綿 二 子 其 他 綿 木	白 木 綿	計		其 他		女 帶 地 類	男 帶 地 類
								本 數	反 數				

交					物							透 綾 類		
勾 配 海 氣 類	木 綿 類	二 子 其 他 絲 入	縮 緋 類	縹 子 類	紋 織 類	計		其 他	女 帶 地 類	男 帶 地 類	袴 地 類		傘 地 類	海 氣 類
						本 數	反 數							

毛織物及其交織物				工織		機 力織機	機 手織機	機 業戸數	主産地		其他		計
毛 布	セ ル 類	フ ラ ン ネ ル 類	モ ス リ ン	計	女				男	工場内工業織 元賃織業工	工場内工業織 元賃織業工		
				數量									
				價額									
				數量									
				價額									
				數量計									
				價額									
				價額									

價額合計	織物雜類	物織麻					物織綿						
		計	其 他	蚊 帳 地	上 布 類	生 麻 布	計	其 他	女 帶 地 類	男 帶 地 類	袴 地 類		
												本數	反數

物織交其及物織毛			
計	其 他	羅 紗	膝 肩 掛 類
1	1		

織物ノ三

工 計	織		機 力 織 機	機 業 戸 數	工場家内工業織元賃織業工	主 産 地		其 他		工場家内工業織元賃織業工	計	
	男	女				工場家内工業織元賃織業工	工場家内工業織元賃織業工	工場家内工業織元賃織業工	工場家内工業織元賃織業工			

由多加織其他地誌	通				計
	其 計	毛 通	麻 通	綿 通	

(注意)

- 一 工場ト八十人以上ノ織工ヲ有スル機織場ヲ云フ
- 一 家内工業トハ主トシテ家族相集マリ(十人未満ニテ)機織ニ従事スルモノヲ云フ但十人未満ナレハ他人ノ相集マルモノト雖モ家内工業ト看做ス
- 一 織元トハ原料ヲ仕入置キテ賃織者ヲシテ機織セシムルモノヲ云フ
- 一 賃織業トハ他人ノ原料ヲ受ケテ機織スルモノヲ云フ
- 一 工場、家内工業、織元、賃織業ノ互ニ相兼スル場合ニ於テハ主タルモノ一ニ就キ相當欄内ニ記

入スヘシ

- 一 機業戸數及機數ハ其年十二月末日現在ヲ記スヘシ
- 一 力織機トハ水力、汽力、瓦斯力、電氣力等ニヨリ運轉スル機械織機ヲ云ヒ手織機トハ力織機ニ屬セサル總テヲ云フ(「バツタン」「ゼヤカード」機ノ如キモ手織機トス)
- 一 織工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記入スヘシ
- 一 自家用織物ハ合算スヘカラス
- 一 帶地ハ子供帶ハ男女トモ二本ヲ以テ一本ニ數ヘ女帶地半巾物ハ二本ヲ以テ一本トス
- 一 匹ハ反ニ換算シ其他卷、本、枚、碼等ヲ以テ稱呼スルモノハ數量價額トモ各別ニ記載スヘシ
- 一 織物雜類ノ欄(織物ノ一ニ於ケル)ニハ一乃至三ニ於ケル列記ノ種類ニ屬セサル凡テノ織物ノ價額ヲ記入スヘシ

六〇

第二三 莫大小 (報告期翌年四月限)							明治何年	
ズボン下	シヤツ	數量	價額	製造戸數	職工		計	
					男	女		

靴下	手袋	サ	其	計	

(注意)

- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 二種以上ヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

第二四 陶磁器 (報告期翌年四月限)				明治何年	
製造戸數	主產地	其他	計		

六一

製 造 品					職 工		窯 數					
計	其 他	玩 具	飲 食 器	家 具	裝 飾 品	計	女	男	其 他	錦 窯	登 窯	
											間 數	筋
						價						
						額						
						價						
						額						
						計						

(注意)

- 一 製造戸數及窯數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 窯數ハ左ノ圖面ニ示ス如ク計算スヘシ

瓦	煉 瓦		數 量	價 額	製 造 戸 數	職 工	
	計	耐 火				男	女

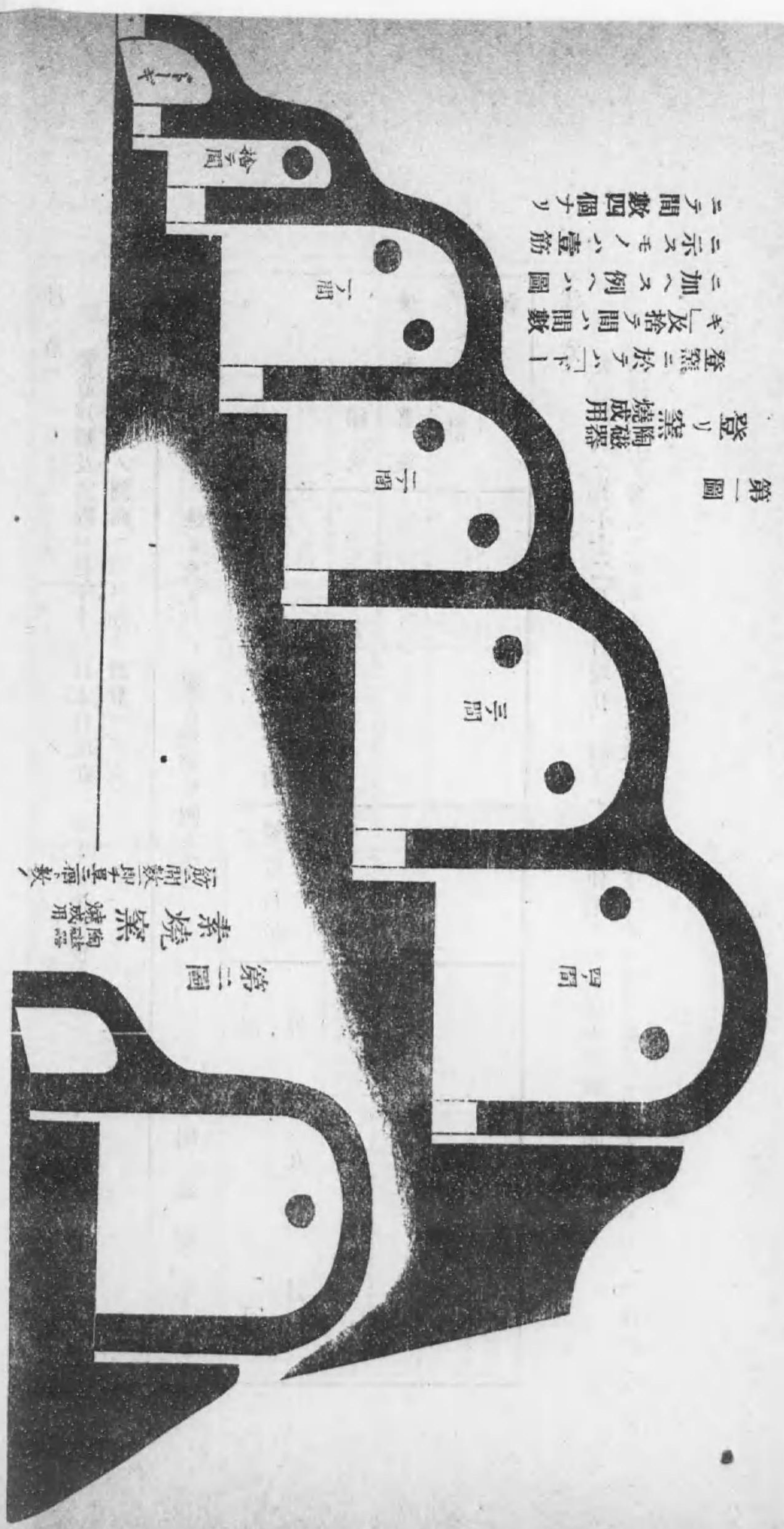
第二五 煉瓦及瓦 (報告期翌年四月限)

明治何年

(注意)

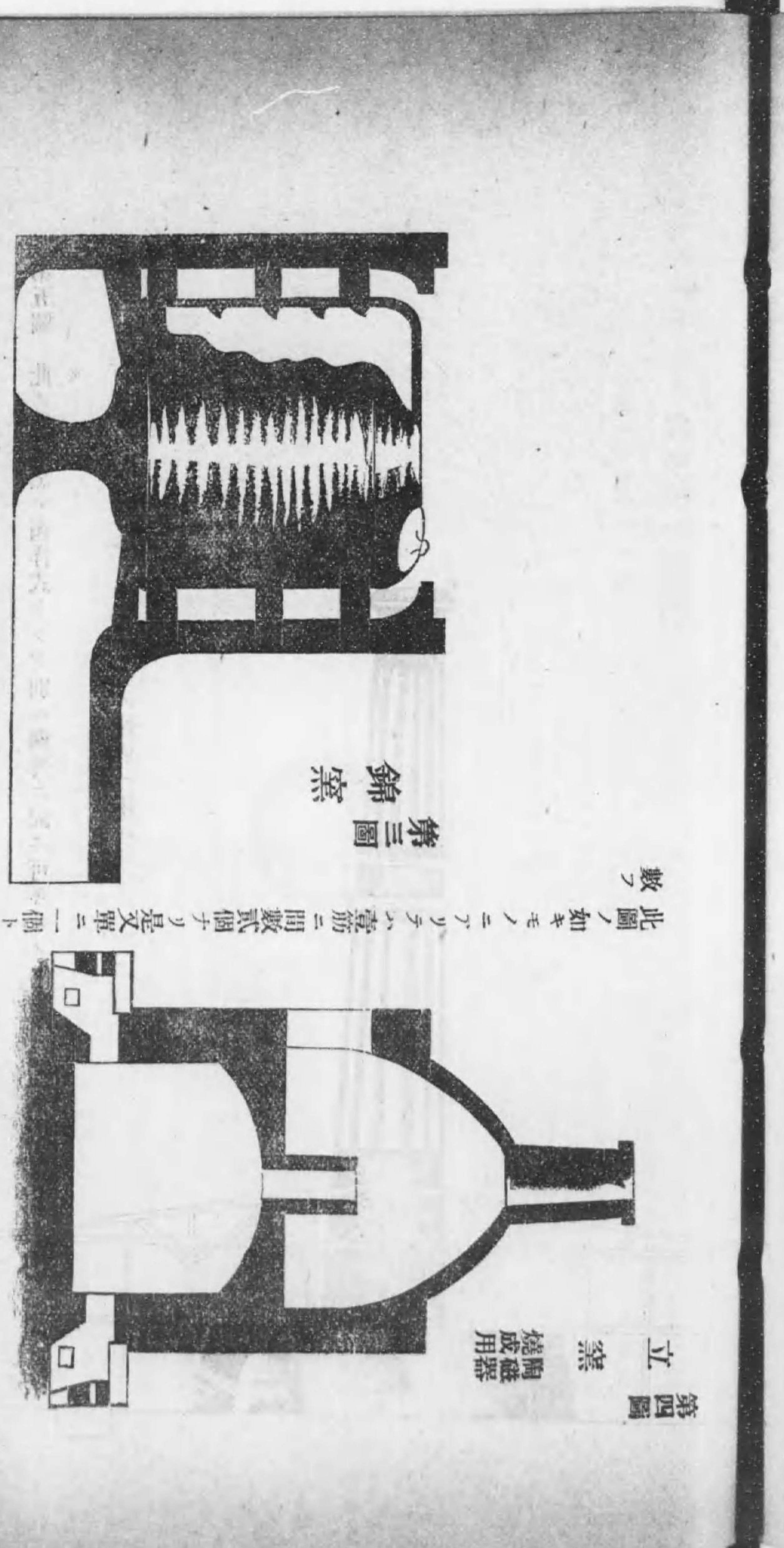
- 一 製造戸數ハ其年十二月末日現在、職工ハ平常使用スル一日平均數ヲ記スヘシ
- 一 二種以上ヲ製造スルモノハ製造戸數及職工ハ主ナル一方ニ記入シ數量及價額ハ之ヲ區別シテ記入スヘシ

第一圖
登り窯
陶磁器
燒成用



登窯ニ於テ「ド」
キ「」及捨テ間ハ間數
ニ加ヘス例ヘハ圖
ニ示スモノハ壹筋
ニテ間數四個ナリ

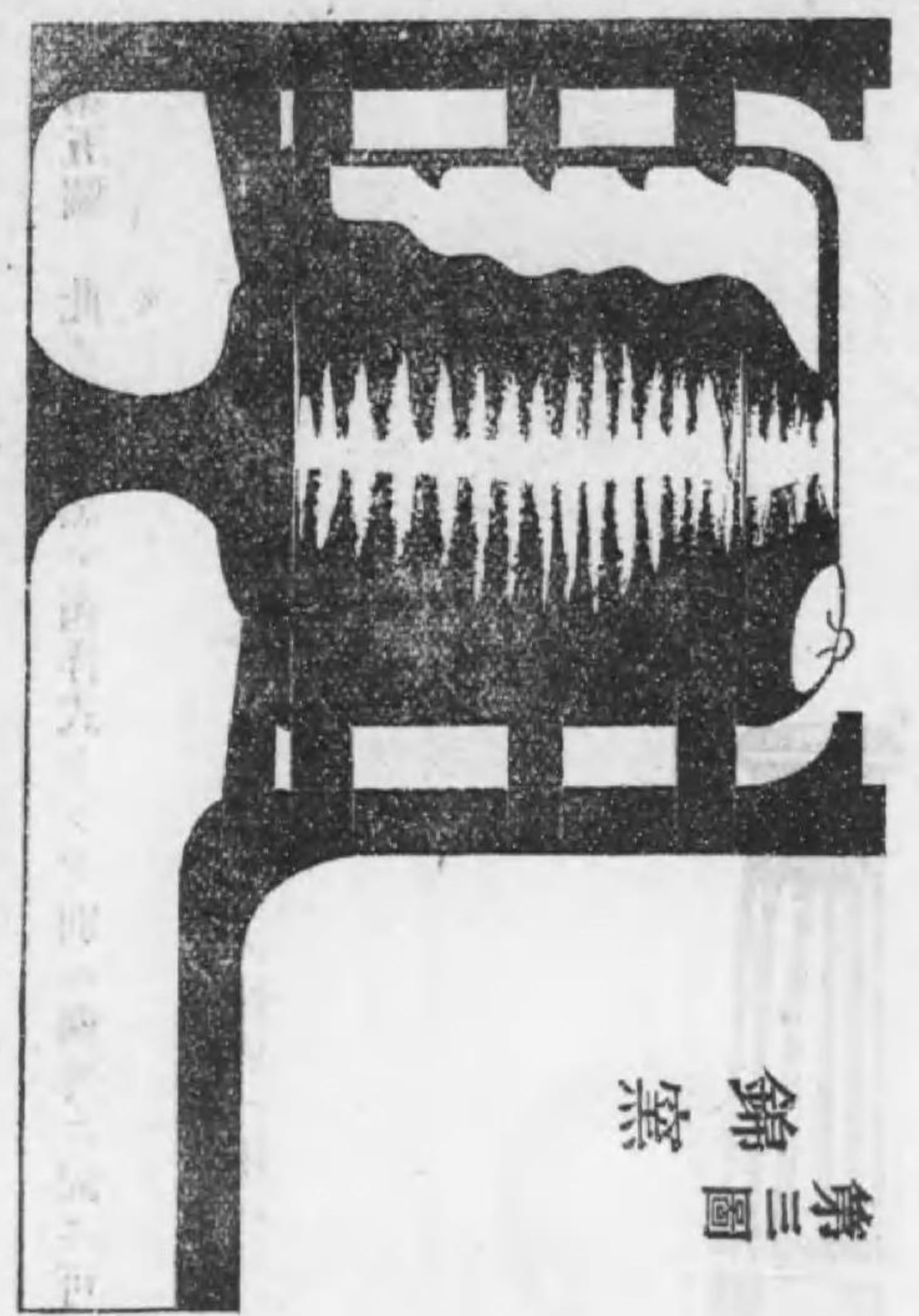
第二圖
素燒窯
陶磁器
燒成用
筋間數即チ是種數



第四圖
立窯
陶磁器
燒成用

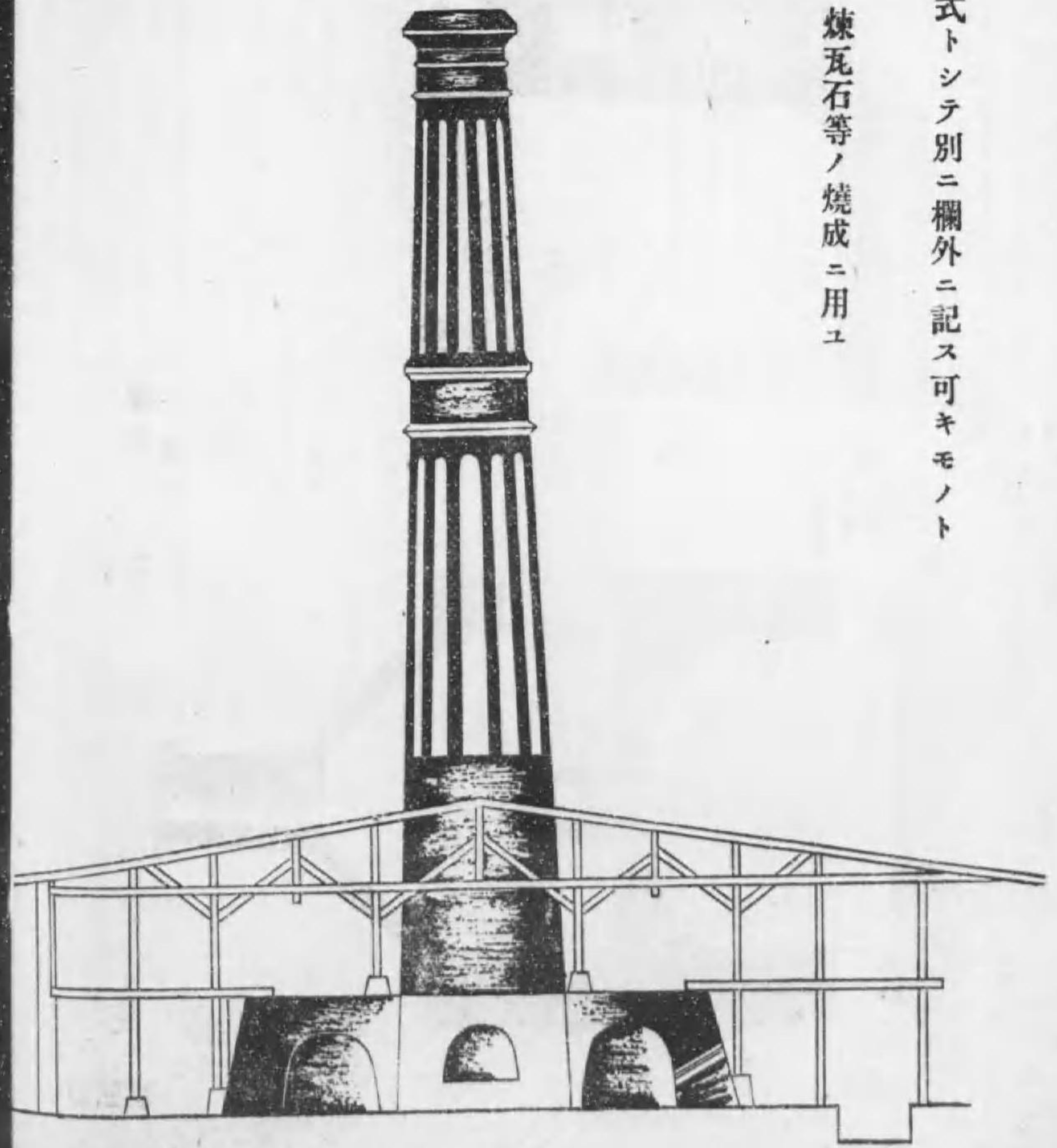
此圖ノ如キモノニアリテハ壹筋ニ間數貳個ナリ是又單ニ一個ト
數テ

第三圖
錦窯



第五圖 此ノ種ノ窯ハ西洋式トシテ別ニ欄外ニ記ス可キモノト
ス

ホフマン式輪窯 煉瓦石等ノ焼成ニ用ユ



ホフマン式輪窯平面圖

輪窯ニハ圓形アリ橢圓形アリ橢圓形ノモノ廣ク用ヒラル

